

令和 8 年度 認証評価

高知学園短期大学 自己点検・評価報告書

令和 8 年 6 月

目次

自己点検・評価報告書	3
1. 自己点検・評価の基礎資料	4
2. 自己点検・評価の組織と活動	13
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	16
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	16
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	18
[テーマ 基準Ⅰ-C 社会貢献]	26
[テーマ 基準Ⅰ-D 内部質保証]	31
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	36
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	36
[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]	42
[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]	46
[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]	49
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	57
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	57
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	69
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	75
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	79
【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】	84
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営]	84
[テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営]	87
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	89
[テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表]	91
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11-1~20] 基礎データ	
[様式 21] 法令対応確認一覧	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、高知学園短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 8 年 6 月 25 日

理事長

高瀬 久志

学長

山下 文一

ALO

岸 康人

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

＜学校法人の沿革＞

明治 32 年 4 月	江陽学舎創立
明治 36 年 4 月	江陽学舎を江陽学校と改称
大正 5 年 4 月	江陽学舎に簡易商業科併設
大正 7 年 4 月	簡易商業科を廃止して商業補修学校設立
大正 7 年 12 月	乙種商業学校文部科学大臣認定
大正 8 年 4 月	商業補修学校を廃止し、城東商業学校（乙種修業年限 3 年）設立
大正 10 年 12 月	財団法人城東商業学校設立
大正 15 年 3 月	城東商業学校を甲種（修業年限 5 年）に昇格
昭和 4 年 3 月	江陽学校廃止
昭和 19 年 4 月	高知女子商業学校設立
昭和 21 年 4 月	高知女子商業学校を橘高等女学校と改称
昭和 23 年 3 月	新制度により城東高等学校、城東中学校設立
昭和 26 年 3 月	財団法人城東高等学校を学校法人城東高等学校に組織変更
昭和 27 年 3 月	学校法人城東高等学校を学校法人城東学園に組織変更 城東学園附属幼稚園設立
昭和 31 年 5 月	学校法人城東高等学校を学校法人高知学園に組織変更 城東高等学校を高知高等学校（普通科、商業科）に、城東中学校を高知中学校に、城東学園附属幼稚園を高知学園附属幼稚園に改称
昭和 31 年 12 月	高知小学校設立
昭和 35 年 1 月	高知学園高知工業高等学校設立
昭和 37 年 1 月	高知学園高知工業高等専門学校設立
昭和 38 年 3 月	高知学園高知工業高等専門学校廃止（国立移管）
昭和 39 年 3 月	高知学園高知工業高等学校廃止
昭和 42 年 1 月	高知学園短期大学設置認可
昭和 43 年 2 月	高知リハビリテーション学院 3 年制設置認可（各種学校）
昭和 44 年 2 月	高知学園附属幼稚園を高知幼稚園と改称
昭和 50 年 3 月	高知リハビリテーション学院の修業年限 3 年を 4 年に変更承認
昭和 55 年 12 月	高知リハビリテーション学院を専修学校専門課程として設置認可
平成 7 年 4 月	高知幼稚園を高知学園短期大学附属高知幼稚園と改称
平成 9 年 4 月	高知リハビリテーション学院に言語療法学科設置
平成 26 年 11 月	高知学園短期大学附属認可外保育所設置
平成 30 年 10 月	高知リハビリテーション専門職大学設置認可
令和元年 11 月	高知学園大学設置認可

高知学園短期大学

<短期大学の沿革>

昭和 42 年	1 月 3 月 4 月	高知学園短期大学食物栄養科設置認可 食物栄養科を栄養士養成課程として指定 高知学園短期大学開学
昭和 43 年	2 月 3 月	衛生技術科設置認可 食物栄養科を教育職員の免許状授与の所要資格を得させるための課程として認定 中学校教諭二級普通免許状（保健・家庭） 衛生技術科を衛生検査技師養成学校として指定
昭和 44 年	2 月	幼児教育科設置認可 幼児教育科を保母養成学校として指定 幼児教育科を幼稚園教諭二級普通免許状を得させるための課程として認定
昭和 45 年	1 月 2 月 4 月	保健科設置認可 保健科を教育職員の免許状授与の所要資格を得させるための課程として認定 中学校教諭二級普通免許（保健）、養護教諭二級普通免許 保健科を歯科衛生士学校養成所指定規則第 2 条の規定に基づき歯科衛生士養成学校として指定
昭和 46 年	4 月	衛生技術科を臨床検査技師学校養成所指定規則第 2 条の規定に基づき臨床検査技師養成学校として指定
昭和 53 年	12 月	高知学園短期大学専攻科幼児教育専攻設置
昭和 62 年	12 月	保健科に保健専攻、歯科衛生専攻設置
昭和 63 年	1 月	保健科保健専攻を教育職員の免許状授与の所要資格を得させるための課程として認定 中学校教諭二級普通免許（保健）、養護教諭二級普通免許 保健科歯科衛生専攻を歯科衛生士学校養成所指定規則第 3 条第 1 項の規定に基づき歯科衛生士学校として指定
平成 2 年	3 月	食物栄養科、幼児教育科及び保健科保健専攻を教育職員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の正規の課程として認定 食物栄養科：中学校教諭二種免許状（家庭） 幼児教育科：幼稚園教諭二種免許状 保健科保健専攻：中学校教諭二種免許状（保健）、養護教諭二種免許状
平成 7 年	4 月	高知幼稚園を高知学園短期大学附属高知幼稚園と改称
平成 12 年	2 月	幼児教育科及び保健科保健専攻を教育職員の免許授与の所要資格を得させるための大学の正規の課程として認定 幼児教育科：幼稚園教諭二種免許状 保健科保健専攻保健コース：中学校教諭二種免許状（保健） 同専攻 養護コース：養護教諭二種免許状

高知学園短期大学

平成 13 年 3 月	専攻科幼児教育専攻廃止 専攻科応用生命科学専攻設置
平成 17 年 4 月	食物栄養科を生活科学学科に、幼児教育科を幼児保育学科に科名変更
平成 18 年 3 月 4 月	第三者評価「適格」認定 保健科保健専攻廃止 医療衛生学科設置 医療衛生学科医療検査専攻、歯科衛生専攻を臨床検査技師等に関する法律第 15 条第 1 項、歯科衛生士法第 12 条第 1 号に定める学校として指定
平成 19 年 10 月 12 月	看護学科を保健師助産師看護師法第 21 条第 1 項に定める学校として指定 看護学科を教育職員の免許状授与の所要資格を得させるための課程として認定 養護教諭二種免許状
平成 20 年 3 月 4 月	衛生技術科及び保健科歯科衛生専攻廃止 看護学科設置
平成 22 年 8 月	専攻科地域看護学専攻を保健師助産師看護師法第 19 条第 1 号に定める学校として指定
平成 23 年 2 月 4 月	専攻科地域看護学専攻を教育職員の免許状授与の所要資格を得させるための課程として認定 養護教諭一種免許状 専攻科地域看護学専攻設置
平成 25 年 3 月	第三者評価「適格」認定
平成 26 年 11 月	高知学園短期大学附属認可外保育所設置
令和 2 年 3 月 4 月	認証評価「適格」認定 医療衛生学科歯科衛生専攻を歯科衛生学科に科名変更
令和 4 年 3 月	生活科学学科廃止
令和 5 年 3 月	医療衛生学科医療検査専攻廃止 専攻科応用生命科学専攻廃止

高知学園短期大学

(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 8 (2026) 年 5 月 1 日現在

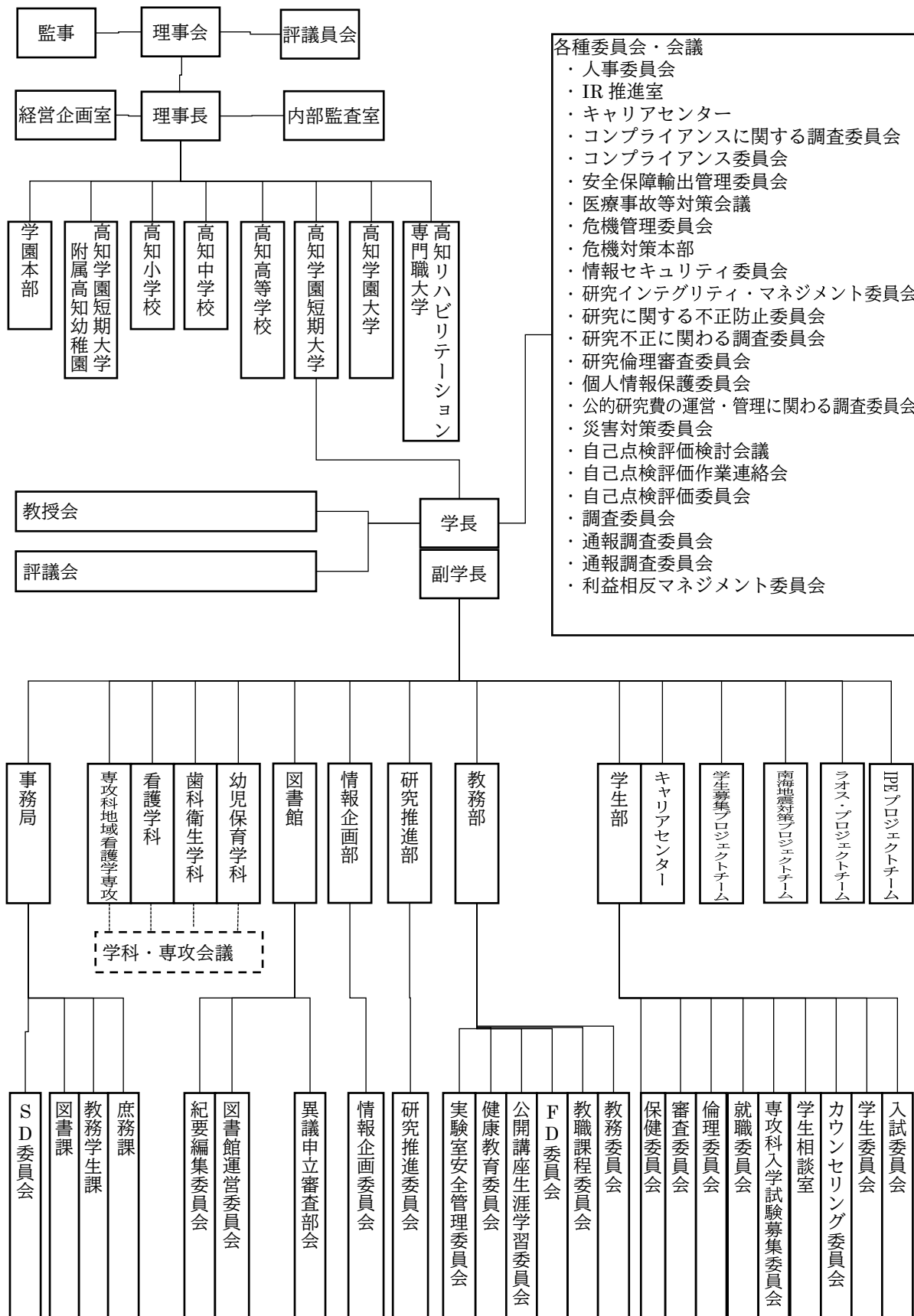
教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
高知学園短期大学	高知市旭天神町292-26	205 (25)	485 (25)	401 (23)
高知学園大学	高知市旭天神町292-26	130	520	302
高知リハビリテーション 専門職大学	土佐市高岡町乙1139-3	150	600	339
高知高等学校	高知市北端町100	420	1,260	556
高知中学校	高知市北端町100	330	990	347
高知小学校	高知市北端町100	80	480	356
高知学園短期大学附属 高知幼稚園	高知市北端町100	30	120	70

() はうち、専攻科の人数

高知学園短期大学

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図 令和8(2026)年5月1日現在



高知学園短期大学

(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

高知学園短期大学は高知市に立地している。高知市における令和 8 年 4 月 1 日の推計人口は 307,701 人である。第 3 期評価受審の令和元年 5 月 1 日における推計人口が 331,790 人であることから、高知市の人口は減少傾向にある。本学は、JR 高知駅から西方約 3 キロの旭天神町に所在する。高知市は国から中核市に指定されている高知県中部の中心都市であり、県内最大の商業地を持つと同時に県内の人口の 40%を占めるプライメイトシティ（一極集中型都市）でもある。旭天神町を含む旭地区は、JR 旭駅前を中心に新旧の住宅地が広がり、その一部では道路拡張を中心に再開発が進んでいる。

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	令和 3 (2021) 年度		令和 4 (2022) 年度		令和 5 (2023) 年度		令和 6 (2024) 年度		令和 7 (2025) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
高知県	184	98.9	155	98.1	150	96.2	152	99.3	147	98.6
愛媛県	0	0	1	0.6	2	1.3	1	0.7	0	0
香川県	0	0	1	0.6	0	0	0	0	0	0
徳島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中国地方	0	0	0	0	1	0.6	0	0	0	0
九州地方	0	0	0	0	2	1.3	0	0	1	0.7
近畿地方	0	0	0	0	1	0.6	0	0	0	0
その他	2	1.1	1	0.6	0	0	0	0	1	0.7

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和 7（2025）年度を起点に過去 5 年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

高知県は、著しい少子高齢化の状況を受けて、日本一の健康長寿県構想に取り組んでいる。そのため、食・教育（保育）・医療各分野の果たす役割は大きい。老後を健康に過ごすためには食と医療の専門的職業人に寄せられるニーズが高い。また、核家族化や地域及び家庭の教育力の低下が問題視される中で、幼児期の教育・保育は人間形成の基盤となるものである。その重要性は高く、保育の責任も非常に大きい。このようなニーズの下で、高知学園短期大学は、保育士・幼稚園教諭、歯科衛生士、看護師、保健師、養護教諭といった地域の生活インフラを維持する上で欠かせない専門的職業人を育成

高知学園短期大学

している。また、併設されている4年制の高知学園大学は、本短大を前身としており、管理栄養士、臨床検査技師を育成し、長年にわたり高知県内に数多くのエッセンシャルワーカーを輩出し続けている。

また、本学は若年層の県内定着を促す「受け皿」として機能していることも無視できない。同県内の国立高知大学や高知県立の高知工科大学・高知県立大学には県外からも多くの学生が集まるが、卒業後に県外へ転出するケースも少なくない。高知県内には、他に私立大学としては、本学と併設されている高知学園大学、本法人が設置する高知リハビリテーション専門職大学の他、高知健康科学大学の3大学が存在するが、短期大学は本学のみである。本学のような地域密着型の短期大学は、地元出身者が進学し、そのまま県内の施設や病院へ就職する割合が高い傾向にある。このように、地域の雇用ニーズと学生のキャリア形成をダイレクトに結びつける「循環型」の教育構造は、地方創生の観点からも極めて重要である。

さらに、近年本学は、教育の質保証という面で地域からの信頼を担保しており、ガバナンスの強化や情報公開の単なる事務的な手続きに留まらず、地域社会に対して「質の高い専門職を安定的に育成し続ける」という公的な約束を果たしていることに他ならない。短期大学という特性を活かし、より実学に特化したカリキュラムを通じて、短期間で質の高い専門職を現場へ送り出すことで、医療・教育の現場に最も近い位置で実務者を養成する本学の存在は、地域の持続可能性を支える不可欠な基盤であると言える。

■ 地域社会の産業の状況

高知県の産業構造は、全国と比較して第一次産業の比率が高いことが大きな特徴である。急峻な山岳地帯と長い海岸線という地理的制約を克服するため、特に施設園芸農業が高度に発達している。ナス、ショウガ、シシトウ、ユズといった品目で全国トップクラスのシェアを誇り、「園芸王国」としての地位を確立している。また、県土の84%を占める森林資源を背景とした林業や、カツオの一本釣りに代表される漁業も、地域の経済と文化を支える重要な基盤となっている。

第二次産業においては、製造業の規模こそ全国水準では小さいものの、独自の技術力を持つ「ニッチトップ」企業が点在している。伝統的な土佐和紙の技術を発展させた機能性ペーパーや電子部品用不織布、造船業、食品加工、さらには農林業用機械の製造などが主要な分野である。近年では、海洋深層水の利活用や、豊富な森林資源を用いたバイオマス発電といった再生可能エネルギー分野への取り組みも進んでおり、地域資源を高度に活用した付加価値の創出が模索されている。

第三次産業は県内総生産の約7割を占め、雇用の最大の受け皿となっている。観光業については、高知城や桂浜、四万十川といった豊かな歴史・自然資源、さらには「よさこい祭り」に代表される独自の文化を活かした集客が展開されている。一方で、全国に先駆けて進行する人口減少と高齢化の影響により、医療・福祉分野の経済的比重が極めて増大している。これは地域における安定した雇用の場であると同時に、生産年齢人口の減少に伴う労働力不足という構造的な課題を浮き彫りにしている。

今後の展望としては、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進による産業全体の生産性向上や、県外・国外への販路拡大が不可欠な状況にある。厳しい人口動態

高知学園短期大学

の中でも、豊富な一次産品を加工して付加価値を高める「6次産業化」や、スタートアップ支援を通じたIT関連産業の育成が急務となっている。高知県の産業は、伝統的な資源活用と最新技術の融合により、いかにして持続可能な地域経済モデルを構築できるかという転換期に立っていると言える。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)	シラバスには科目の到達目標を明示しているが、卒業認定・学位授与の方針との関連性についても明確に記載することが望まれる。
(b) 対策	令和4年度より、シラバスに「卒業認定・学位授与の方針との対応」の項目を追加して、その関与を記すようにしている。
(c) 成果	各科目で卒業認定・学位授与の方針に基づく授業内容の具体化と工夫が進んでいる。

高知学園短期大学

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし。
(b) 対策
(c) 成果

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし。
(b) 改善後の状況等

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし。
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和 8（2026）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

高知学園短期大学における公的研究費の管理・監査のガイドラインにおいて、責任体系やルール、職務権限の明確化を図り、適正な運営及び管理を確保している。具体的には、公的研究費等の使用に関する不正防止計画を定め、この計画に則って対応することとしている。教職員には高知学園大学・高知学園短期大学研究倫理ガイドブックを配付して周知を図っている。また、学内で開催する研究倫理研修会や啓発活動では、研究費の不正使用防止や科学研究費助成事業（科学研究費補助金）の制度概要等に触れながら説明し、公的研究費の重要性や本学の管理方針を教職員へ周知している。教員に対しては e-learning による研究倫理教育を 5 年に一度は受講し、その修了書を提出することとしている。交付された公的研究費については、毎年度 1 回内部監査を実施し、適正な執行を確認している。なお、関係する規程等のうち、主なものは以下の通りである。

- ・ 高知学園短期大学における公的研究費の管理・監査のガイドライン
- ・ 高知学園短期大学科学研究費補助金事務取扱要領
- ・ 高知学園短期大学研究に関する不正防止委員会規程
- ・ 高知学園短期大学研究倫理審査委員会規程
- ・ 高知学園短期大学研究倫理に関するガイドライン
- ・ 高知学園短期大学研究倫理指針
- ・ 高知学園短期大学研究活動における不正防止計画
- ・ 高知学園短期大学研究活動の不正行為に係る通報（告発）処理に関する規程
- ・ 高知学園短期大学研究不正に関わる調査委員会規程
- ・ 高知学園短期大学研究に係る不正行為防止に関する基本方針
- ・ 高知学園短期大学研究活動及び研究費適正使用に関する行動規範
- ・ 高知学園短期大学公的研究費の運営・管理に関わる調査委員会規程
- ・ 高知学園短期大学公的研究費等の使用に関する不正防止計画
- ・ 高知学園短期大学研究インテグリティの確保に関する規程

2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

高知学園短期大学は、自己点検・評価委員会を平成 7 年に設置して以降、現在は自己点検評価委員会として定期的に自己点検・評価報告書(案)を作成している。構成員は、学長が指名する者を委員長とし、各学科及び専攻科専攻教員とその他学長が指名する者をもって構成している。令和 8 年 5 月 1 日現在の委員会は、自己点検評価委員会規程に基づき、次の 8 名から構成されており、その事務は教務学生課が行っている。

委員長	学長が指名する者
委員	幼児保育学科教員
	歯科衛生学科教員
	看護学科教員

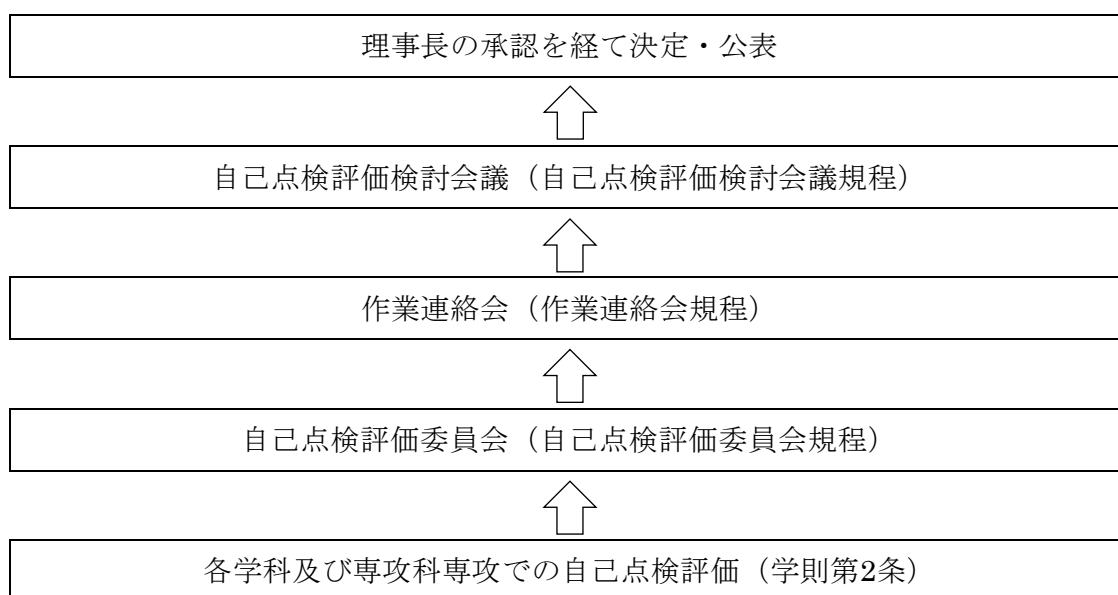
高知学園短期大学

専攻科地域看護学専攻教員
事務局長
庶務課主監
学生支援担当課長

自己点検評価委員会で作成された自己点検・評価報告書（案）について、その後は作業連絡会で全学的な視点に基づき検討する。さらに、自己点検評価検討会議の審議を経て本学の自己点検・評価報告書をまとめる。なお、自己点検・評価報告書の最終決定と公表に当たっては、理事長の承認を必要としている。

本学では、まず各学科・各部署で自己点検・評価活動を行い、その概要について自己点検評価委員会で報告書案を作成している。さらに、その案を作業連絡会で編集した後、最終的には評議会構成員と自己点検評価委員会事務局委員からなる自己点検評価検討会議で自己点検・評価報告書を作成している。活動は自己点検評価委員会規程、作業連絡会規程、自己点検評価検討会議規程に基づいて実施している。

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学における自己点検・評価の体制は、四つの段階を経て活動することとなっている。まず各学科及び専攻科、事務局各課等、各部署において全教職員が主体的に自己点検・評価を行っている。次に自己点検評価委員会規程に基づいて、各部署で検討された内容を自己点検評価委員会で審議・検討している。さらに、作業連絡会規程に基づいて自己点検・評価報告書（案）を作業連絡会で検討・編集し、編集後の報告書（案）を自己点検評価検討会議規程に基づいて自己点検評価検討会議で学長に回答し、報告書をまとめている。最終的には、理事長の承認を経て自己点検・評価報告書を決定し、公表している。

自己点検・評価報告書はウェブサイトで公表し、学内外に公開している。さらに、全国における自己点検・評価活動の動向についても、評議会や自己点検評価委員会等で報

高知学園短期大学

告するとともに、前年度からの本学における取り組み状況も確認してPDCAサイクルを展開している。このように、本学では自己点検・評価の成果を全学で把握しながら日常の教育・研究の改善に活用することとなっており、組織的に機能している。

- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和7（2025）年度を中心に）

令和7年	
8月13日	令和7年度第1回自己点検評価委員会：認証評価受審、スケジュール、令和7年度自己点検評価報告書作成について
8月26日	令和8年度短期大学認証評価ALO対象説明会：ALO、事務局長出席
令和8年	
4月15日	令和8年度第1回自己点検評価委員会：令和7年度報告書案の検討、スケジュール確認、令和8年度報告書作成について
4月21日	令和8年度第1回自己点検・評価作業連絡会：令和7年度報告書案の検討
	令和8年度第1回自己点検評価検討会議：令和7年度報告書案の検討
4月22日	令和7年度報告書の理事長承認
6月24日	令和8年度第2回自己点検評価委員会：令和8年度報告書案の検討
6月25日	令和8年度第2回自己点検・評価作業連絡会：令和8年度報告書案の検討
6月26日	令和8年度第2回自己点検評価検討会議：令和8年度報告書案の検討
	令和8年度報告書の理事長承認

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

<根拠資料>

- 提出資料 1 学生生活と履修の手引き
2 大学案内 2026
3 Web サイト「高知学園大学・高知学園短期大学の歴史」
- 提出資料- 0 学則
- 規程集 2 高知学園短期大学の教育目的に関する規程
- 備付資料 1 高知学園短期大学開学 50 周年記念誌
2 川島源司傳
3 式典等の次第 [令和 7 (2025) 年度]
4 Web サイト「学校法人高知学園リーフレット」
5 Web サイト「建学の精神と世界の鐘」

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

<区分 基準 I -A-1 の現状>

高知学園短期大学では、「至誠をもって事にあたり、人や社会に信頼される人物の育成」を建学の精神としており（提出-規程集-0）、本学が目指す教育の根幹をなすものとなっている。建学の精神は、令和 6 年度末に学園本部において過去の文献（備付-1,2）等を再検討した結果、その文言が学園全体で統一的に変更されたが、その意味するところが変更されたわけではない。旧建学の精神である「世界の平和と友愛」は依然として本学の重要なミッションである。至誠によって社会からの信頼を得て、その基盤の上で高度な専門的知識が活かされることが人類の福祉や世界の平和と友愛に繋がるという考え方は、川島源司初代学園長から引き継がれている（提出-3）。また、昭和 32 年 3 月に「世界の平和と友愛」の願いを込めて制作された本学の教育の象徴である「世界の鐘」には、「この鐘の音のとどろくところ、永遠の真理と希望にかがやき、世界の平和と友愛にみつ」と刻まれている。

建学の精神は、学則第 1 条で定められており、同条第 2 項に基づき、本学の教育理念・理想としてこの精神を柱とした教育基本方針を高知学園短期大学の教育目的に関する規程第 2 条で定めている（提出-規程集 2）。

建学の精神である「至誠をもって事にあたり、人や社会に信頼される人物の育成」は、教育基本法で定める「世界の平和と人類の福祉の向上」への貢献や「世界の鐘」に込められた「平和と友愛」を願う精神に通じるものである。その過程では「公共の精神」を尊ぶことが不可欠である。また、その貢献を果たすためには、私立学校法第 1 条に定める「公共性を高める」ことの実現が前提となる。それゆえ、本学の建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有するものであり、また、改正私立学校法の趣旨を踏まえ、管理運営の透明性を高めることで公共性をより強固なものとしている。

「世界の鐘」は、歴史的な教育の象徴として、現在も学校法人高知学園の教職員、幼稚園児や小中高生、学生に対して 1 日に朝夕の 2 回鳴らされ、澄んだ音色を響かせている。また、高知学園における入学式や卒業式等の行事においても鳴らされ、全員が黙想して本学の

教育理念に込められた精神を自覚し共有するよう取り組んでいる。それゆえ、本学にとって「世界の鐘」は教育の歴史と理念を象徴するシンボルとしても位置付けられている。特に本学の入学式や卒業式では、「世界の鐘」と本学の教育理念、建学の精神に込められた使命を**開式前に説明**するとともに、式中で鐘の音に合わせ黙想することを通して**学内外に表明**している（備付-3）。また、大学案内（提出-2）や Web サイト（提出-3, 備付-4）等でも周知しており、とくにオープンキャンパスでは、本学志望者とその保護者に対して建学の精神を説明して理解を求めるとともに、教育目的の達成に向けて取り組んでいる。

在学生に対しては、**学生生活と履修の手引き（提出-1）で建学の精神を明示**し、オリエンテーション時にはこの精神に基づいた学習成果と教育課程を示しながら、理解を深めるよう取り組んでいる。授業においても、幼児保育学科及び看護学科で「**平和と友愛論**」を必修科目として開講しており、重要な教養として1年次に受講して理解を深めている。また、歯科衛生学科では、1年次の必修科目「**歯科衛生士概論**」において説明を行っている。また、日常の学生生活を通して「**至誠をもって事にあたり、人や社会に信頼される専門職者**」を目指す自覚と誇りを求めるよう表明している。このように、本学は学校教育法施行規則第172条2に定めた「大学の教育研究上の目的」に関する情報を表明し、広く周知を図っている。

学内では、**建学の精神**を示したパネルを学内の複数の場所で**掲示**している。また、図書館では本学創立に関わった川島源司・元学園長に関する書籍を展示し、その中で本学の教育理念の歴史を紹介している。これらの環境のもと、教職員は教授会や評議会、各種委員会、さらには授業で建学の精神に基づいた教育活動であることを常に点検している。

これらの環境のもと、教職員は**毎年度の組織目標の策定時をはじめ、教授会や評議会、各種委員会、さらには授業で建学の精神に基づいた教育活動であることを定期的かつ常に点検**している。また、全学的な自己点検・評価活動の実施に際しても、すべての教育研究活動が建学の精神に合致しているかを定期的に確認する契機としている。

学習の節目として開催する**歯科衛生学科の継承式、看護学科の戴灯式**においても「世界の鐘」の音を聞きながら黙想し、学外実習や社会へ向う学生も本学の教育理念を自覚し共有することとしている。これらの取り組みも通じて、教職員及び学生は建学の精神について考え、日々の取り組みや教育研究活動との関連を確認している。

令和6年度末の建学の精神変更に伴い、令和7年度4月より学内の複数の掲示板で資料「**建学の精神・教育基本方針等の変更について**」を掲示し、建学の精神等の変更を周知するとともに、教育目的や教育基本方針、学習成果やポリシーについても QR コードから本学 Web サイトでの確認を促している。また、本学 Web サイト内には「**建学の精神と世界の鐘**」ページ（備付-5）、内面的な修養である「至誠」と、「世界の鐘」に託された「平和と友愛」という外向的な志が、如何に地続きであるかを説明している。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題>

本学は令和6年度末、建学の精神の文言を「至誠をもって事にあたり、人や社会に信頼される人物の育成」へと統一的に変更した。これに伴い、Web サイトの改修や掲示物の更新、オリエンテーションでの周知など、新旧の文言の繋がりやその教育的意義をステークホルダーへ伝えるための基盤整備は概ね完了している。

高知学園短期大学

建学の精神の周知活動は多角的に行っているが、学生や教職員がその意味をどの程度深く理解し、日々の教育研究活動や学習に具体的に結びつけられているかについて、定量的・定性的な把握には課題が残る。自己点検・評価の結果を教育の質向上に反映させるためには、アンケート結果等を分析し、理解度を向上させるための改善策に繋げることが重要である。

また、オープンキャンパスや Web サイトを通じて受験生や保護者へ建学の精神の周知を図っているが、地域社会や実習先、卒業生の就職先等に対して、変更後の建学の精神が本学の教育課程や学習成果とどのように連動しているかをより明確に発信し、社会的な信頼を一層強固にするための取り組みが求められる。透明性確保やガバナンスの強化といった具体的な法人運営の姿勢と結びつけて、より体系的に学内外へ示していくことが課題となる。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準 I -B 教育の効果]

<根拠資料>

- 提出資料
- 1 学生生活と履修の手引き
 - 2 大学案内 2026
 - 4 Web サイト「教育目的」
 - 5 履修要項（専攻科地域看護学専攻）
 - 6 学生募集要項 2027
 - 7 Web サイト「学習成果」
 - 8 Web サイト「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」
 - 9 Web サイト「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」
 - 10 Web サイト「アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）」
 - 11 シラバス
 - 12 行事予定表
 - 13 時間割表
- 提出資料-
- 0 学則
- 規程集
- 2 高知学園短期大学の教育目的に関する規程
- 備付資料
- 6 ファクトブック 2025
 - 7 シラバス作成要領
 - 93 学生生活と履修の手引き [令和 8 (2026) 年度]

[区分 基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。]

<区分 基準 I -B-1 の現状>

高知学園短期では、建学の精神に基づいて高知学園短期大学の教育目的を学則第 1 条で

高知学園短期大学

次のように定めている（提出-規程集-0）；

高知学園短期大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに則り、建学の精神である「至誠をもって事にあたり、人や社会に信頼される人物の育成」を根幹とし、広く知識を授け深く専門の学芸を教授研究し、実践的な幅広い能力と知的、道徳的及び応用的能力を展開することのできる人材を養成し、もって人類の福祉と文化の進展に寄与することを目的とする。

この教育目的を達成するため、**高知学園短期大学の教育目的に関する規程第2条**で**高知学園短期大学の教育基本方針**を次の通り定めている（提出-規程集-2）；

「至誠」の精神を深く理解し、誠実さ、責任感、倫理観を育むとともに、高知学園の教育の象徴「世界の鐘」に込められた「世界の平和と友愛」に貢献するため、自由と規律を尊び、真理を深め、創造性と情操を培い、広い教養と健全な社会性を身につけた専門的職業人を育成する。

なお、これらは令和6年度末に建学の精神が変更されたことに伴い、大学全体での見直しを通して改訂されており、令和7年度4月から施行されている。

また、各学科ではこれらに基づき、**学科**としての**教育目的**を定めている。幼児保育学科では、豊かな人間性と倫理観を基盤とし、変化し続ける社会やキャリアに応じて、自ら主体的に専門性を高め続けられる幼稚園教諭・保育士・保育教諭の養成、歯科衛生学科では、広い教養と多様性への理解をベースに、生涯にわたり主体的に学び続け、口腔健康管理を実践できる高いコミュニケーション能力を持った歯科衛生士の養成、看護学科では、豊かな人間性と高い専門性を備え、地域社会の健康に貢献しながら、生涯にわたり自己研鑽を重ねる看護専門職の養成、専攻科地域看護学専攻では、公衆衛生の知識を体系的に学び、広い視野と協働の力で地域社会全体の健康と生活の質を支える看護専門職を養成するためそれぞれ教育目的を定めている。

教育目的及び教育基本方針は、学生生活と履修の手引き（提出-1）・専攻科履修要項（提出-5）や本学 Web サイト（提出-4）、学生募集要項（提出-6）等で表明しており、オープンキャンパスや入学前の進学説明会、新入生オリエンテーション等の機会を利用して学内外に説明している。また、在学中も継続して、幼稚園教諭、保育士、歯科衛生士、看護師、保健師の資格・免許取得実現や、教育と現代医療を支える専門職としての実践力を身につけるよう意識づけを行い、継続して学び続けることの重要性を認識するよう取り組んでいる。

さらに、教育目的と教育基本方針に基づき、**各学科**はそれぞれの専門分野で通用する人材の養成に関する**教育目的**を、高知学園短期大学の**教育目的に関する規程第3条（1）～（2）**（提出-規程集-2）に定め、**学生生活と履修の手引き**に明記し、オリエンテーション等で学生が認識しやすいように表明している。学外に対しても、大学案内（提出-2）や公式サイトで表明して広く認識してもらうよう説明している。令和7年度には、**本学 Web サイト**に「**建学の精神と世界の鐘**」の**説明ページ**を設置し、教育目的と教育基本方針について建学の精神との関係を丁寧に説明している。このように、本学は「教育研究上の目的」を短期大学設置基準第2条に基づいて学則に定め、学校教育法施行規則第七十二条の二に基づいて学内外に表明している。

各学科では進路決定状況や学外実習における評価、就職先からの聞き取り調査を通した

高知学園短期大学

地域・社会からの意見、卒業時アンケート（備付-6）などを参考に、教育目的の達成状況や人材養成の状況を把握・評価し、学科会議で点検している。幼稚園教諭二種免許状・保育士資格の取得状況、歯科衛生士・看護師の合格状況、進路決定状況、就職先及び学外実習における評価やボランティア活動訪問先からの意見等を元にして、各種指標の改善に向けた対策を学科会議で総合的な観点から定期的に協議している。また、専攻科地域看護学専攻においても、保健師国家試験の合格率や研究活動、看護実践をはじめとした様々な観点から教育目的の達成について検討している。評議会においても、これらの検討を踏まえ、教育目的の見直しの必要性について議論がなされており、本学では大学全体及び各学科での教育目的に基づく人材養成が地域・社会の要請に応じて定期的な点検が行われている。

以上のように、本学では学部及び各学科での教育目的・目標が確立されている。

[区分 基準 I-B-2 学習成果を定めている。]

<区分 基準 I-B-2 の現状>

高知学園短期大学では**教育目的に基づき、建学の精神を柱とした専門的職業人を育成するための学習成果**を次のように定めている；

1. 専門的職業人として必要な知識と技術・技能を身につけ、その内容と意義を説明することができる。[LO1]
2. 多様な人々の意見を聴き、自分の意見を的確に伝えることで、相互に理解し尊重しあいながら協働できる。[LO2]
3. 倫理的な観点から専門的判断に基づいた行動をとることができる。[LO3]
4. 「世界の平和と友愛」実現のために、学んだ知識を専門職として活用することができる。[LO4]

これらは、**学士力4分野との対応関係も確認**されているとともに、**至誠**については、LO3で「倫理的な観点に基づいて自ら行動することができる」という形で**具体化**されている。なお、令和7年度末に各項目の参照性を高め、整合性の確認や議論の見通しをよくする目的で、**項目末尾に記号を付与する形で改訂**を行った（備付-93）。

この短期大学全体の**学習成果を専門分野として具体化**する形で、幼児保育学科、歯科衛生学科、看護学科及び専攻科地域看護学専攻の学習成果も定められている（提出-7）。

幼児保育学科における学習成果は、短期大学が掲げる4つの能力（専門的知識・技術の習得、協働性、倫理的判断、「世界の平和と友愛」への貢献）を**基盤**としながら、**幼稚園教諭、保育士、保育教諭を養成する**という**学科の教育目的に沿って具体化**されている。具体的には、全学の「専門的知識・技術の修得」に対応して、教育・保育に必要な専門的知識・技能の獲得や一人ひとりの発達に応じた指導力の育成を掲げており、これは自らの資質能力を主体的に高めるという教育目的を具現化している。また、全学の「協働」や「専門職としての知識の活用」といった方針を反映し、環境を通じた教育の意義の理解や保育の指導計画の立案・実践能力を養うことで、時代の変化やキャリアステージ、組織的・共同的な課題に主体的に対応できる人材の養成という学科の教育目的を達成する内容となっている。

歯科衛生学科における学習成果は、短期大学全体が掲げる4つの能力（専門的知識・技術の習得、協働性、倫理的判断、「世界の平和と友愛」への貢献）を基盤としながら、専門的職業人として主体性をもった歯科衛生士を養成するという学科の教育目的に沿って体系化されている。全学の「専門的知識・技術の修得」や「倫理的な行動」に対応し、継続的な口腔健康管理を実践するための専門知識・技術や、対象者の最善の利益を考えた倫理的判断力を身につけることを掲げており、これは生涯にわたり自己研鑽を重ねる志を育むという教育目的を具現化している。さらに、全学の「協働」や「知識の活用」という方針を反映して、専門職に必要なコミュニケーション能力（傾聴と伝達）を養い、多職種や地域住民と連携・協働できる能力を定めており、幅広い教養と豊かな人間性をもってグローバルな視点から地域社会の口腔健康管理や食支援に貢献するという学科の教育目的を達成する内容となっている。

看護学科における学習成果は、短期大学全体が掲げる4つの能力（専門的知識・技術の習得、協働性、倫理的判断、「世界の平和と友愛」への貢献）を基盤としながら、地域の人々の健康と生活の質の向上に貢献できる看護専門職を養成するという学科の教育目的に沿って緻密に構築されている。全学の「専門的知識・技術の修得」や「倫理的な行動」に対応し、看護の原理原則や医学的知識を用いて健康問題について根拠をもって説明・実践できる能力や、高い倫理観と責任をもって適切に行動する力を定めており、これは豊かな人間性と倫理観を備えた看護実践力を養うという教育目的を体現している。また、全学の「協働」や「知識の活用」という方針を多角的に反映させ、多様な価値観をもつ人々との信頼関係構築や、地域包括ケアにおける多職種チームの一員として協働できる基本的な行動力を掲げており、社会の変化を見据えながら自己研鑽を重ね、地域社会を支え貢献するという学科の教育目的を達成する内容となっている。

専攻科地域看護専攻における学習成果は、短期大学全体が掲げる4つの能力（専門的知識・技術の習得、協働性、倫理的判断、「世界の平和と友愛」への貢献）を基盤としながら、地域社会全体の健康レベルと生活の質の向上に貢献できる看護専門職を養成するという専攻科の教育目的に沿って、より高度かつ実践的に発展させられている。全学の「専門的知識・技術の修得」や「専門職としての知識の活用」に対応し、既修の看護学と公衆衛生看護学を融合させてデータに基づく地域診断や健康施策の企画・立案を行う能力、さらには科学的根拠に基づく研究能力を掲げており、これは課題発見力や論理的思考力を養うという教育目的を具現化している。また、全学の「協働」や「倫理的な行動」を深化させ、あらゆる人や組織とのパートナーシップ構築や権利擁護の視点から最善策を見出す倫理的感受性を定めており、広い視野と豊かな創造性をもって多職種と協働し、地域社会へ貢献するとともに看護学の発展に寄与するという専攻科の教育目的を十全に達成する内容となっている。

全学及び各学科・専攻科の学習成果は、**学生生活と履修の手引き**（提出-1）にて学生が認識できるよう**表明**している。また、学外に対しても**Web サイト**（提出-7）や**学生募集要項**（提出-6）にて表明している。

これらの学習成果は、教育目的や三つの方針とともに各学科で毎年専門的能力と汎用的能力の両面から検討がなされ、必要に応じて見直しが行われるとともに、評議会で**各種法令**や**3つの方針との整合性**が取れているか点検され、その結果を教授会で周知して理解を深

高知学園短期大学

めている。

このように、本学では学校教育法第 83 条に定められる高い教養と専門的能力に基づいて全学及び学科の学習成果を定め、定期的に点検するとともに、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づき、これらを公表している。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

＜区分 基準 I-B-3 の現状＞

高知学園短期大学では、三つの方針及び学習成果について、これまでも日々点検することができる体制を整えてきたが、**整合性の検証をよりわかりやすくするために、令和 7 年度にそれぞれの項目について次のような記号を導入した**；

	全学	幼児保育 学科 c	歯科衛生 学科 d	看護学科 n	専攻科地域 看護学専攻 a
学習成果 L0	L01-4	L0c1-4	L0d1-4	L0n1-6	L0a1-6
卒業認定・学位授与の 方針 DP	DP1-4	DPc1-4	DPd1-4	DPn1-6	DPa1-5
教育課程編成・実施の 方針 CP	CP1-4	CPc1-4	CPd1-4	CPn1-3	CPa1-5
入学者受入れの方針 AP	AP1-4	APc1-4	APd1-4	APn1-5	APa1-5

これらの記号を用いて、三つの方針と学習成果の関連や全学と学科の関連を記述する対応表を作成し、評議会及び教授会で一体的に議論を行い、検証に役立てている。

また、シラバス（提出-11）作成時には、当該科目が卒業認定・学位授与の方針のどの項目と関連が深いか、また獲得される学習成果を具体的に記入するよう高知学園大学・高知学園短期大学・シラバス作成要領（備付-7）へ明示し、作成されたシラバス案を教務委員会で確認するとともに、必要に応じて修正している。その結果、三つの方針を踏まえた教育活動に取り組むことが可能となっている。

本学の三つの方針は、**学生生活と履修の手引きに明記し、オリエンテーションや授業で学生が認識しやすいように表明している**。学外に対しても**大学案内や Web サイト（提出-7）で表明し、大学説明会等を利用して広く認識してもらうよう説明している**。また、本学への入学を希望・検討する者に対して出願前に確認を促すため、**学生募集要項にも記載**をしている（提出-6）。

本学では、全学の**卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）**を、学習成果に基づいて次のように定めている；

高知学園短期大学では、学生が学習成果を達成して人類の福祉と文化の進展に寄与していくため、教育と学習を通じて以下の能力を獲得した者に短期大学士の学位を授与する。

1. 各学科の専門性における知識や技術・技能を習得し、全学及び各学科の教育目的

高知学園短期大学

に合致する資質と能力を獲得した者。[DP1]

2. 専門職としての責任感と倫理観に基づき、自律的に行動することができる者。

[DP2]

3. 社会の動向を理解して専門的知識や技術・技能を活用する実践力を備えた者。

[DP3]

4. 多様な人々と協働し学び続ける力を有する者。[DP4]

各学科・専攻科の卒業認定・学位授与の方針は、この方針と各学科・専攻科の学習成果を元にして、それぞれの**専門分野での社会的・国際的通用性を考慮した上で、卒業要件を示している**。各学科・専攻科の学習成果（LOc1-4, LOd1-4, LOn1-6, LOa1-6）と大学の卒業認定・学位授与の方針（DP1-4）の関連は表 I-B-3. 1、I-B-3. 2、I-B-3. 3、I-B-3. 4 のようになり、**全体としての整合性が取れている**ことを確認している。表中の記号は、◎（特に強く関連する）、○（関連する）、△（一部関連する）をそれぞれ示している。

表 I-B-3. 1 幼児保育学科の卒業認定・学位授与の方針と学習成果・大学の方針との関連

	LOc1	LOc2	LOc3	LOc4	DP1	DP2	DP3	DP4
DPc1	◎	○	○	△	◎	○	○	△
DPc2	○	◎	○	◎	○	◎	◎	○
DPc3	△	◎	◎	○	△	◎	○	○
DPc4	○	○	◎	◎	○	○	◎	◎

表 I-B-3. 2 歯科衛生学科の卒業認定・学位授与の方針と学習成果・大学の方針との関連

	LOd1	LOd2	LOd3	LOd4	DP1	DP2	DP3	DP4
DPd1	◎	○	△	○	◎	○	◎	○
DPd2	○	◎	○	◎	○	○	○	◎
DPd3	△	◎	◎	○	△	◎	○	○
DPd4	○	○	○	◎	○	○	◎	◎

表 I-B-3. 3 看護学科の卒業認定・学位授与の方針と学習成果・大学の方針との関連

	LOn1	LOn2	LOn3	LOn4	LOn5	LOn6	DP1	DP2	DP3	DP4
DPn1	◎	○	△	△	○	○	○	◎	○	○
DPn2	○	◎	○	△	◎	○	○	○	○	◎
DPn3	△	○	◎	◎	○	○	◎	○	◎	○
DPn4	△	△	◎	◎	○	△	◎	○	◎	△
DPn5	○	◎	○	○	◎	○	○	○	◎	◎
DPn6	○	○	○	△	○	◎	○	○	◎	◎

表 I-B-3. 4 専攻科地域看護学専攻の卒業認定・学位授与の方針と学習成果・大学の方針との関連

	LOa1	LOa2	LOa3	LOa4	LOa5	LOa6	DP1	DP2	DP3	DP4
DPa1	◎	◎	◎	○	○	△	◎	○	◎	○

高知学園短期大学

DPa2	○	◎	◎	◎	○	○	◎	○	◎	○
DPa3	◎	○	○	◎	○	△	○	○	◎	◎
DPa4	◎	△	△	○	◎	○	○	◎	○	◎
DPa5	△	○	○	○	○	◎	◎	○	◎	◎

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）については、前述の卒業認定・学位授与の方針に基づいて、全学と各学科においてそれぞれ定められている。全学の方針は次の通りである（提出-9）；

高知学園短期大学では、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を達成するため、以下の方針に基づいて教養教育と専門教育の区分を軸とした教育課程を編成し、質の高い教育を実施する。

1. 健康的で豊かな生活に貢献する専門的職業人を育成するため、広い視野から思考できるよう教養教育の課程を学科別に編成し、価値の多様性を知り責任感と倫理観を育む教育を実施する。[CP1]
 2. 様々な問題の原因を探り課題を克服しながら成長できる専門的職業人を育成するため、専門的な知識や技術・技能を基礎から応用へと段階的に発展する専門教育の課程を学科別に編成する。[CP2]
 3. 食・教育・医療の各専門性を尊重しながら学科横断的に学び、多角的かつ総合的に思考し専門性を高める教育を実施する。[CP3]
 4. 具体的な授業内容と到達目標及び授業以外で学習すべき内容を明確に示す教育課程を編成し、自ら計画を立てて主体的に学ぶことができる教育を実施する。[CP4]
- 以上の方針の下、獲得された学習成果を高知学園短期大学アセスメントプランに基づいて客観的に評価する。

この方針は、カリキュラムの編成、実施、評価についての指針を示しており、各学科・専攻科では、それぞれの専門分野に特化し、学科の卒業認定・学位授与の方針に沿う形で教育課程編成・実施の方針を定めている。各学科・の教育課程編成・実施の方針（CPc1-4, CPd1-4, CPn1-3, CPa1-5）と卒業認定・学位授与の方針（DPc1-4, DPd1-4, DPn1-6, DPa1-5）及び大学の教育課程編成・実施の方針（CP1-4）の関連についても、表 I-B-3.1 等と同様に整合性が取れていることをそれぞれ確認している。

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、学習成果に対応し、かつ、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針を踏まえて作成されている。全学の方針の冒頭は次の通り定められている（提出-10）；

高知学園短期大学では、すべての入学者選抜制度に共通して、以下の準備ができている人を入学者として求めている。

1. 専門的職業人として社会に貢献したいという意欲をもっている人。[AP1]
2. 各学科の専門的な学習に必要な基礎学力を備えている人。[AP2]
3. コミュニケーションを大切にして、他者と協力できる人。[AP3]
4. 様々な視点から物事を考え判断できる人。[AP4]

また、この他に、入学者の選抜方法について、試験の種別、各試験で必要となる書類、試験科目等の詳細な情報が記載されており、入学前にどのような学習成果が求められるのか明

確に示されている。

各学科・専攻科の入学者受入れの方針は、それぞれの専門分野での求める人材像を示し、全学の方針を補完するよう定められている。また、科目毎に必要な達成状況が示されており、入学を検討する者に必要となる学習が明確となっている。これらの方針に関しては、学科の教育課程編成・実施の方針（CPc1-4, CPd1-4, CPn1-3, CPa1-5）、卒業認定・学位授与の方針（DPc1-4, DPd1-4, DPn1-6, DPa1-5）及び大学の入学者受入れの方針（AP1-4）との関連表を表 I-B-3.1 と同様に作成して確認を行っており、本学の学習成果も含め、一貫性、整合性、明瞭性、具体性において優れた構造を有している。なお、専攻科地域看護学専攻を除いて、幼児保育学科、歯科衛生学科、看護学科で共通となっている選抜方法（試験の区分）については、全学の入学者受入れの方針で示されており、各科目で必要とされている知識・姿勢などの情報は、各学科の方針で示されている。

本学の各学科・専攻科は、表 I-B-3.3 のような資格・免許取得を目標の一つとして掲げ、三つの方針等も設計されているため、社会的・国際的な通用性については概ね問題はないと考えられるが、最新の研究動向や社会的ニーズ、学生の現状を反映したカリキュラムを作成するため、毎年学科会議や評議会で点検を行い、必要があれば改訂を行っている。

表 I-B-3.3 取得可能な資格・免許

学科名	取得可能資格・免許
幼児保育学科	幼稚園教諭二種免許状 保育士資格 認定絵本土
歯科衛生学科	歯科衛生士国家試験 [受験資格]
看護学科	看護師国家試験 [受験資格] 養護教諭二種免許状
専攻科地域看護学専攻	保健師国家試験 [受験資格] 養護教諭一種免許状（養護教諭二種免許状取得者のみ） 第一種衛生管理者（保健師免許取得後申請による）

改訂にあたっては、学習成果の評価・点検のために本学で定めているアセスメントプランに基づく学生の達成状況や、本学及び四万十市、安芸市で毎年行われている高等学校関係者を対象とする入試説明会での意見を踏まえた上で、評議会・教授会・学科会議等でそれぞれ審議された上で実施されている。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

本学では、令和7年度に全学および各学科・専攻科の学習成果（LO）と三つの方針（DP・CP・AP）に共通の識別記号（コード）を導入し、それぞれの関連性や整合性を一覧表（マトリクス）として可視化・検証できる体制を確立した。また、シラバス作成時の DP・学習成果との関連付けや、アセスメントプランに基づく定期的な点検を学科会議・評議会を中心として組織的に実施している。これらの新たなコード体系を用いた点検・評価システムは運用を開始したばかりであり、以下の点が今後の課題として挙げられる。

高知学園短期大学

策定された対応表（マトリクス）やアセスメントプランに基づく「学習成果の達成状況データ」が、各学科の具体的な授業内容の改善や、教育課程（カリキュラム）の柔軟な改訂へとダイレクトに連動・還流（フィードバック）する仕組みをさらに定着させる必要がある。

また、三つの方針や学習成果の一貫性と整合性について、在学生在が日々の学修においてどの程度実感し、自らの成長に繋がられているかという「学生視点での浸透度・理解度」の把握と、それに応じた支援体制の強化が求められる。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準 I-C 社会貢献]

<根拠資料>

提出資料

提出資料- 0 学則

- 規程集 33 高知学園短期大学公開講座生涯学習委員会規程
58 高知学園短期大学科目等履修生規程
59 高知学園短期大学卒業後研修生規程

備付資料

- 8 公開講座生涯学習委員会議事録
9 「リフレッシュフェア in 木村会館」パンフレット
10 「あったかふれあいセンター ふれあい おちあい」パンフレット
11 「とさっ子タウン 2025」パンフレット
12 「お仕事体験アドベンチャー」パンフレット
13 「避難環境の質的向上に係る相互連携に関する協定書」
14 「梶原町・高知県立梶原高校との地域人材育成に関する協定」
15 「学校法人高知学園 学校法人岡山瀬戸内学園 包括連携協定に関する協定書」
16 「災害時の歯科医療救護に関する協定」
17 「歯科保健医療対策に関する協定」
18 「高知学園短期大学図書館と高知県立図書館の相互協力に関する協定」
19 「大阪総合保育大学と高知学園短期大学の編入学に関する協定書」
20 （専攻科）「ボランティアの状況」

[区分 基準 I-C-1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

<区分 基準 I-C-1 の現状>

高知学園短期大学では学則第1条に、

広く知識を授け深く専門の学芸を教授研究し、実践的な幅広い能力と知的、道徳的及び応用的能力を展開することのできる人材を養成し、もって人類の福祉と文化の進展に寄与すること

高知学園短期大学

を教育目的として掲げ、社会への貢献についての取組に関する方向性を示している（提出-規程集-0）。

本学では、各学科・専攻科の特徴を生かした地域・社会への貢献のため、公開講座生涯学習委員会規程（提出-規程集-33）に基づき、公開講座や生涯学習講座を定期的を実施している。本学の公開講座は高知学園大学と連携して全学共通テーマを掲げ、そのテーマに関連する講座を各学科・専攻科で企画し、生涯学習は各学科の専門領域において必要な内容を検討し企画している。令和7年度は「維持していこう 健康を」を共通テーマに、高知学園大学と合同で5講座を企画した。各講座の一覧と参加者数を表 I-C-1.1 に示す。

表 I-C-1.1 令和7年度公開講座実施状況

講座名	日時	講師	場所	参加者数
糖尿病と臨床検査	令和7年 10月13日	奥宮 敏可（高知学園大学臨床検査学科教授）	本学 533 講義室	0名
健康への近道！？	令和7年 10月17日	徳広 千恵（高知学園大学管理栄養学科教授）	福寿園 元気ふれあい館	35名
冬の事故予防 -入浴中の事故を防ごう-	令和7年 11月14日	今村 優子（看護学科教授）	福井町公民館	13名
乳幼児期の子どもの育ちと健康	令和7年 11月29日	岡崎 善治（幼児保育学科教授）	本学 132 講義室	0名
健口チャレンジ！口から元気！！	令和8年3月 19日	中石 裕子（歯科衛生学科教授）ほか5名	本学 712 講義室	0名

また、令和7年度はこれらの他に、「学びと音楽のつどい」として、中村 純子（高知リハビリテーション専門職大学客員教授）氏を講師とした公開講座を令和7年 11月29日に本学7号館大講義室で実施した。

生涯学習講座は主に本学卒業生を対象としており、令和7年度は、幼児保育学科では「幼児保育の未来を語る：学びと再会のホームカミングディ」、歯科衛生学科では「要介護者における口腔健康管理と歯科衛生士の役割」（講師：高知県歯科衛生士会 特別顧問 堤智子）、看護学科では「看護実践を語る～看護することの喜びに繋ぐ～」(講師：竹内浩美、本学看護学科講師)をそれぞれ実施した。これらの講座はリカレント教育としても機能しており、実施後は、次年度の企画立案につながるよう、各学科にアンケート結果をフィードバックし取組みを点検している（備付-8）。本学における正課授業の開放に関しては高知学園短期大学科目等履修生規程（提出-規程集-58）や高知学園短期大学卒業後研修生規程（提出-規程集-59）に基づき、必要に応じて開放している。

本学キャンパスの所在地である高知県は南海地震による大規模な被害が想定されており、本学でも防災教育には重点を置いている。令和7年度は、高知学園大学と共同で南海トラフ

高知学園短期大学

地震対策プロジェクトチーム（代表：廣内 智子、高知学園大学管理栄養学科准教授）によって、コミュニティ防災教育推進事業「フェーズフリーでつながる安心のまちづくり」が企画され、高知市の助成により表 I-C-1.2 の公開講座が実施された。

表 I-C-1.2 令和7年度コミュニティ防災教育推進事業公開講座実施状況

部	テーマ	日時	場所	参加者数
第1部	暮らしの中に防災を取り入れる新しいまちづくり～看護の専門性を活かした地域防災教育～	令和8年 1月10日	本学 711 講義室	38名
第2部	“いつも”と”もしも”をつなぐフェーズフリー体験～調理・健康・予防の視点を暮らしの中に～	令和8年 1月12日	高知市文化プラザ かるぼーと調理室	20名
第3部	日常の中で育てる”生き抜く力”	令和8年 1月22日	高知市自由民権記念館民権ホール	74名
第4部	“いつも”と”もしも”をつなぐフェーズフリー体験～調理・オーラルケアの視点を暮らしの中に～	令和8年 1月24日	高知市文化プラザ かるぼーと調理室	28名

さらに、令和7年度には、高知市との間で「避難環境の質的向上に係る相互連携に関する協定書」(備付-13)が取り交わされ、キャンパス内でどのような支援が可能か検討された上で、大規模災害時の避難場所として本学キャンパスが指定を受けている。

高知県は中山間地域の割合が高く、本学が輩出しているようなエッセンシャルワーカーの人材不足の問題が深刻となっている。この問題に本学として対処するため、中山間地域へ還元できる人材育成を目指して、地方公共団体や高等学校との話し合いを行っており、令和7年度は、県西部の梶原町及び高知県立梶原高校との間で「梶原町・高知県立梶原高校との地域人材育成に関する協定」(備付-14)を結んだ。本協定に基づいて、地域での教育活動や幼少期からの人材育成に積極的に取り組む計画である。

この他に教育機関との連携としては、本学園（学校法人高知学園）と岡山県の学校法人岡山瀬戸内学園との間で、令和7年度に協定書が交わされている。本学では、これまで取り組んできた本学園内の高知高校との高大連携に加え、今後、岡山瀬戸内学園に所属する倉敷高等学校との高大連携での人材育成が計画されている（備付-15）。

地域・社会団体との協定については、本学及び各学科では、それぞれの専門性や教育で関連する地域社会の行政、教育機関及び職能団体等と交流活動を行っている。YAMAKIN株式会社と地域における健康づくりを支援する活動を行うため、「産学連携包括推進協定」を締結している。また、一般社団法人高知県臨床検査技師会と本学は、お互いに有する資源や研究成果を効果的に活用し、多様な視点から良質な医療人の育成と地域貢献に貢献する医療人

高知学園短期大学

の確保を目的とした「高知学園大学・高知学園短期大学と一般社団法人高知県臨床検査技師会との包括連携に関する協定」を締結している。

その他、それぞれの学科において、専門性や教育に関連する地域社会の行政、教育機関及び職能団体等と活発な交流活動を行っている。例えば、医療、健康、福祉、栄養分野における、知的・人的資源の交流連携を推進するため「高知医療センターと高知学園短期大学並びに高知リハビリテーション学院との包括的連携に関する協定」を締結している。歯科衛生学科を中心に締結した一般社団法人高知県歯科医師会との「災害時の歯科医療救護に関する協定」（備付-16）では、災害時の歯科医療救護を支援することとしている。また、一般社団法人高知県歯科医師会、国立大学法人高知大学、国立大学法人徳島大学、高知県と締結した「歯科保健医療対策に関する協定」（備付-17）においては、歯科保健医療対策における連携の強化など、相互に交流しながら地域貢献に寄与するよう努めている。また、教職課程を有する高知大学、高知県立大学、高知工科大学、放送大学の各大学、及び高知県教育委員会と『「教師教育コンソーシアム高知」に関する協定』を締結し、教員養成の充実に努めている。本学図書館も地域の利用者へのサービス向上に努めるため「高知学園短期大学図書館と高知県立図書館の相互協力に関する協定」を締結している（備付-18）。また、令和6年度には「大阪総合保育大学と高知学園短期大学の編入学に関する協定書」を締結し、学びたい意欲のある学生が進学し社会に貢献できるよう、新たに幼稚園教諭一種免許得状と小学校教諭一種免許状、特別支援学校一種免許状が取得できるよう環境を整えた（備付-19）。

各学科・専攻科においても、その特性を活かしたボランティア活動を通じて、本学の教職員及び学生は地域に貢献すると同時に、教育への還元や地域貢献に努めている。

幼児保育学科では、学生ボランティア組織「保育サークル」は、オーテピア高知図書館で「おはなしかい」を、高知市の地域子育て支援センターぽけっとランドで「おたのしみかい」を定期的で開催し、乳幼児や保護者を対象に手遊び・人形劇・絵本の読み聞かせ等の自主的活動を継続している。

歯科衛生学科では、令和7年度は第4回「災害時の歯科医療救護に関する協定書」の一貫として高知県歯科医師会から講師を招き、本学科3年生を対象に「災害時における円滑な取組みを実施」して、災害が発生したときの歯科医療救護員としての役割について講演会を実施した。また、令和7年度の学外でのリフレッシュフェアは、大月町役場とさらに拡大して、越知町役場と高知市旭街地域包括支援センターと連携し「リフレッシュフェア in 大月」と「あったかふれあいセンター ふれあい おちあい」と「リフレッシュフェア in 木村会館」において地域の高齢者の通い場において実施した（備付-9, 10）。また、職能団体の高知県歯科衛生士会と共同でこどもたちが運営するまち「とさっ子タウン 2025」に教員5名が参加し、小学校4年生から～中学校3年生までの児童・生徒に対し歯のしくみや、歯の働き、歯の汚れを落とす方法の体験実習を行った（備付-11）。

看護学科及び専攻科では、令和7年度も学生には積極的にボランティアを勧めてきた。6月に行われた高北国民保険病院主催の「高北病院健康フェア」では、1年生2名、3年生1名が健康測定コーナーにおける補助や来場者の誘導を行った。7月には保育園の夏祭りボランティアに1年生11名が参加。10月に行われた、高知市とすこやかな杜共催の「災害医療救護訓練」では、1年生2名が、患者役となり訓練に参加した。同じく10月には、総合看護実習（老年看護領域）において教員1名と3年生10名が、地域の小学生や高齢者ととも

高知学園短期大学

に「旭っ子記者クラブ主催 第4回ハロウィン旭～まちあるき・防災ラビリンス～」に参加した。そして11月には同じく総合看護実習（小児看護領域）において教員1名と3年生5名が、医療的ケア児とその家族のグランピングのサポートに参加した。1月に実施した「フェーズフリーでつながる安心のまちづくり」には1年生4名が参加し、地域住民の参加誘導を支援した。これらの体験はポートフォリオに残すよう指導し、就職活動の際の活用や自己肯定感の向上につながるよう配慮している。そしてそれぞれの活動については、ボランティア活動報告にまとめ共有している（備付-20）。

この他、高知学園大学と共同で「お仕事体験アドベンチャー」（10月26日学園祭内実施、参加者117名）を実施し、幼少期からの職業意識醸成を図っている（備付-19）。

本学教職員と学生は公益財団法人日本対がん協会が主催するリレー・フォー・ライフ・ジャパン高知へ参加し、がん患者、家族、支援者とともにがん撲滅運動へ寄与するとともに、生命の尊さを感じ、自身の目指す職業への意識を高める活動となっている。また、病院から依頼のあった健康フェアでの活動、高知県から依頼のあった集落活動センターでの活動、マラソン大会における一般及び救護ボランティア等に参加することで、参加者との関わりを通してコミュニケーション能力等の汎用的能力を獲得する機会を得ている。令和7年度はボランティア活動として、学生12名が参加し、学生はルミナリエパックに応援メッセージを記入するなど地域住民との交流を深めた。

以上のように、本学の教職員と学生は、これらの活動を通して、地域とのつながりを感じ、自身の専門職としての役割を確認しながら、大学として地域・社会への貢献を果たしている。

<テーマ 基準 I-C 社会貢献の課題>

本学では、学則第1条に掲げる教育目的に基づき、各学科・専攻科の専門性を活かした公開講座や、防災事業（コミュニティ防災教育推進事業）、地方自治体（高知市、梶原町等）や職能団体との包括連携協定の締結、さらには学生による多様なボランティア活動を組織的に展開し、地域・社会への貢献を果たしている。これらの取り組みの継続的な発展・点検において、以下の点が今後の課題として挙げられる。

令和7年度の全学共通テーマに基づく公開講座の一部において、参加者が集まらず効果的な地域還元に至らなかった講座（受講者数0名の回）が見られた。これは、講座のテーマ、開催日時・場所、あるいは地域住民への広報活動の方法が、必ずしも対象となる市民のニーズや動向と一致していなかった可能性を示唆している。今後はアンケート結果のフィードバックをより厳密に行い、地域社会の要請に合致した企画立案と、効果的な周知媒体の開拓が必要である。

近年、行政や他教育機関、企業との間で複数の包括連携協定を新たに締結し、ネットワークの拡大を進めてきた。これらの協定を形骸化させることなく、具体的な地域人材育成やボランティア活動、共同教育プロジェクトとして実効性高く継続・発展させるための学内推進体制の維持・強化が求められる。

<テーマ 基準 I-C 社会貢献の特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準 I-D 内部質保証]

<根拠資料>

- 提出資料 1 学生生活と履修の手引き
提出資料- 0 学則
規程集 2 高知学園短期大学の教育目的に関する規程
29 高知学園短期大学自己点検評価委員会規程
30 高知学園短期大学作業連絡会規程
31 高知学園短期大学自己点検評価検討会議規程
51 高知学園短期大学試験規程
備付資料 6 ファクトブック 2026
8 自己点検評価委員会議事録
21 Web サイト「自己点検・評価報告書」
22 高等学校からの意見聴取に関する資料
23 Web サイト「アセスメントプラン」
24 Web サイト「情報の公表：免許・資格取得状況」

[区分 基準 I-D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

<区分 基準 I-D-1 の現状>

高知学園短期大学では、学則第2条第1項に自己点検・評価活動の実施を定めている（提出-規程集-0）。そして同条第2項に基づき、学科会議、自己点検評価委員会、作業連絡会、自己点検評価検討会議を経て自己点検・評価報告書を作成し、理事長の承認を得た後、毎年度公表することとしている。さらに、自己点検・評価活動を含む内部質保証に関する総合的な事項を定期的に審議する機関は評議会であることを高知学園短期大学評議会規程第3条で定めている。

自己点検・評価の体制は、日常的に各学科、事務局各部署において全教職員が自己点検・評価を行い、その内容を毎年度に取りまとめ、高知学園短期大学自己点検評価委員会規程（提出-規程-29）に基づいて自己点検評価委員会で審議・検討する。自己点検評価委員会でまとめられた自己点検・評価報告書（案）は高知学園短期大学作業連絡会規程（提出-規程-30）に基づいて開催される作業連絡会において、全学的な視点での編集を中心に検討している。最終的には高知学園短期大学自己点検評価検討会議規程（提出-規程-31）に基づいて自己点検評価検討会議で審議し、自己点検・評価報告書をまとめている。同時に、自己点検評価委員会委員長より当該年度の成果や次年度に向けて取り組むべき課題をフィードバックし、事業計画策定へ反映するよう努めている。

公表については理事長に承認を得た後、自己点検・評価報告書を Web サイト（備付-21）で学内外に公表することとしている。同時に、課題や計画等を活用して本学の事業計画を策定している。また、本学の取り組み状況を評議会で定期的に確認し、自己点検評価委員会で

検討している（備付-8）。

令和 7 年度からは、高知県内の自治体及び中山間地域の高等学校との連携を強化する方針が打ち出され、連携協定を結んだ梶原町をはじめとして、いくつかの自治体や高校と継続的に協議を行っており、自己点検評価報告書やファクトブックを基にして、本学の状況説明を行い、本学の点検にも活かされている。また、毎年開催している高等学校の進路指導関係者を対象とした本学独自の説明会では自己点検・評価報告書の概要を含めて説明を行い、質問や意見を聴取している。その他、高等学校を訪問した際にも聴取した意見も参考に、自己点検・評価活動に活かすよう取り組んでいる。法人内の取り組みにおいても、学園幹部会規程（内規）に基づいて開催される幹部会で高等学校長から本学の自己点検・評価活動に関する意見を聴取しながら本学の活動へ反映し、PDCA サイクルを展開している。このように、本学は学校教育法第 109 条に基づいて定期的に自己点検・評価報告書を公表し、その成果を日常の教育・研究の改善に活用することとしている。

〔区分 基準 I-D-2 教育の質を保証している。〕

＜区分 基準 I-D-2 の現状＞

教育の質保証に当たり、本学は学習成果査定の手法を高知学園短期大学及び各学科の学習成果査定の方針を高知学園短期大学アセスメントプランに示している（備付-23）。具体的な内容は卒業認定・学位授与の方針に示す人材養成を実現するために必要な学習成果を評価する手法と、その基準を全学（短期大学全体）レベル、学位プログラムレベル、授業科目レベルの 3 段階から示している。とくに授業科目レベルでは、知識や技能、判断等に関する学習成果を中心とした到達目標と測定方法を科目ごとにシラバス（提出-11）で示し、試験規程（提出-規程集-51）に基づいて査定することとしている。この教育課程を反映し、質保証を証明するものとして免許・資格取得がある。卒業要件は学則第 25 条、資格取得については学則第 28 条に定めている（提出-規程集-0）。

本学では教育の向上・充実と質保証を図るため、以下の PDCA サイクルを有している。まず、Plan については学校教育法、短期大学設置基準及び資格取得に関係する法令に則り教育課程を定め、学則には第 1 条に教育目的、高知学園短期大学の教育目的に関する規程（提出-規程集-2）には教育基本方針と各学科・専攻科の教育目的、シラバスには各科目の目的と到達目標を示している。それらをもとに Do として、授業や学外実習を通じて随時学生の学習成果を試験、レポート、創作作品、取り組み状況等で測定している。そして Check として授業を遂行しながら教員同士による授業参観と事後検討会、授業終了後の学生による授業アンケートで問題点を点検する。さらに Action として教員は、この授業アンケートをもとに自己分析し報告書をまとめ改善計画を具体化して実行している。また、授業参観で得た意見をもとにしながら授業改善を行っている。さらに全学的なファカルティ・ディベロップメント（FD）活動への積極的な取り組みや研究活動で得られた新たな知見を教育活動へ還元させることにより教育力の向上・充実に努め、PDCA サイクルを活用している。

FD 活動の一環としての授業評価アンケートにも本学は重点を置いており、令和 6 年度には、アンケート内容の見直しを行い、授業外学習時間の実態が把握できるよう変更するとともに、各教員が作成する「授業評価アンケートに対する自己分析の報告」の記述内容とアン

高知学園短期大学

ケートの自由記載を照合して確認した上で、改善点について各学科長・専攻長と共有し教員の指導に反映できるよう改善を行っている。また、令和7年度には、この取り組みとともに、アンケートへの学生の回答率の抜本的な改善を目的として、学生を対象とした「授業アンケートに関する調査」を実施し、回答の障害となっている要因について分析を行った（備付-6）。

アセスメントが適切に機能していることは卒業時アンケートや就職先調査などを通して定期的に点検している。たとえば幼児保育学科では、保育実習懇談会や施設実習（保育実習I-2）懇談会を開催しており、実習先施設から担当者を招き、実習の具体的な成果と課題、および次年度の実習計画について意見交換を行い、アセスメントや教育内容のブラッシュアップに繋げている。卒業時アンケートはIR推進室で毎年実施されているが、令和7年度には、組織的議論に役立てるため、可視化された資料が評議会を通じて共有されている（備付-6）。なお、アセスメントプランは令和6年度に従来のアセスメント・ポリシーとアセスメントプランを統合する形で改訂されており、国家試験・資格取得状況の項目のみを、各学科・専攻科それぞれのものに読み替えればよいことから、各学科・専攻科が設定する固有の学習成果の検証基準を内包した、全学共通のアセスメントプランに統一している（備付-23）。令和7年度は、新しいアセスメントプランに基づいて、学科会議や自己点検評価委員会、FD委員会、評議会、教授会等で査定が行われている。

学校教育法、短期大学設置基準等の関連法令については、主に事務局や部局長で常に最新の情報を確認しており、必要があれば共有し、法令を遵守するよう努めている。また、本学で令和6年度から学長を務めている山下文一は、非常勤でこども家庭庁首席政策調査員を兼任しており、学長の指示の下、中央教育審議会答申や各種法令・制度の改正等についての動向は常日頃から評議会でも共有されている。文部科学省、厚生労働省、内閣府等の通達があった場合は、事務局及び関連の部局長に回覧し、適宜現状を確認して対応を行っている。

<テーマ 基準 I-D 内部質保証の課題>

本学では、学則第2条に基づき、自己点検評価委員会、作業連絡会、自己点検評価検討会議を重層的に機能させ、全教職員が関与する自己点検・評価体制を確立している。また、令和6年度にはアセスメント・ポリシーとアセスメントプランを統合改訂し、令和7年度からはこれに基づく適切な教学査定と、学長主導による最新の法令・政策動向の評議会共有を進めており、内部質保証システムは着実に機能している。システムをさらに自律的かつ高度に循環させる上で、以下の点が今後の課題として挙げられる。

独自の説明会や高校訪問、法人内の学園幹部会を通じて、高等学校の関係者等から本学の教育活動や自己点検・評価活動に関する貴重な意見を幅広く聴取している。しかし、これらの聴取した意見が「どの会議体で審議され、具体的にどのようなカリキュラム改革や学生支援の向上に結びついたか」という記録の体系化や、還流プロセスの組織的なルール化において、まだ改善の余地が残されている。学外の視点をより確実に教育の質向上に活かすための仕組みづくりが必要である。

また、令和6年度に改訂・統一した新しいアセスメントプランに基づき、各学科会議や評議会等での査定が開始されている。また、IR推進室による卒業時アンケート結果の評議会

共有など、データの可視化は進みつつある。今後は、これらの量的・質的アセスメントデータ（授業評価アンケート、学習時間調査、資格・国家試験合格率、就職先評価等）を単に共有するだけに留めず、各学科・専攻科が自学科のディプロマ・ポリシー（DP）の達成度を検証し、具体的な教育課程の編成・改善に直結させる組織的な対話の場を定着させる必要がある。

さらに、令和7年度に、授業アンケートへの学生の回答率の抜本的な改善を目指して「授業アンケートに関する調査」を実施し、回答の障害となっている要因の分析を行った。この結果から、システム的な問題より、教員の改善を学生が感じにくいことが要因として挙げられており、今後は、この分析結果に基づいて、実施方法や時期についての検討を行うことが課題である。

令和7年度には、IR推進室が実施した卒業時アンケートの可視化資料が評議会で共有されるなど、データの組織的共有に進展が見られた。しかし、集積されたデータ（授業アンケート結果、授業外学習時間、在学生の成長実感、卒業時アンケート、国家試験合格状況など）を、学科別・経年別に多角的にクロス分析し、カリキュラムの抜本的見直しや中長期的な教育の質向上へと直接的に結びつける体制は未だ発展途上である。今後はIR機能をさらに強化し、エビデンス（教学データ）に基づく客観的かつ高度な教育改善サイクルを確立することが求められる。

自己点検・評価の体制については、現在の自己点検評価委員会、自己点検・評価作業連絡会、自己点検評価検討会議の3会議体制となっているが、日常の記録・点検を強化し、会議は簡素化する方が効果的であるという議論があるが、令和8年度に評価を受審することから大幅な体制の変更は混乱を招く可能性があるため、見直しは見送られており、今後評議会でも議論・再検討することが課題である。

<テーマ 基準 I-D 内部質保証の特記事項>

特記事項なし。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

本学の教育目的を達成するため、卒業生や進路先を対象とした点検が課題であった。現在、全学科で卒業生や進路先への調査と、その結果に基づく活用を進めるよう活動の具体化に取り組んでいる。卒業生に対する調査は、令和7年度よりIR推進室主導で全学科を対象として実施されるよう改善されたが、回答率の低さが課題として残されている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

令和7年度の本学の取り組みにおいて、建学の精神の改訂に伴う各種ポリシーの整合性確保や識別記号（LO・DP・CP・AP）を用いた一元管理マトリクスの導入、地域と連携した多角的な社会貢献活動など、教育の質保証に向けた基盤整備が着実に進んでいることを確認した。一方で、これら教学マネジメントの枠組みを形骸化させることなく自律的に機能させ、一層の教育の質向上を図るため、以下の改善計画を策定し実行する。

1. 建学の精神の浸透度検証とステークホルダーへの周知強化

令和 6 年度末に改訂された建学の精神や教育目的、学習成果、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針について、学生やステークホルダーに対してさらなる浸透を図り、認知度と社会的信頼のさらなる向上を目指すため、また、学生が自分自身の学修との繋がりが明確となるよう、可視化した説明資料を作成公開する。さらに浸透状況を定量的・定性的に測定する調査を IR 推進室において定期的に実施する。

2. 地域連携協定の具体化と社会貢献活動を通じた汎用的能力の評価

令和 7 年度に新規締結した梶原町・高知県立梶原高校や学校法人岡山瀬戸内学園との協定に基づき、地域課題解決型プログラムや高大接続を速やかに具現化する。また、公開講座における地域ニーズの再検証と広報戦略の最適化により開講率・参加者数を安定させる。さらに、学生がボランティア等の社会貢献活動で獲得した汎用的能力（コミュニケーション能力等）を、大学の学習成果と結びつけて客観的に測定・評価する仕組みについて検討する。さらに、高知県が抱える様々な問題に本学として貢献するため、自治体や高校との連携の協議を推し進め、公開講座や出前授業・イベントなどを積極的に実施する。

3. 授業評価の改善

令和 7 年度の調査に基づき、授業アンケートの回答率を向上させ、授業改善の PDCA サイクルをより強固なものとするには、学生自身が授業改善を実感できるような実施方法に変更する必要がある。本学では、これまで FD 委員会の主導により授業アンケートが実施されてきたが、学生の運営する新たな学生委員会（仮）を立ち上げ、実施の主体をこの委員会に委託するようにシステムを変更する計画である。この委員会により、授業アンケートの内容が再検討され、学生自身が実施の主体となることで、アンケート、結果の集計と教員のフィードバック公表といった一連のプロセスが改善され、本学の FD 活動改善に貢献する。

4. カリキュラム検証と教学データの多角的分析

アセスメントプランをさらに実効性のあるものとするには、学習成果の可視化と分析についてもさらに進める必要がある。令和 7 年度に導入した識別記号（LO・DP・CP・AP）の対応表を単なる構造チェックに留めず、シラバス審査やカリキュラム・マップの妥当性検証において組織的に活用する。同時に、IR 推進室が中心となり、卒業時アンケート、学習時間、国家試験合格状況などファクトブック掲載データを充実させるとともに、経年変化を分析し、具体的な教育方法の改善へ確実にフィードバックさせる体制を強化する。

高知学園短期大学

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

〔テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程〕

＜根拠資料＞

- 提出資料 1 学生生活と履修の手引き
 5 履修要項（専攻科地域看護学専攻）
 11 シラバス
 12 行事予定表
 13 時間割表
- 提出資料- 0 学則
- 規程集 2 高知学園短期大学の教育目的に関する規程
 51 高知学園短期大学試験規程
 56 高知学園短期大学における履修登録単位数の上限に関する規程
- 備付資料 6 ファクトブック 2026
 7 シラバス作成要領
 24 Web サイト「情報の公表：免許・資格取得状況」
 25 令和 7 年度 高知学園大学・高知学園短期大学 FD・SD 活動報告書
 26 令和 7 年度 IPE プロジェクト実績報告
 27 短期大学生に関する調査研究〔令和 7（2025）年度〕

〔区分 基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。〕

＜区分 基準Ⅱ-A-1 の現状＞

高知学園短期大学では、短期大学設置基準第 13 条及び学則第 23 条に基づき、授業科目を履修しその試験に合格した者に所定の単位を授与している。同条第 2 項に基づき、試験は定期試験又は適時、筆記、口述、レポート、実技等によって実施される（提出・規程集-0）。各科目の評価方法・基準はシラバスに明示され、教員は授業の初回に説明するなど学生への周知を徹底している（提出-11）。

学習成果の評価にあたっては、シラバスに記載された客観的基準に基づいて、小テスト、レポート、発表、定期試験などで成績評価を行っている。また、試験は「試験規程」に基づき厳格に執行している（提出・規程集-51）。シラバスには各科目のディプロマ・ポリシーとの関連性、到達目標、詳細な授業計画のほか、学生の主体的な学びを促すために予習・復習の具体的な内容についても明記している。

本学では単位の実質化を図るため、短期大学設置基準第 13 条の 2 に基づき「高知学園短期大学における履修登録単位数の上限に関する規程」を定め、CAP 制を導入している（提出・規程集-56）。各授業のシラバスにおいて、1 単位あたり 45 時間の学習量を確保するために必要な授業時間外の学習内容・時間を明記し、学生生活と履修の手引きに単位の履修方法を掲載している（提出-1）。なお、学生の実際の授業外学習時間の実態については、全学的な授業評価アンケートを通じて定期的に把握・点検を行っている。

具体的な CAP 制の上限設定や資格取得に伴う運用の詳細は、各学科の内規に基づき以下

高知学園短期大学

の表 II-A-1.1 のように定められており、適切な学習量を確保している。

表 II-A-1.1 各学科・専攻科での CAP 制に関する内規

学科	1 学期の上限単位数 (原則)	次の学期での上限緩和
幼児保育学科	30	GPA2.5 以上は+5 単位
歯科衛生学科	25	GPA2.5 以上は+2 単位
看護学科	26	GPA3.0 以上は+4 単位 (ただし 1 年次のみ適用)
専攻科地域看護学専攻	22	なし

単位授与及び試験の実施にあたっては、試験規程に基づき、科目担当教員が履修者名簿を用いて出席管理を行い、受験資格の確認を行っている。履修者名簿は教務課へ提出され、再チェックを受ける。

また、本学では進級判定制度を設けていないため、学生の学習継続に向けて、クラス担任及び副担任が中心となり、学生個々の履修・単位取得状況を定期的に確認している。出席状況の悪い学生については、科目担当者から担任へ連絡が入り、Teams チャット、メール、電話等で学生と連絡をとって指導する。必要に応じて学科会議での情報共有、個別面談や保護者面談を行い、不安や生活面の相談にも応じる信頼関係を構築している。

本学では、短期大学設置基準第 18 条、並びに学則第 25 条 (卒業の要件)、第 26 条 (卒業の認定)、第 27 条 (学位の授与) に基づき、各学科・専攻科の卒業要件を定め、「学生生活と履修の手引き」(学科) または「履修要項 (専攻科地域看護学専攻)」(提出・5) に明記するとともに学生に周知している。評価については、各試験終了後、教務課にて学科・学年ごとの成績一覧を作成・点検する。最終学年末の成績確定後、卒業認定・学位授与の方針 (資格取得認定を含む) に基づき、以下のプロセスで厳格な卒業判定を行っている。

1. 学科 (または専攻科) 会議での判定： 教務課が作成した資料を用い、取得単位数等の卒業要件を確認の上、各学科会議の場で卒業認定・成績評価の適切な運用を点検・判定する。
2. 全学的な承認： 学科での判定後、評議会、教授会において最終的な卒業判定及び承認を実施する。

なお、本学及び各学科では、令和 6 年度末の建学の精神の変更に伴い、教育目的や学習成果の見直しとともに「卒業認定・学位授与の方針」の改定を行い、令和 7 年度から施行しており、学習成果をアセスメントプランに基づき評価し、学位授与の適正性を担保している。

[区分 基準 II-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。]

<区分 基準 II-A-2 の現状>

高知学園短期大学では、短期大学設置基準第 5 条に則り、学習成果を獲得するため、卒業認定・学位授与の方針に基づいて、教育課程編成・実施の方針を示し、学生生活と履修の手引き (提出・1) や公式サイトで示している。幼児保育学科では、教育職員免許法施行規則及び児童福祉法施行規則に基づき、「領域に関する専門的事項」「教育及び保育の本質・目的・

高知学園短期大学

対象の理解」「教育及び保育の内容・方法」「総合的専門科目」「教育実習・保育実習」の 5 分野を専門教育課程に設けている。1 年次で教養科目と専門科目の基礎理論を、2 年次で応用的・実践的な科目を履修できるよう体系化している。歯科衛生学科では、建学の精神に基づく学習成果の達成に向け、卒業認定・学位授与の方針と教育課程編成の方針をポリシー・マップで関連づけており、基礎分野（科学的思考の基盤、人間と生活）で豊かな人間性・倫理観・コミュニケーション力を培い、専門基礎・専門・選択必修分野（疾病の成り立ち、予防法、他職種理解等）で専門的知識・技術を段階的に修得する体系的カリキュラムとなっている。看護学科では、短期大学設置基準及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則を基本に、「人間」「健康」「生活」「環境」「看護」を主要概念として位置づけており、学習成果に示す 4 つの能力を有する看護専門職者を育成する構造である。専攻科地域看護学専攻では、短期大学設置基準及び養成所指定規則に基づき、講義、演習、実習へと段階的・系統的に応用して実践力を獲得できる順序性を持たせている。組織的課題解決に向けた「行政職としての知識・技術や役割理解（企画・調整・リーダーシップ等）」、権利擁護に向けた「倫理的視点と住民協働」、論理的思考・表現力を高める「主体的な自律活動の強化」の 3 つの方針を掲げ、卒業認定・学位授与の方針に完全対応した教育課程編成・実施の方針を構築している。また、これらの教育課程編成・実施の方針を元に、学修の透明性を高め学生の主体的な学びを促すため、シラバス作成要領に基づいた項目開示と、カリキュラム・マップ等を用いた丁寧な履修指導を行っている。

本学では、学習の質を保証するため、シラバスの記載事項をシラバス作成要領（備付-7）で厳格に定め、客観的な成績評価を行っている。シラバス作成要領に基づき、授業目的、到達目標、各回の計画、時間外学修（予習・復習）、評価方法・基準、オフィスアワー等を明示している。とくに「授業の目的」には卒業認定・学位授与方針との関連性を必須としている。授業時間は半期 15 回を厳格に遵守した上で試験を実施する。成績評価は、学則第 24 条およびアセスメントプランに基づき客観的な評価を実施しており、厳格な運用について学科会議等で担当者間の情報共有と調整を行っている。

FD 活動としては、学生からのフィードバックや教員同士の連携を通じて、教育の質向上（PDCA サイクル）を図っている。前後期の授業それぞれで「授業アンケート」を定期的実施し、教員への自己分析と改善報告書の提出を義務付けている。また、授業担当者間での重複回避や演習・実習の事前打ち合わせなど、意思の疎通と協力調整を図っている。また、併設の高知学園大学も含めた全学的な授業参観や公開授業も実施しており、学外研修報告書の共有や担当者間の情報共有・調整を通じて教員間の連携を強化し、教育の一貫性を担保している（備付-25）。

また、社会情勢や制度改正に柔軟に対応するため、学内外の視点を取り入れた定期的なカリキュラムの見直しを行っている。見直しについては、学生の履修状況や課題を含め、学科会議や教務委員会を中心として検討され、定期的に教育課程の見直しが実施されている。これらの検討では、教育目的の達成状況等から把握した学生の修学状況等や国家試験出題基準、中央教育審議会、関係団体、学会等の動向を考慮に入れている。たとえば、幼児保育学科では、令和 6 年度に保育現場のニーズや地域社会での子どもの読書活動に貢献できる人材を育成するため、国立青少年教育振興機構絵本専門士委員会が認定する「認定絵本士」養成講座（「子どもと絵本Ⅰ」「子どもと絵本Ⅱ」）を新設し、令和 7 年度末に 31 名が受講・

高知学園短期大学

認定されている。なお、令和6年度末には建学の精神の変更に伴い、全学的な教育目的やカリキュラム方針の大規模な見直しを行い、令和7年度から施行されている。

さらに、令和7年度には、本学教育課程編成・実施の方針に基づき、本学及び併設の高知学園大学の特色を最大限に活用するために、IPE（専門職連携教育）プロジェクトが開始され、多職種連携による授業を体系的に開発する取り組みが実施された。令和7年度の成果としては、「健康的で豊かな生活」の概念を起点として、学科横断的に「何を学ばせるか」を整理し、授業設計に向けた基盤となる教育目標の方向性を明確化した（備付-26）。この成果をもとに令和8年度に向けて具体的な授業内容や評価基準の策定・検討を進めている。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

＜区分 基準Ⅱ-A-3の現状＞

高知学園短期大学では「広い教養」の習得を教育基本方針で定めており（提出-規程集-2）、短期大学設置基準第5条に基づき、幅広く深い教養と総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するための教育課程を編成するとともに、全学及び各学科・専攻科において、「広い教養」の習得を教育基本方針に掲げ、社会に貢献できる豊かな人間性と専門教育への基盤を培う教育を実施している。この方針の下、たとえば幼児保育学科では、幼稚園教諭、保育士、保育教諭を養成するためのカリキュラムを基本とし、倫理的な責任感に基づいて広い視点から保育の意義を考え、実践できる教養ある人間の育成を目指している。他学科・専攻科においても、教養・基礎科目、あるいは基礎分野の教育では、広い教養を身につけることによって、専門教育科目の理解と活用を促進するとともに、学生が自ら目標を立て主体的に学べるよう教育課程を編成している。

本学の学科構成は、乳幼児教育や保育を学ぶ幼児保育学科、医療を学ぶ歯科衛生学科・看護学科であり、社会背景を踏まえた対象の多様性の理解やそれに基づくコミュニケーション力、根拠に基づいた支援を提供するための科学的な思考が求められる。このため、本学の教育課程では、医療や教育など「人々の健康に貢献する専門職」を養成するため、多様な背景の理解やコミュニケーション力、科学的思考の基盤となる科目群を整備している。幼児保育学科では、教養教育科目として「ダイバーシティとインクルージョン」「運動と健康」「平和と友愛論」「組織論」「アカデミックスキルズ」などの多様な科目を設置している。また、歯科衛生学科では、「基礎分野」の中に「科学的思考の基盤」と「人間と生活」の区分を設け、「化学」「生物学」「物理学」「倫理学」「社会学」「心理学」「運動と健康」などの多様な科目を設置している。さらに、看護学科では、「教養・基礎分野」で「豊かな人間性の探求」「科学的思考の基盤」「人間と生活・社会の理解」の区分を設けており、「栄養学」「科学的思考論」「ヘルスプロモーション論」「心理学」「人間関係論」「現代社会と家族」「平和と友愛論」など多くの科目を設置している。3学科の共通科目としては、「日本国憲法」「生涯スポーツ実技」がある他、情報関連と外国語に関しても様々な科目が開講されている。これら多様な分野の履修を通じ、現代社会における事象の洞察力、外国語・異文化の基礎的理解、主体性、体力・精神力の向上を図り、専門教育へと繋げている。

これらの教養教育のカリキュラム編成については、社会背景や学生のニーズ、専門教育と

高知学園短期大学

のバランスを考慮し、卒業要件単位数や科目の新設・廃止を適宜見直しており、社会の動向や学科の学習成果に基づき、必要に応じて教育課程の改正を行っている。たとえば、幼児保育学科では、令和6年度に学科の学習成果と教育課程編成・実施の方針に照らし、開設科目の適正性について学科会議で検討を重ね、大幅な見直しを行った。従来「芸術と文化」「社会と自然」「運動と健康」の三分野に編成していた教養教育を、時代の動向に合わせて、令和7年度以降から「人間性と社会性」「コミュニケーション」の二分野へと再編する方向性を決定し、新たなカリキュラム改正を執行している。

教養教育の効果については、卒業生や学外実習先からのフィードバック、学生アンケートを活用し、組織的な検証と改善に取り組んでおり、全学的な「卒業生アンケート」による評価や、学外実習の受け入れ先からの意見を参考に、教務委員会や学科会議で教養教育の効果や課題を検討・点検している。

このように本学では、短期大学設置基準第5条に基づき、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するための教育課程を編成している。なお、令和4～8年度における教養・基礎科目、基礎分野の科目数と担当教員の人数については、表Ⅱ-A-3.1の通りである。

表Ⅱ-A-3.1 各学科の教養教育科目数と担当教員数（令和4～8年度）

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
幼児保育 学科	科目数	15	15	14	13	13
	本学教員	5	6	6	7	7
	非常勤講師	8	7	6	4	3
歯科衛生 学科	科目数	14	14	14	13	11
	本学教員	3	3	4	3	3
	非常勤講師	9	9	8	7	6
看護学科	科目数	17	17	17	16	15
	本学教員	9	9	10	7	11
	非常勤講師	5	5	4	6	6

〔注〕1. その年度に開講した科目数

2. 歯科衛生学科、看護学科は、基礎分野の科目数

〔区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。〕

<区分 基準Ⅱ-A-4の現状>

高知学園短期大学は、人類の福祉と文化の進展に寄与することのできる、教育・医療に関連する専門的職業人を育成することを教育目的としている。教育目的の達成にむけて、本学では職業又は実際生活に必要な能力を育成するための教養教育と専門教育の区分を軸とした教育課程編成・実施の方針を示し、各学科は学生がその専門性を十分に活かし卒業後に社会で活躍できる能力を身につけることができるよう教育課程を編成し、日々の教育に努めている。

高知学園短期大学

全学科の教育課程に組み込まれている「キャリア形成演習」または「キャリアデザイン」では、社会の状況を学び、卒業後の将来像をイメージしながらキャリア形成基礎力を身につけることができるよう編成されている。このように、本学では2年あるいは3年間の教育の中で、専門的職業人として社会で活躍できる人材を育成できるよう努めている。

専門教育においてはそれぞれの職業教育における指定規則等、法令に則り必要な知識や技術を習得するための基礎から応用へと段階的に発展する教育課程を編成し実施している。本学ではすべての学科において、それぞれの専門性に必要な基礎となる知識や技術を学内で学び、それを学外実習で応用していく、という教育課程となっている。本学は約8割の学生が地元である高知県内に就職をしており（備付-6）、その対象となる施設の多くが実習先となっているため、学生は就職後の自身の姿をイメージしやすい環境にあり、職業への接続を図る教育の実施体制は明確であるといえる。

また、客観的な資料としては、免許・資格取得状況からも測定・評価することが可能である。国家試験合格率は一つの指標になり、日常の教育内容を検討して見直すとともに国家試験対策も強化し改善に取り組んでいる（備付-24）。また、資格取得者の人数や割合だけでなく、進路先からの意見等も聴取して職務への取り組み状況、貢献状況、卒業生の課題等を評価している。卒業生を対象とした調査からも職業教育の効果を評価している（備付-6）。令和6年度より、全学で卒業後の実態把握に向けて、卒業時に卒業生に対して連絡先の登録とアンケート等を送信する同意を提出してもらっている。令和7年度は、全学での最初のアンケートとなったが、併設の高知学園大学と併せて297名に送信をしたが、回答は19件に留まった。アンケート内容は、各職業に関することや卒業時アンケートと比較可能なスキルの評価などとなっているが、回答数が学科ごとに分析できるほどではないため、今後はホームカミングディ等のイベント時の対面回収など、広報やアプローチ方法を工夫し回答率向上に努めることが重要である。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

本学では、短期大学設置基準や各専門職養成の指定規則等に完全に準拠し、教養教育と専門教育を体系的に配置した教育課程を編成している。各学科の内規によるCAP制の厳格な運用やシラバス開示による単位の実質化、さらには「認定絵本土」養成講座の新設や高知学園大学との連携による「IPE（専門職連携教育）プロジェクト」の推進、地元高知県内への高い就職率に直結した実習・キャリア教育など、確かな実施体制を構築している。これらの教育課程をさらに発展させ、学習成果の質的保証を強固にするにあたり、以下の点が今後の課題として挙げられる。

各授業のシラバスにおいて、1単位あたり45時間の学習量を確保するために必要な授業外の学習内容・時間を明記し、CAP制による履修上限を設定している。しかし、学生が実際にシラバスの指示通りに主体的な授業外学習（予習・復習）を確保できているかについて、組織的かつ精緻に実態を把握し、個々の授業改善や修学指導へタイムリーにフィードバックさせる体制をさらに強化する必要がある。

職業教育の効果を中長期的に検証するため、令和6年度より全学で卒業生に対する連絡先登録とアンケート送信の同意取得を開始し、令和7年度に最初の調査を実施した。しか

高知学園短期大学

し、送信数 297 名に対して回答数が 19 件に留まり、学科・専攻科ごとに統計的な分析を行うには不十分な状況である。今後は広報・アプローチ方法の抜本的な見直しを行い、回収率を向上させ、得られた意見を教育課程の定期的な見直し（改善）へ確実に活かす仕組みが求められる。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]

<根拠資料>

提出資料

提出資料- 0 学則

規程集 2 高知学園短期大学の教育目的に関する規程

備付資料 6 ファクトブック 2026

7 シラバス作成要領

24 Web サイト「情報の公表：免許・資格取得状況」

25 令和 7 年度 高知学園大学・高知学園短期大学 FD・SD 活動報告書

28 GPA 分布一覧

29 幼児保育学科卒業生動向の聞き取り調査概要

30 就職先からの卒業生に対する評価結果について（看護学科）

31 令和 7 年度 専攻科地域看護学専攻 修了生の状況について（報告）

[区分 基準Ⅱ-B-1 短期大学及び学科又は専攻課程において、学習成果は明確である。]

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

高知学園短期大学では、全学の共通指針として4つの資質・能力(L01~L04)を定めており、文科省が示す学士力の4分野(知識・理解、汎用的能力、態度・志向性、統合的な学習経験と創造的思考力)に適合するよう定められている。これを基にして、各学科・専攻科の専門性に合わせて、それぞれの学習成果を具体化している。幼児保育学科では子どもの発達理解と環境構成、歯科衛生学科では継続的な口腔健康管理と多職種連携、看護学科では根拠に基づく安全な援助とチームケア、専攻科地域看護学専攻では地域診断に基づく施策立案とデータ分析と、将来の活躍場面を具体的に想定して定義している。また、いずれの学科・専攻科においても、ベースには「専門的職業人としての知識・技術の習得」「他者との協働・コミュニケーション」「倫理的判断」「平和と友愛への貢献」という全学共通の4つの能力が組み込まれた学習成果となっている。

これらの成果は、各学科・専攻科それぞれの修業年限で卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)によって定められた能力を段階的に無理なく獲得できるよう、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)と連動して定められており、各方針にも明記

高知学園短期大学

されている。また、単位制度の実質化を図るため、例えば幼児保育学科では履修登録の上限を「1学期間に30単位」と定めて授業内容の理解を促しており、修業年限の2年（幼児保育学科）、3年（歯科衛生学科、看護学科）、1年（専攻科地域看護学専攻）という一定期間内で着実に成果を達成できる環境が担保されている。令和3～7年度の平均修業年限学位授与率は、幼児保育学科93%、歯科衛生学科87%、看護学科85%、専攻科地域看護学専攻97%となっていることから、学習成果は一定期間内で達成可能なものとなっている。

学習成果の測定に関しては、学則や教育基本方針に基づいてアセスメントプランを策定し、学生生活と履修の手引きに表明し周知を図っている。獲得された学習成果や卒業認定・学位授与の方針の達成度は、アセスメントプランに基づき、客観的かつ定量的に測定・評価される体制が整っている。授業科目レベルでの測定については、各授業科目の到達目標に対する達成度が、シラバスに明記された評価基準（100点満点の評点：優・良・可・不可）によって厳格に数値化され、GPAの分布や単位修得状況として測定される（備付-28）。学科・大学全体レベルでの測定については、在学中の実習の状況や各種アンケート、卒業時における就職率・進学率、専門職採用状況、そして客観的指標である幼稚園教諭二種免許状・保育士資格取得状況や歯科衛生士・看護師・保健師国家試験の合格状況を用いることで、成果の達成度を直接的・間接的に測定可能にしている。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。]

<区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

高知学園短期大学では、学生の学習成果の獲得状況を適切に測定するため、学則第24条及びアセスメントプランに則り、多様かつ客観的な評価指標を導入し、これに基づいて成績評価を行い、学習成果の獲得状況を適切に評価している。直接的な評価としては、定期試験、レポート、授業への取り組みなどを活用し、科目ごとの到達目標の達成度を測定している。各学科・専攻科では、レポート評価等を行う際にはルーブリックを活用する等、より定量的かつ公平な成績評価を行う工夫をしている。

各授業科目における個別の到達目標が、各学科・専攻科及び全学の方針とどのように結びついているかは、シラバス等で明確に示している（提出-11）。各科目のシラバスにおいては、科目としての学習成果（到達目標）を示し、授業終了段階で学生が獲得すべき能力・技術等を明記している。また、個々の授業科目の到達目標と学科の卒業認定・学位授与の方針との関係性を紐付けることで、授業レベルの学習成果が学科・専攻科全体の目標に直結する構造を担保している。たとえば、幼児保育学科では、養成する保育教諭像に基づき、教育課程編成・実施の方針と学位授与の方針との対応関係を、次のように具体的に整理している；

- 専門性と保育実践力の向上（CPc1）
→保育者として必要な専門的知識と、実践のための基本的な技能（DPc1）
- 主体的な学びと内省の促進（CPc2）
→現実を深く見つめ、社会的状況を分析しながら、子どもの命を預かる重い責任感（DPc2）
- 豊かな人間性と社会性の育成（CPc3）
→子どもの健やかな成長を心から願う、保育者にふさわしい豊かな人間性（DPc3）

- 課題解決能力の段階的育成 (CPc4)

→社会の諸問題に対し、教育・保育の視点から自らの考えをまとめ、表現し、主体的に行動 (DPc4)

成績評価については、評価結果の偏りや不備を防ぎ、全学及び学科・専攻科レベルで教育の質を保証するための組織的な確認を行っている。教員が算出した成績は教務課に提出され、学科・学年ごとに整理された上で全体状況が把握・点検されるシステムとなっており、成績分布に極端な偏りがないかを確認し、特に再試験者や不合格者が多い科目については、授業評価アンケートの結果と突き合わせながら要因の点検を行っている。また、学科会議等において、学生による授業評価アンケートに寄せられたコメント (自由記述) や、教員から提出される授業改善報告書を活用し、成績評価の方法や基準に適正を欠くような問題点がないかを継続的に点検している。

把握した学習成果の獲得状況やアンケート結果については、個々の学生へのフォローアップおよび教員の教授方法のブラッシュアップへ還元している。担任・副担任は、定期的に学生面談を実施し、学科会議で共有された成績データ等をもとに学習成果の達成状況を確認しながら、きめ細かな個別指導を行っている。また、授業評価アンケートの分析を通じて、教員が自らの成績評価の妥当性を振り返り、次年度以降の学修意欲の向上や教育方法の改善に結び付けている。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

高知学園短期大学では、学習成果の獲得状況について、量的・質的データを用いて測定する仕組みとして、アセスメントプランを策定しており、これに基づいて査定を実施している (備付-23)。アセスメントプランは、全学 (機関) レベル、学科 (学位プログラム) レベル、授業科目レベルの3つのレベルで定められており、GPA 分布、単位修得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積 (ポートフォリオ) などの情報を体系的に管理している。また、ルーブリック分布を活用した定量的評価を行っており、学科・専攻科会議やカリキュラム検討の場で共有されるとともに、教育内容や指導体制の具体的な改善・見直しに直結させている。

学内での日々の学習成果や学生の意識、在籍状態などの統計については、IR 推進室がとりまとめており、毎年ファクトブックとして学内教職員に共有されており、実態把握や教育活動・学生指導の改善につなげている。ファクトブックには、GPA や単位取得率、退学率の推移や、修業年限学位授与状況、国家試験合格状況の教務データが掲載されており、それぞれ学習成果獲得の指標として毎年度点検・分析している。また、全学的に実施している授業アンケートや入学時及び卒業時アンケートの結果は、間接的な評価指標として活用されている。

本学では、組織的なインターンシップや留学は行っていないが、代替・類似する取り組みとして学外実習の評価を学習成果の分析に活用している。また、就職率は学習成果獲得の証明として学科・専攻科会議や就職委員会等で毎年度点検している。幼児保育学科では、卒業

高知学園短期大学

生のほとんどが、幼稚園、認定こども園、保育所、児童福祉施設に教員・保育者として就職している。また、歯科衛生学科では歯科医院、看護学科では病院や施設というように各専門分野での就職率が高く、学外活動や進路に関する重要な成否指標として活用されている。

社会から受けた評価（アウトカム）を学内にフィードバックし、教育の質保証のサイクルを回すため、卒業生に関する調査も実施している。卒業時にも学習成果を自己評価するアンケートも実施しており、令和 7 年度から実施された卒業生の追跡調査のためのアンケートと併せて検討する計画であるが、追跡アンケートについては回答率が少なく、十分な分析ができていないことは課題である。また、卒業生の就職先での聞き取り調査は巡回指導時や就職フェア・企業訪問の機会を利用して以前より行っており、令和 7 年度からは報告の形で残して活用されている（備付-29, 30, 31）。この他、本学で実施している生涯学習講座で来学した卒業生に対してもヒアリングを行っている。これらの情報は、主に学科内で共有し、三つの方針（DP/CP/AP）との関連性を吟味しながら、教育内容の点検・改善の根拠データとして活用するよう検討している。

以上のように、本学では様々な量的・質的データを学習成果の点検に活用している。

[区分 基準Ⅱ-B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。]

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づき、公式サイト「情報の公表」ページ上で「学位授与数または授与率」「免許・資格取得状況」等の学習成果データを広く公表している。法令に基づく公式サイトでの情報公開に加え、高校生・保護者への説明や学術的な場での発表を通じ、成果の透明性を確保している。ファクトブックには、教学 IR の情報や各種アンケートの結果が可視化され掲載されているが、教職員での共有に留まっており、全体については公表されていない。この中の卒業時アンケートの結果については、令和 5 年より公式サイトで継続的に公表されている。また、令和 7 年度には、情報機器利用調査が公開されている他、ファクトブックからの情報を抜粋し、インフォグラフィックとして構成した「高知学園大学・短期大学はこんなところ 2025」が公開されている。

本学では、可視化した根拠に基づき、学生の到達度に応じた個別指導や、実習・試験に向けた多面的なフォローアップを行っている。前述のデータの他、「短期大学生に関する調査研究」の本学の個別レポートやそれを元に可視化した資料も共有されており、オリエンテーション時の説明や個別指導等で活用されている。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の課題>

本学では、全学共通の 4 つの資質・能力（L01～L04）を基盤に、各学科・専攻科の特性に適合した具体的な学習成果を定義している。これらは高い修業年限学位授与率（85%～97%）や各種資格取得・国家試験合格率によって着実に達成されており、IR 推進室が発行する「ファクトブック」を介して適切に管理されている。また、公式サイトでの「情報の公表」に加え、インフォグラフィックを用いた視覚的な情報公開（「こんなところ 2025」）や、可視化データを基にしたオリエンテーション・個別指導での学生支援など、学習成果の測定・公表・

高知学園短期大学

活用体制は概ね良好に機能している。これらの測定・評価システムをさらに深化させ、教育の質保証のサイクル（PDCA）を確実なものにする上で、以下の点が今後の課題となる。

中長期的な学習成果の検証に向けて令和 7 年度より開始した卒業生追跡アンケートにおいて、実施実績が送信数 297 名に対して回答数 19 件に留まり、学科・専攻科ごとにクロス分析・評価を行うには不十分な状況にある。一方で、実習巡回指導時や就職フェア、生涯学習講座での卒業生ヒアリングといった定性的な社会評価は令和 7 年度から報告書として記録化され始めている。今後は、これら量的・質的な双方のアウトカム調査において「回収率・集約率の向上」を図り、三つの方針（DP/CP/AP）の検証に耐えうる客観的なデータ基盤を確立する必要がある。

IR 推進室によって毎年集約・可視化されるファクトブックには、GPA 分布、単位取得率、退学率の推移など、学習成果の獲得状況を示す貴重な教務データが網羅されている。しかし、現状ではこれらが教職員の一部や特定の会議での共有に留まっており、全学的な教育改善の議論や、各学科での日常的な授業改善の根拠として広く浸透・活用されるまでには至っていない。可視化されたデータを全教職員が主体的に読み解き、教学改革へ繋げる組織的な体制づくりが必要である。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]

<根拠資料>

- 提出資料 2 大学案内 2026
- 6 学生募集要項 2026
- 14 大学案内 2025
- 15 学生募集要項 2026
- 提出資料- 112 高知学園短期大学入学者選抜規程
規程集
- 備付資料 32 入学手続き他に関する資料一式 [令和 6 (2024) 年度]

[区分 基準Ⅱ-C-1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。]

<区分 基準Ⅱ-C-1 の現状>

高知学園短期大学では、教育上の目的を踏まえ、学校教育法施行規則第 165 条の 2 に基づき、入学者受入れの方針を掲げ、学生募集要項（提出-6, 15）、Web サイト等で示し、積極的に公表している。この方針に基づいて、入学者選抜規程が定められ、アドミッション・オフィス及び入学試験募集委員会が協調して業務にあたっている。入学試験の選抜方法詳細については、毎年発行される学生募集要項に定められており、公式サイトで閲覧・ダウン

高知学園短期大学

ロードすることができるとともに紙媒体で配布されており、適切に公表されている。選抜試験の実施にあたっては、**学長を最高責任者とする入学者選抜の実施に係る実施本部**が設置され、入学者選抜規程（提出-規程集-112）に従い、学科での判定会の議を経て、評議会・教授会の審議後に学長が合否を決定する。

本学では、高大接続や入学者の多様性確保に配慮し、**多様な選抜区分を設け、公正かつ適正な選考基準に基づいて判定を行っている**。選抜区分、試験日については、幼児保育学科、歯科衛生学科、看護学科については共通となっており、一般入試、総合型選抜、推薦入試（指定校制・公募制）、社会人選考、外国人留学生選考を実施している。一般入試は、書類審査、面接、小論文、学力検査で審査される。学力検査では、国語・英語・化学基礎・生物基礎・数学Ⅰから1科目の選択問題と特定科目に依らない総合問題が出題される。また、総合型選抜は、専願制であり、大学入学希望理由書、調査書、小論文、面接等を通じて、受験生の学習状況、社会性、専門分野への関心、計画的・継続的な学習意欲を総合評価している。専攻科地域看護学専攻については、本学看護学科卒業（見込）者を対象とした特別入試及び一般入試を実施している。特別入試は、書類審査、小論文及び面接で選考し、一般入試は看護学全般の知識を問う学力試験によって総合的に判定される。公正性の担保として、採点基準の厳格化や、面接での共通問題の使用による試験官ごとの難易度差を排除している。また、高大接続を考慮し、各選抜区分における評価内容と求める資質を適合させるとともに、多様な選抜方法を設定し多面的・総合的に評価している。

入学希望者・保護者や高等学校に対しては、丁寧な情報提供と、組織的な連携体制を構築している。大学の窓口としては、**教務学生課が事務局となり、アドミッション・オフィス担当を配置**して実務を担っている。また、大学見学（毎日がオープンキャンパス）や個別相談の希望者に対しては、事務局と学科教員が協力し、休日を含めて柔軟に対応できる体制を整備している。

[区分 基準Ⅱ-C-2 入学者選抜に関する情報を適切に提供している。]

<区分 基準Ⅱ-C-2 の現状>

高知学園短期大学では、毎年**学生募集要項**を発行しており、**入学者受け入れの方針**を含む、**教育目的・学習成果、三つの方針**を明確に示している。また、この募集要項は、公式サイトでダウンロード可能な形で公開されるとともに紙媒体でも配布されている。募集要項内では、**選抜区分ごとに募集人員、日程、選抜方法の詳細、授業料やその他入学に必要な経費**も明示されており、志願者が確認できるよう配慮されている。

本学では、**高大接続を重視**しており、高等学校の**キャンパス見学や出前授業**を積極的に行っており、**事務局と教員が協力して情報提供**にあたっている。また、高等学校関係者には併設の高知学園大学と共同で、**進学説明会**を高知県内 3 会場で開催し、**入学者選抜の詳細な説明**を行っている。また、令和7年度から大学案内の一環として、**YouTube**を活用した「先輩の声」として学生や教員のインタビューを公開している他、幼児保育学科、歯科衛生学科においては、**Instagram**を活用してイベントや学習の様子を公開し、様々な層に情報提供を行っている。

受験の問い合わせに対しては、**入試専用連絡先**を学生募集要項に明示し、また、公式サイ

高知学園短期大学

トでは問い合わせフォームを設置しており、教務学生課が懇切丁寧に対応している。大学見学（毎日がオープンキャンパス）や個別相談の希望があった際にも、希望する学科の教員と事務局が協力して説明や案内を行っている。

<テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の課題>

本学では、学校教育法施行規則等に基づき、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を定めて広く公表している。また、選抜規程に則り、学長を最高責任者とする実施本部の下で、面接共通問題の使用や採点基準の厳格化による公正・適正な入学者選抜を執行している。一般選抜、総合型選抜、推薦選抜などの多様な区分を設け、募集要項による学費・諸経費の明瞭な情報公開、教務学生課と学科教員が連携した丁寧な問い合わせ対応や「毎日がオープンキャンパス」の実施、県内3会場での進学説明会など、学生確保と高大連携の実施体制は着実に機能している。これらの入学者選抜および高大接続活動をさらに発展させ、本学の教育目的により適合した優秀な人材を安定的に確保するにあたり、以下の点が今後の課題として挙げられる。

本学では多様な選抜区分を設け、調査書や面接、総合問題等を組み合わせた多面的・総合的評価を行っている。今後は、これらの選抜方法が「アドミッション・ポリシーが求める資質や意欲を正しく測定できているか」について、入学者の学修成果（GPAや単位修得状況）や在籍状態のIRデータと紐づけて組織的に追跡・検証する仕組みを強化する必要がある。この検証結果を基に、各選抜区分の評価比重や面接等の評価基準（ルーブリック等の導入・精緻化）を定期的に見直し、高大接続の質をさらに高める選抜手法へと改善していくことが求められる。

また、併設大学との合同説明会や出前授業、個別相談等の地道な広報活動により志願者確保に努めているが、高校生や保護者、高等学校の進路指導担当教諭に対し、本学が誇る幼稚園教諭二種免許状・保育士資格取得率や国家試験合格実績、高い県内専門職就職率や地域に根ざした専門職としての将来のキャリア像が十分に伝わりきっていない面がある。今後は、インフォグラフィック等の可視化データをさらに戦略的に活用し、デジタル広報の強化や高等学校等との組織的な連携を深めることで、本学の教育の魅力をより効果的に発信していくことが課題である。

さらに、アドミッション・オフィスおよび入学試験募集委員会が協調し、個別見学にも柔軟に対応する教職協働の体制は本学の大きな強みである。しかし、1年を通じて多様化・長期化する入試業務や広報対応が、一部の担当者や学科教員に過度な負担となる懸念が残されている。今後は、全学的な業務バランスの適正化を図るとともに、入試実務に携わる教職員を対象としたFD・SD研修を定期的実施し、多面的評価に関する専門的知見や最新の入試動向の共有を進めることで、組織としてのアドミッション機能の持続可能性と専門性を向上させることが課題である。

<テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]

<根拠資料>

- 提出資料 1 学生生活と履修の手引き
- 提出資料- 21 高知学園短期大学カウンセリング委員会規程
- 規程集 24 高知学園短期大学就職委員会規程
- 25 高知学園短期大学ハラスメント等に関する規程
- 89 高知学園短期大学キャリアセンター運営会議規程
- 99 高知学園短期大学障害学生支援規程
- 207 高知学園大学・高知学園短期大学におけるハラスメントの防止等に関するガイドライン
- 備付資料 6 ファクトブック 2026
- 27 短期大学生に関する調査研究 [令和 7 (2025) 年度]
- 33 合格者への配付資料一式
- 34 オリエンテーション資料一式
- 35 Web サイト「ポータルサイト」
- 36 環境記録 (様式)
- 37 進路一覧表
- 38 図書館利用案内 (らぶっく+)
- 39 パスファインダー
- 40 図書館利用に関する申込書一式
- 41 図書館蔵書受入に関する報告書一式
- 42 高知学園大学・短期大学 ラオスプロジェクト計画
- 43 CLUB ガイダンス
- 44 天神祭 [令和 7 (2025) 年度]
- 45 学園祭実行委員会資料
- 46 就職に関する資料
- 47 学生支援に関する資料一式

[区分 基準Ⅱ-D-1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

<区分 基準Ⅱ-D-1 の現状>

高知学園短期大学では、学習成果の獲得に向けた支援を入学前から卒業に至るまで、きめ細かな対応を組織的に行っている。

入学前教育としては、入学までに望まれる学習レベルを入学者受入れ方針に明記しており、入学予定者に対して、心構えや学習課題等を提示し、円滑な高大接続と学習への動機づけを図っている。とりわけ幼児保育学科では、入学前の 2 月に入学予定のピアノ未経験者を対象とした「音楽オリエンテーション (ピアノ初心者向け)」講座を実施し、入学前の学習支援を行っている (備付-33)。また、入学式前に「入学前オリエンテーション」を実施し、短大での学生生活にあたって必要となる事務的な手続きや学内施設の利用等に関する説明を行っている。

入学した4月当初には前期授業開始前の期間を1週間設け、「**授業開始前オリエンテーション**」を実施している(備付-34)。この中では、大学全体及び学科別の説明を実施し、教育課程の意義、資格取得、履修登録、高校生活との違いなどを説明するほか、仲間づくりや先輩交流を企画し、**最初の躓きを予防**している。また、本学はクラス担任制となっており、一般的な説明だけではなく、担任が「手引き」「シラバス」「時間割表」を活用し、学習方法や心構え、**科目選択について具体的な指導**を行っている。また、この期間には、**学習への動機づけ**とともに**上級生との交流機会**も設け、**学生同士の交流・サポートを通じた学習支援**を行っている。

「授業開始前オリエンテーション」は、新入生だけではなく全学生を対象としており、規模や内容は学科や学年で異なるものの、各学期の授業期間開始前に実施されており、これまでの**学習成果に基づく履修指導や個人面談**を行い、専門性に特化した内容も交えながら、次年度の学習を円滑に始められるよう取り組んでいる。また、オリエンテーション以外でも、各教員が「**オフィスアワー**」を設定しており、**学生が日常的に相談しやすい環境**を構築している。

本学は、「**学生生活と履修の手引き**」(提出-1)を毎年発行しており、入学時に配布している。学生生活と履修の手引きには、本学の教育目的・三つの方針、カリキュラム・履修要項、事務手続き、学生生活の手引き、健康管理、就職支援、奨学金及び学則や各種規程等が網羅的に記載されている。また、履修や受講に関する教務情報はポータルサイトを通じて、情報が提供されている。

本学では学生一人ひとりの理解度や学習進度の違いに対応するため、補習の実施や履修制限(CAP制)の緩和など、柔軟な支援を行っている。**成績不振・遅進者への支援**としては、授業の工夫に加え、**教員による補習の実施や自学自習用課題**を提供している。本試験不合格者には、**再試験までに課題設定や補習**を行い、学習成果の獲得を支援している。歯科衛生学科、看護学科、専攻科地域看護学専攻では、国家試験の合格を目標としている学生も多いため、グループごとに指導教員を割り当てる方法や、過去問・模擬試験のデータを教員間で共有し、学生の習熟度・弱点に合わせてピンポイントな補習への参加を促すなどの多層的な支援を行っている。さらに、担任を通じた**保護者への早期連絡**や、キャリアセンターと連携した休退学防止の取組を行い、組織的に学習成果の獲得を支援している。

一方、**優秀者への配慮**として、「CAP制に関する内規」に基づき、GPAが基準を上回る学生には、**年間履修上限を超えて教育科目を履修できる体制**を整備している他、希望に応じた科目担当教員の個別対応、他大学または専攻科などへの進学相談・推奨を行っている。なお、通信教育は実施していない。編・転・再入学生に対しては、規程に基づき教務学生課と学科教員が協力して個別に支援にあたっている。

図書館には、**司書資格を有する専門職員**を配置しており、学術データベースの活用指導やレファレンスサービスにより、学生の主体的学習を支えている。司書は、専任2名と非常勤職員1名の**3名で学習支援**を行っており、入学時オリエンテーションや個別対応を通じ、学術情報データベース(CiNii Research、JDreamⅢ、医中誌Web)の活用方法を指導している。業務は電算化されており、「My Library」機能から貸出状況の確認や文献複写依頼が可能。通常貸出は3週間(冊数制限なし)とし、夏期休業中や学外実習期間中は長期貸出(最大8冊)を行うなど柔軟に運用している。また、図書館報『らぶつく』を発行し、書評

を通じた読書体験の共有により、学生の読書意欲や教養の向上に取り組んでいる（備付-38, 39, 40, 41）。

本学では、各種アンケートでの学生の意見や教務等の情報が集約されたファクトブックを元に、学習支援のあり方を組織的に点検し、次年度の改善へ繋げている。GPA 分布一覧などのデータや、進路決定状況、国家試験合格状況を学習成果の達成指標として位置づけ、各学科の学科会議、就職委員会、評議会等で学習成果を定期的に点検している。

学生の海外への派遣については、令和7年度より「ラオスプロジェクト」が実施されており、令和7年度には併設の高知学園大学臨床検査学科の4年生3名と引率教員2名がラオス保健科学大学やラオスの医療施設などを訪問している。このプロジェクトは、開発途上国の健康問題や保健医療システムを理解し、現地の医療従事者との交流によって国際感覚を養う目的で実施されているものである。この成果については、令和7年度日臨技中国四国支部医学検査学会で発表されており、学内でも報告会が開催されている。また、看護学科の学生が中心となって、ラオス国際サークルが発足し、学生レベルでも交流を発展させつつある（備付-42）。

〔区分 基準Ⅱ-D-2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。〕

＜区分 基準Ⅱ-D-2の現状＞

高知学園短期大学では、クラス担任を中心として学生生活全般を組織的にサポートしている。クラス担任または副担任は、各学期開始前のオリエンテーション時の個別面接や欠席継続者や友人関係等に悩む学生に対して適宜面談を実施しており、定期的に学生個別の状況を確認している。面談時以外でも、電子メール、Teams（チャット）、電話等を利用し、日常的に信頼関係を構築し、早期の問題発見に努めている。学科会議では、学生についての情報共有に時間を割いており、日々の学修状況や欠席状況、心身の変化を早期に察知し、必要な場合は教員の支援についての方策を議論している。さらに、状況に応じて個別面談や保護者面談または三者面談等を行い、担任等に話にくい場合は、学生が話しやすい他の教員が聞き取りを行う柔軟な体制をとっている。

また、心身の健康維持を学修の基盤として位置づけ、キャンパス内の各種インフラ整備や意見聴取による環境改善に取り組んでいる。医務室には看護師が常駐し、怪我や急病、メンタルケアに対応し、3～4月の健康診断に基づき全学生の健康状況を把握・指導している。特別な見守りが必要な学生（慢性疾患等）の情報は、同意のもとで医務室と学科・専攻科間で共有している。また、カウンセリング委員会を設置しており、相談しにくい学生向けに医務室前に設置されたポストを窓口として、相談できる体制を取っている（提出-規程集-21）。カウンセリング委員会は、連絡があった際には、学生相談員を指名し、秘密を厳守しつつ必要な措置を講ずることとなっている。

新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザについては、公欠の対象でもあり、流行を早期に発見する必要があるため、学生から担任に報告があった際には、オンライン上で感染症報告システムに記入することとなっている。このシステムは、併設の高知学園大学とともに令和5年度より運用されており、学科ごとに自動集計された情報が医務室及び評議会メンバーに共有されている。令和7年度は新型コロナウイルス感染症が延べ16人、インフル

高知学園短期大学

エンザが延べ 62 人の報告があった。また、流行期には医務室前の掲示板に県内の動向や感染対策資料を提示し啓発に努めるとともに、Teams でも一定期間のマスク着用を呼びかけるなどの対策を行っている。

障がいのある学生への配慮については、これまで個別対応のみで支援の規程がなかったため、令和 7 年度に**障害学生支援規程**及び**障害学生支援委員会規程**を整備し、学生または保護者から申し出があった場合には、合意文書を取り交わし、支援計画を立てることが定められた（提出規程集-99）。

本学では、学生の主体性と社会性を育むため、クラブ活動や地域貢献・ボランティア活動への積極的な参画を組織的に後押ししている。教務学生課が担当事務となり、各クラブに本学（または併設大学の）**教員を顧問**として配置している。顧問は、予算書作成や年間計画の立案を指導し、学生の主体的な活動を支援している（備付-43）。学園祭（天神祭）では、学生組織「**学園祭実行委員会（執行部）**」が主体となって運営・準備を行い、教務学生課と各学科・専攻科教員が協働してこれをサポートしている（備付-44, 45）。また、公式サイト内に「**部活・サークル紹介**」ページを設け、各クラブが**アピール**できるよう支援している。地域活動やボランティアの募集情報については、学内の専用掲示板や Teams の全学チーム内で情報共有しており、地域貢献活動やボランティア活動の募集情報を学内で積極的に提供し、学生の社会参画を促している。さらに、がん患者やその家族を支援するためのチャリティーイベント「**リレー・フォー・ライフ in 高知**」は、併設大学の教員が実行委員長となっており、学生の社会的活動に対する積極的な評価・支援体制を整えている。

学生食堂については令和 7 年 7 月をもって委託業者が撤退したため、**コンビニエンスストア（ファミリーマート）**を誘致し、同年 10 月より営業開始している。食堂の飲食スペースについては、そのままイートインスペースとして、開放されている。学生食堂は昼休み前後のみの営業となっていたが、コンビニエンスストアは無人での営業時間も含めると、大学が開いている時間のほとんどの時間帯で利用することができるため、**国家資格取得を目指し、夜遅くまで勉学に励む学生を間接的に支援**することに繋がっている。また、本学には売店がなかったため、文房具等を購入できる点でも環境が改善されている。

遠方の学生向けの支援としては、**アパート等の斡旋を地域の不動産業者と連携して行っている**他、令和 7 年度入学生より入居時の費用を一部大学が負担する制度を実施している。

通学用の**駐輪場**については**キャンパス内に 4 箇所設置**しており、オートバイは登録制としている。なお、学生の自動車の構内乗り入れは禁止している。本学は、JR 土讃線旭駅、または、とさでん交通（路面電車）旭駅前通駅を利用できるため、通学バスは運行していない。

本学では、経済的理由による学業の中断を防ぐとともに、留学生の受け入れ・生活安定のための減免・サポート体制を構築している。経済的支援としては、大学独自の奨学金はないが、**在学生の約半数が日本学生支援機構（JASSO）の奨学金貸与や修学支援新法に基づく支援を受けており、教務学生課が手続や返還指導を行っている**。学納金延納については、学則第 33 条に基づき、授業料等は前後期の期別納入が原則であるが、**特別事情がある場合は確約書に基づく納入状況の確認を徹底した上で延納を認めている**。納入困難者には速やかに JASSO 奨学金を紹介し、学業継続を支援している。また、本学では Microsoft 365 の A3 ライセンスを保有しており、学生及び全教職員にアカウントを付与し、PC 等に Microsoft

高知学園短期大学

Office をインストールすることが可能となっており、学生の経済的負担を軽減している。

留学生及び社会人については、それぞれの**入学試験制度**を設けている（提出-6）。留学生支援については、「外国人留学生規程」に基づき留学生選考を制度化しており、「外国人留学生授業料減免規程」により、**授業料の30%を上限とした減免措置**を適用している。長期履修制度や社会人への組織的支援は未整備ではあるが、必要に応じて個別の対応を行っている。

学生の安全かつ健全な学生生活を支えるために、全学的な委員会組織と事務局、および学科の担任制を多層的に連携させている。学生生活全般を支える組織として「学生委員会」「カウンセリング委員会」「倫理委員会」を整備し、教務学生課が中心となって事務局機能を担っている。全学生が入学時から「**学生総合保障制度（24時間補償）**」に一括加入し、日常生活の**危険や学外実習中の事故に備えている**。

また、ハラスメント防止に関しては多様化するハラスメントに対応するため、令和7年度に従来の「**セクシュアルハラスメント等に関する規程**」を見直し、新たに「**ハラスメント等に関する規程**」を策定した（提出-規程集-25）。さらに、ガイドラインについても改訂し「**高知学園大学・高知学園短期大学におけるハラスメントの防止等に関するガイドライン**」（提出-規程集-207）として周知を行った。このガイドラインは、啓発目的も兼ねており、様々なハラスメントについての解説や、問題解決のプロセス等も掲載されており、教職員及び学生に対して Teams で共有されている。本学の相談窓口としては、**①学内教職員からなる相談員、②オンライン相談フォーム（匿名可）、③メールでの外部相談窓口（法律事務所）**となっている。いずれの窓口に関しても調査の必要がある場合には、学長が調査委員会を設置し、調査にあたり、必要な措置を講ずることとなっている。さらに、ハラスメント防止のための**倫理研修**として、令和7年度には、本学の顧問弁護士である山岡 真博氏（高知弁護士会）が講師となり、全教職員を対象として7月及び1月に研修会が実施されている。

以上のように、本学では、学習成果の獲得に向けた学生の生活支援が組織的に行われている。

[区分 基準Ⅱ-D-3 進路支援を組織的に行っている。]

<区分 基準Ⅱ-D-3の現状>

高知学園短期大学では、学生の将来設計や社会的責任感を育み、希望する進路へのマッチングを確実にするため、全学的な推進体制と教育課程の連動を図っている。就職委員会規程に基づく**就職委員会**を設置し（提出-規程集-24）、各学科の就職委員（教員）と教務学生課の就職担当職員が密に連携して支援を展開している。また、**キャリアセンター運営会議規程**（提出-規程集-89）に基づき、キャリアセンターが学生の将来設計や社会貢献への意欲を高めるキャリア形成支援を統括している。本学では、学科の性質上、ほとんどの学生が学科の専門分野や資格・免許を活かした職を志望し、実際にその職種で就職するため、汎用的なキャリア科目は設置していないが、各学科・専攻科の専門分野の科目でキャリア形成への理解を深めている。また、学科ごとに就職合同説明会、就職セミナー、就職フェアなどのイベントを開催しており、在學生にはキャリア教育の一環として就職に対する意識付けの機会として参加を促している。

また、学生が主体的に求人情報を探索し、早期から進路意識を高められる環境の維持・拡充に努めている。求人情報の閲覧環境としては、教務学生課が窓口となり、求人情報、関連書籍、各種就職資料の整備および設備の拡充を推進している。求人票の一覧は、1号館2階の教務学生課前の掲示板に掲示しており、詳細についてはいつでも閲覧できるようファイリングして管理している。また、ポータルサイトからも配信し、学生が積極的に閲覧できる環境を整えている。就職担当職員は、入学初期の段階から学生の希望する企業、病院、施設等の動向を把握し、個別相談に乗りながら希望進路の実現に向けた伴走支援を行っている。

資格・国家試験対策では、全員合格を目標に、通常の授業枠を超えたきめ細かな学力分析と実践的な試験対策を企画・実施している。各学科・専攻科の教員が協力して演習や**模擬試験を実施**し、学生の学力を精緻に分析・対策を講じることで、授業時間外でも特別な指導にあたっている。

就職試験対策としては、受験先決定の相談から、**履歴書の添削、模擬面接等の面接対策**、企業・法人が求める人材像の調査にいたるまで、**きめ細かく指導**している。**公務員試験受験者**に対しては**特別講座**を開講している。また、進学希望者に対しては、本学専攻科や他大学の進学情報の提供や研究活動に関する個別相談に対応している。

本学は、開学以降、数十年にわたって卒業生を輩出しており、獲得した学習成果の証明として高い就職実績と地域貢献を実現している。令和7年度も就職を希望する学生は全員就職を決定しており（**就職率 100%**）、幼児保育学科は保育所・幼稚園・認定こども園・児童福祉施設、歯科衛生学科は歯科医院・病院、看護学科は病院・施設というように、ほとんどの学生が専門職として就職している。また、多くの卒業生が高知県内に就職しており、**幼児教育・地域医療・福祉へ貢献**している。

また、各学科・専攻科において毎年度の就職状況や進路決定プロセスを精査し、その結果を教育課程の改善や次年度の指導体制へと反映させる循環を確立している。たとえば、幼児保育学科では、実習先への巡回指導時や懇談会において、就職先法人から卒業生への評価を直接ヒアリングし、教育活動や三つの方針の再点検に活用する仕組みを検討している。

以上のように、本学では、組織的かつきめ細やかな進路支援が行われている。

<テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の課題>

本学では、クラス担任制を軸に、入学前から卒業（就職・進学）に至るまで、学生一人ひとりの状況に寄り添った組織的な学習・生活・進路支援を展開している。国家試験合格に向けた授業外の補習体制や、学生の利便性を最優先した学食跡地へのコンビニエンスストアの誘致、専門職就職率100%の維持、さらには「ラオスプロジェクト」による国際交流の進展など、学生支援の充実度は高い水準にある。また、ハラスメント規程の包括的改定や弁護士による年2回の全教職員研修など、安全・健全な学生生活を守るガバナンスも整備されている。学生を取り巻く環境の複雑化や多様な背景を持つ学生の増加に伴い、本学の学生支援体制をさらに強固なものにするにあたり、以下の点が今後の課題として挙げられる。

現在、担任による個別面談や日常的なケア、医務室やカウンセリング委員会によるメンタルヘルスケア体制を整えている。しかし、経済的困窮、修学意欲の減退、精神的な不安定さなど、学生が抱える課題は年々多様化かつ複合化しており、担任個人や医務室単体での対応

には限界がある。これらのリスクをより早期に察知し、学内教職員が迅速に情報を集約・共有し、組織的かつ多層的にセーフティネットを動かす仕組みのさらなる高度化が求められる。

また、改正障害者差別解消法の施行を踏まえ、本学では令和 7 年度に「障害学生支援規程」および「障害学生支援委員会規程」を整備し、申し出に基づく合意文書や支援計画策定の枠組みを構築した。今後は、この制度を全学の教職員に完全に浸透させ、障がいのある学生からの申し出に対して、各学科の実習等を含む教育特性に応じた「合理的配慮」の具体的な好事例（ケーススタディ）を蓄積・共有し、組織として均一かつ適切な修学支援・環境整備を行える体制を定着させる必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の特記事項>

特記事項なし。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

令和元年度に認証評価を受審した際、教育科目と卒業認定・学位授与の方針との関連をシラバスに明記することが課題として挙げられた。それゆえ本学のシラバスでは、各科目で、授業の目的（教育目的における当該授業の存在意義）、到達目標・学習成果（授業の修了段階で、できるようになってほしい行動[学習成果]）、卒業認定・学位授与の方針との対応（科目の到達目標と卒業認定・学位授与の方針との関係について、どのような位置づけとして対応しているか）を確実に記載するようにしている。加えて、各科目の末尾に参照先として、ウェブサイトの卒業認定・学位授与の方針の URL を掲載している。

また、シラバス作成時には各科目担当教員に高知学園大学・高知学園短期大学シラバス作成要領を配付し、問い合わせがあれば各学科・専攻科の教務委員および教務学生課で対応するようにしている。提出されたシラバスについては、教務委員会によるチェックと加筆修正の提案を行っている。なお本学では令和 4 年度より Web シラバスシステムを導入した。このことにより、教員及び学生は、いつでもどこでも端末からオンラインでシラバスの内容を閲覧することが可能となっている。

安心した教育活動や学生支援を実施していくための情報管理については、引き続き検討が求められている。個人情報に関わるファイルを送信する際には、毎月変更されるパスワードにより暗号化することになっているが、この方法は以前より問題も指摘されており、令和 5 年度末をもって廃止され、本学ドメインでの Microsoft365 アカウントを利用した Teams や SharePoint によるファイル共有に移行された。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

本学の持続的かつ高度な質保証サイクルを確立するため、以下の改善計画を全学的に推進する。

1. 障がい学生支援体制の組織的定着と合理的配慮マニュアルの構築

令和 7 年度に新設された「障害学生支援規程」および「障害学生支援委員会規程」に基づき、障がいのある学生や保護者からの申し出に対して一貫した合理的配慮を組織的に提供

する体制を具現化する。相談から合意文書の締結、修学支援計画の策定にいたる標準的な運用マニュアルを整備し、学内での周知及び申し出があった場合のケーススタディを蓄積する。また、全教職員を対象とした合理的配慮や障がい特性に関する FD・SD 研修を定期的実施し、授業や実習現場での対応力を組織的に底上げする。

2. 卒業生追跡調査の回収率向上と学外評価（アウトカム）の教学還流サイクルの確立

社会から受けた客観的な評価（アウトカム）を教育の質保証にダイレクトに結びつけるため、卒業生およびその就職先（病院・施設・企業等）に対する調査体制を強化する。令和7年度から開始した卒業生追跡アンケートについて、同窓会組織との連携強化や Web 回答フォームの動線改善、生涯学習講座（国試対策講座）での直接配布等を通じて回収率を大幅に向上させる。さらに、実習巡回指導時や就職フェア時に就職先法人から回収した聞き取り報告書を IR 推進室が集約・分析し、学習成果（LO）および三つの方針（DP/CP/AP）の定期的な再点検・カリキュラム改善の根拠データとして組織的に還流させるルートを確立する。

3. 教学データのクロス分析による早期警戒支援の精緻化

ファクトブックに蓄積された GPA、出席・欠席状況、退学率の推移などの量的データと、授業アンケートやクラス担任面談記録等の質的データを高度にクロス分析し、修学不振や不適應の予兆を早期に発見する。IR 推進室と教務学生課、クラス担任が連携した早期警戒ネットワークを強化し、学生からの相談を待つだけでなく、データ上の兆候を察知して大学側から能動的にアプローチを行う個別フォロー体制を精緻化する。

4. 社会人学生の受け入れ拡大を見据えた「長期履修制度」等の組織的整備

専門職のリカレント教育や多様なキャリア形成に対する地域社会のニーズに呼応するため、社会人学生が仕事や実務と学業を両立できる柔軟な履修環境を制度化する。学則等の改正を視野に入れ、修業年限を超えて計画的に教育課程を履修できる「長期履修制度」に関する規程、およびそれに伴う授業料等納付金の特例措置（分割・減免等の精査）を全学的に検討する。

高知学園短期大学

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>

提出資料

- 提出資料- 1 高知学園短期大学教育組織規程
- 規程集 13 高知学園短期大学学外交流倫理基準
- 14 高知学園短期大学研究倫理審査委員会規程
- 15 高知学園短期大学研究倫理審査申請要項
- 16 高知学園短期大学研究に関する不正防止委員会規程
- 17 高知学園短期大学公的研究費の運営・管理に関わる調査委員会規程
- 19 高知学園短期大学災害対策委員会規程
- 32 高知学園短期大学ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会規程
- 36 高知学園短期大学情報企画委員会規程
- 39 高知学園短期大学紀要編集委員会規程
- 40 高知学園短期大学スタッフ・ディベロップメント（SD）委員会規程
- 49 高知学園短期大学情報セキュリティ委員会規程
- 68 高知学園短期大学紀要投稿規程
- 69 高知学園短期大学紀要査読要領
- 70 高知学園短期大学紀要原稿執筆要領
- 71 高知学園短期大学研究活動における不正防止計画
- 72 高知学園短期大学研究活動の不正行為に係る通報（告発）処理に関する規程
- 73 高知学園短期大学における公的研究費の管理・監査のガイドライン
- 74 高知学園短期大学研究に係る不正行為防止に関する基本方針
- 75 高知学園短期大学研究活動及び研究費適正使用に関する行動規範
- 79 高知学園短期大学人事委員会規程
- 80 高知学園短期大学情報セキュリティポリシー
- 81 高知学園短期大学情報セキュリティ対策基準
- 81-1 高知学園短期大学情報セキュリティガイドライン（学生用）
- 81-2 高知学園短期大学情報セキュリティガイドライン（教員用）
- 81-3 高知学園短期大学情報セキュリティガイドライン（事務職員用）
- 81-4 高知学園短期大学無線 LAN 利用ガイドライン
- 83 高知学園短期大学安全保障輸出管理規程
- 87 高知学園短期大学非常勤講師規程
- 91 高知学園短期大学の教員人事に関する規程
- 92 高知学園短期大学人事委員会が審議する「教員の人事」の範囲等について
（確認事項）
- 95 高知学園短期大学研究インテグリティの確保に関する規程

高知学園短期大学

- 102 高知学園短期大学における教員の裁量労働制の適用に関する規程
- 106 高知学園短期大学研究推進委員会規程
- 108 高知学園短期大学個人研究費規程
- 109 高知学園短期大学研究倫理教育に関するガイドライン
- 204 高知学園大学と高知学園短期大学との合同による紀要に関する規程
- 1006 文書取扱規程
- 1007 文書保存規程
- 1016 就業規則
- 1017 定年に関する規程
- 1019 大学・専大・短大 給与規程
- 1022 退職手当に関する規程
- 1024 旅費規程

備付資料

- 6 ファクトブック 2026
- 25 高知学園大学・高知学園短期大学 FD・SD 活動報告書 [令和 7 (2025) 年度]
- 48 教員個人調書 [様式 22]
- 49 過去 5 年間の教育研究業績書 [様式 23]
- 50 Web サイト「高知学園大学・高知学園短期大学教員一覧」
- 51 非常勤教員一覧表 [様式 20]
- 52 専任教員年齢構成表
- 53 高知学園大学・高知学園短期大学紀要 [令和 5 (2023) 年度]
- 54 高知学園大学・高知学園短期大学紀要 [令和 6 (2024) 年度]
- 55 高知学園大学・高知学園短期大学紀要 [令和 7 (2025) 年度]
- 56 事務職員一覧表
- 57 高知学園大学・高知学園短期大学 FD・SD 活動報告 [令和 5 (2023) 年度]
- 58 高知学園大学・高知学園短期大学 FD・SD 活動報告書 [令和 6 (2024) 年度]
- 60 研究活動に関する書類
- 61 Web サイト「研究と社会貢献」
- 62 高知学園大学・高知学園短期大学研究倫理ガイドブック
- 63 研究倫理及び推進に関する活動記録
- 64 教職員の健康診断

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。]

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

高知学園短期大学では、短期大学設置基準第 20 条の 2 の第 1 項と第 2 項及び第 22 条、さらに各学科の指定規則や法令、教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。令和 8 年 5 月 1 日現在における本学の専任教員（専攻科除く）は教授 14 名、准教授 5 名、講師 9 名、助教 5 名の合計 33 名（専攻科を含むと 38 名）となる。短期大学設置基準

高知学園短期大学

第 22 条別表第一イ及びロで定める教員数は 33 名、うち教授数は 11 名であることから、本学はいずれの基準も満たしている。

専任教員の職位は、高知学園短期大学教員資格に基づき、高知学園短期大学の教員の資格に関する内規を定め、真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等に基づいて配置している（備付-48, 49）。それゆえ、短期大学設置基準第 23 条、24 条、25 条、25 条の 2、26 条を満たしている。非常勤講師についても、高知学園短期大学非常勤講師規程（提出-規程集-87）を定め、人事委員会で審議し、各学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて配置している（備付-51）。

教員の採用、昇任は高知学園短期大学人事委員会規程（提出-規程集-79）に基づいて人事委員会を開催することとしている。人事委員会では、高知学園就業規則（提出-規程集-1016）及び高知学園短期大学人事委員会が審議する「教員の人事」の範囲等について（確認事項）、高知学園短期大学教員人事に関する規程（提出-規程集-91, 92）、高知学園短期大学教員の採用・昇任に係る手続きに照らして審議している。

なお、本学では指導補助者は配置していない。

【幼児保育学科】

短期大学設置基準によると、入学定員 51～100 名では 8 名の専任教員（うち教授 3 名）が必要である。本学科では 10 名の専任教員のうち 6 名が教授であり、基準を満たしている（備付-50）。本学の幼児保育学科は幼稚園教諭ならびに保育士の養成学科であり、幼稚園教諭養成に関して教職課程認定基準では①「領域に関する専門的事項」を担当する専任教員として 4 名、②「教育の基礎的理論に関する科目等」担当 1 名、③「保育内容の指導法、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」担当 3 名を配置している。また、保育士養成に関しては指定保育士養成施設基準の「入学定員 51～100 名では 8 名以上の専任教員配置が望ましい」との定めも満たしている。さらに、児童福祉法施行規則別表第 1 各系列に基づいて専任教員を配置していることから、指定保育士養成施設の基準も満たしている。非常勤講師については、担当科目に関する教育研究歴等を基に十分な審査を行った上で配置を行っている。

表Ⅲ-A-1.1 専任教員の職名、学位、教育実績・研究業績等に関する情報：幼児保育学科

氏名	職名	学位	教育実績・研究業績・制作物発表
山本 英作	教授	修士 (地域研究)	教育実績：R5/11.2 R6/13.9 R7/13.9 研究業績：有
田村 由香	教授	(準学士)	教育実績：R5/7.7 R6/6.1 R7/6.1 研究業績：有
矢野 智恵	教授	修士 (看護学)	教育実績：R5/16.9 R6/13.9 R7/15.3 研究業績：有
岡崎 義治	教授	修士 (教育学)	教育実績：R7/10.3 研究業績：有
中山 直之	教授	芸術学士	教育実績：R5/15.6 R6/16.3 R7/16.3 研究業績：有

高知学園短期大学

岸 康人	教授	博士 (理学)	教育実績：R5/6.3 R6/6.3 R7/4.5 研究業績：有
中屋 江利子	准教授	学士 (教育学)	教育実績：R7/11.5 研究業績：有
川口 奈々子	講師	修士 (美術)	教育実績：R6/9.6 R7/10.6 研究業績：有
伊達 諒	講師	修士 (教育学)	教育実績：R6/13.6 R7/14.6 研究業績：有
横田 侑弥	助教	短期大学士 (幼児保育学)	教育実績：R7/11.0 研究業績：有

令和8年5月1日現在

【歯科衛生学科】

歯科衛生学科の教員は、教授3名、准教授2名、講師3名、助教2名の計10名で基準を満たしている。各教員は教育的専門性に応じた適切な科目を担当している。このことは本学のシラバスに掲載している。また、歯科医師1名、業務経験4年以上の歯科衛生士を6名配置しており、歯科衛生士学校養成所指定規則も満たしている。非常勤講師についても、担当科目に関する研究教育歴等教員要件について適正に審査を行った上で配置している。研究業績については、ウェブサイトで公表している（備付-50）。

表Ⅲ-A-1.2 専任教員の職名、学位、教育実績・研究業績等に関する情報：歯科衛生学科

氏名	職名	学位	教育実績・研究業績・製作物発表
中石 裕子	教授	(準学士)	教育実績：R5/15.4 R6/15.8 R7/16.9 研究業績：有
島内 理子	教授	学士 (歯学)	教育実績：R5/9.6 R6/6.0 R7/7.1 研究業績：有
和食 沙紀	教授	修士(社会福祉学)	教育実績：R5/19.9 R6/19.8 R7/21.5 研究業績：有
ポーラ・ディ・フェビアン	准教授	B. A. Humanities	教育実績：R5/7.0 R6/6.0 R7/11.0 研究業績：有
野村 加代	准教授	学士 (教養)	教育実績：R5/16.3 R6/14.9 R7/15.5 研究業績：有
濱田 美晴	講師	修士 (理学)	教育実績：R5/7.8 R6/8.3 R7/9.2 研究業績：有
来栖 正博	講師	修士 (理学)	教育実績：R5/2.0 R6/2.0 R7/2.0 研究業績：有
中西 文 (R8～)	講師	(準学士)	教育実績：- 研究業績：無
内田 智子	助教	修士(社会福祉学)	教育実績：R5/16.3 R6/18.4 R7/18.4 研究業績：有

高知学園短期大学

西村 友美	助 教	(準学士)	教育実績：R6/10.8 R7/18.2 研究業績：有
-------	-----	-------	--------------------------------

令和8年5月1日現在

【看護学科】

看護学科教員組織は、教授4名、准教授3名、講師4名、助教2名の計13名となっており（備付-50）、短期大学設置基準と保健師助産師看護師学校養成所指定規則の規定に準拠し編成している。また、選択により養護教諭二種免許状を取得できるに足る教員数を配置している。専任教員の教育実績や研究業績、その他の経歴等短期大学設置基準を満たしており、ウェブサイト（看護学科教員一覧）で公表している。非常勤講師については、担当科目に対する学位、研究業績、その他の経歴等短期大学設置基準の規定を遵守し、適正に審査を行った上で配置している。

看護学科教員の教育実績や研究業績等に関する情報を以下の表に示す。

表Ⅲ-A-1.3 専任教員の職名、学位、教育実績・研究業績等に関する情報：看護学科

氏名	職名	学位	教育実績・研究業績・製作物発表
和泉 明子	教授	修士 (看護学)	教育実績：R6/17.8 R7/18.1 研究業績：有
今村 優子	教授	修士 (看護学)	教育実績：R5/30.2 R6/27.7 R7/13.5 研究業績：有
窪内真由美	教授	教育学士	教育実績：R7/4.0 研究業績：無
坂元 綾	教授	博士 (看護学)	教育実績：R7/12.8 研究業績：有
大谷 俊彦	准教授	文学士	教育実績：R5/5.0 R6/4.3 R7/3.5 研究業績：有
吉田亜紀子	准教授	修士 (看護学)	教育実績：R5/24.0 R6/22.5 R7/13.2 研究業績：有
小原 弘子	准教授	博士 (看護学)	教育実績：R6/17.2 R7/10.1 研究業績：有
政平 憲子	講師	修士 (看護学)	教育実績：R5/19.8 R6/17.8 R7/13.3 研究業績：無
東 麻奈美	講師	修士 (看護学)	教育実績：R5/21.0 R6/17.5 R7/13.2 研究業績：無
西内 舞里	講師	修士 (看護学)	教育実績：R7/12.5 研究業績：有
伊藤 晴菜	講師	修士 (看護学)	教育実績：R7/10.7 研究業績：無
川村 亜以	助教	修士 (看護学)	教育実績：R7/6.6 研究業績：無
大島 美智子 (R8～)	助教	修士 (看護学)	教育実績：－ 研究業績：有

令和8年5月1日現在

高知学園短期大学

【専攻科】

専攻科地域看護学専攻の教員は教授 3 名、講師 2 名の計 5 名であり、うち保健師資格を持つ教員は 4 名である。養護教諭一種免許状取得に関しては、教職担当教員を 1 名配置しており、教員組織は、保健師助産師看護師学校養成所指定規則及び教職課程認定基準を満たしている。専任教員の教育実績や研究業績、その他の経歴等についても短期大学設置基準を満たしており、教員の研究業績等については Web サイトで公表している（備付-50）。本専攻の非常勤講師については、高知学園短期大学非常勤講師規程（提出-規程集-87）に基づいており、実務経験を有する専門領域の講師を適正に配置している。

表Ⅲ-A-1.4 専任教員の職名、学位、教育実績・研究業績等に関する情報：専攻科

氏名	職名	学位	教育実績・研究業績・制作物発表
山下 文一	教授	修士 (学術)	教育実績：R5/7.0 R6/4.0 R7/3.1 研究業績：有
廣末 ゆか*	教授	修士 (看護学)	教育実績：R5/17.4 R6/16.9 R7/10.2 研究業績：有
大西 昭子*	教授	修士 (看護学)	教育実績：R5/20.5 R6/20.3 R7/12.7 研究業績：有
高橋真紀子*	講師	修士 (看護学)	教育実績：R7/11.9 研究業績：有
吉村 真弓* (R8～)	講師	修士 (医科学)	教育実績：－ 研究業績：無

*保健師資格を所有する教員

令和 8 年 5 月 1 日現在

[区分 基準Ⅲ-A-2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。]

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

高知学園短期大学では、各学科の教育課程編成・実施の方針に則り、専門分野別に必要な専任教員を配置している。各専任教員は研究活動計画を作成して活動を進め、専門分野における研究活動で得られた知見を教育活動や社会活動等へ積極的に還元して成果を上げている（備付-49）。これらの概要は、各教員が当該年度の業績報告書（備付-60）を提出し、その情報を本学 Web サイト（備付-50）で公開することとしている。公開する情報は、教員の学位や経歴、研究業績と担当科目に基づく教育研究活動の状況、社会貢献等であり、国立研究開発法人科学技術振興機構が運営する researchmap とリンクを貼っている。このように、学校教育法第 113 条と学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づいて教育研究活動の状況を公開し、各教員が教育上の能力と研究上の業績を有することを学内外に示している。

本学では、各教員に対して科学研究費補助金等の外部資金の獲得に向けて努力するよう推進している。令和 7 年度の科学研究費補助金獲得状況について、6 件が新たに研究代表者として申請され、うち 3 件が採択された。継続中の課題は 5 件となっている。Web サイトでは、科研費の助成を受けた研究の概要を研究者自身が紹介するコーナーを設け、学内外に

高知学園短期大学

発信している（備付-61）。

専任教員の研究活動については、科研費申請等や研究活動の推進を目的として高知学園短期大学研究推進委員会規程（提出-規程集-106）、研究活動に関わる不正行為の防止を目的として高知学園短期大学研究に関する不正防止委員会規程（提出-規程集-16）、研究倫理申請について検討する高知学園短期大学研究倫理審査委員会規程（提出-規程集-14）を定め、各委員会で対応する体制を組んでいる。科学研究費に関しては、高知学園短期大学科学研究費補助金事務取扱要領に基づいて適正に執行するよう取り組んでいる。また、研究の実施に当たっては高知学園短期大学研究活動における不正防止計画（提出-規程集-71）及び高知学園短期大学研究活動の不正行為に係る通報（告発）処理に関する規程（提出-規程集-72）を定め、高知学園短期大学研究倫理審査申請要項（提出-規程集-15）に基づいて審査を行う体制を整えている。さらに、高知学園短期大学における公的研究費の管理・監査のガイドライン（提出-規程集-73）、高知学園短期大学研究に係る不正行為防止に関する基本方針（提出-規程集-74）、高知学園短期大学研究活動及び研究費適正使用に関する行動規範（提出-規程集-75）、高知学園短期大学公的研究費の運用・管理に関わる調査委員会規程（提出-規程集-17）、高知学園短期大学公的研究費等の使用に関する不正防止計画（提出-規程集-71）を定め、適正に執行する体制を整えている。

なお、本学では高知学園短期大学教員資格において研究活動の必要性を示している。また、各教員の研究費は高知学園短期大学個人研究費規程（提出-規程集-108）に基づいて配分することとし、出張等に係る旅費については旅費規程に基づいて支給している。このように、学会等で教員の研究成果を発表する活動も支援している。

本学では高知学園大学・高知学園短期大学研究倫理ガイドブック（備付-62）を教職員に示し、研究倫理を遵守するよう取り組んでいる。また、高知学園短期大学研究倫理審査委員会規程に基づいて委員会を開催し、研究倫理審査申請書の審査を行っている。さらに、高知学園短期大学研究に関する不正防止委員会規程に基づいて委員会を開催し、研究倫理の最新の動向を共有したうえで研究倫理研修会の開催等を計画している。令和7年度には併設大学と合同で計5回の研究倫理研修会と延べ19回の啓発活動を行った（備付-63）。研究倫理教育履修については、高知学園短期大学研究倫理教育に関するガイドライン（提出-規程集-109）に基づき、各教員には少なくとも5年に一度は日本学術振興会提供のeL CoREか科学技術振興機構提供のeAPRINかのどちらかを受講し修了することを求めている。修了書はIR推進室に提出することとなっており、本学では各教員の履修状況を把握している（備付-6）。なお、令和7年度の提出者は39名中19名であった。このように、本学では専任教員が研究倫理を遵守するための活動を定期的実施している。

本学では、専任教員が研究成果を発表する機会として高知学園大学・高知学園短期大学紀要があり、毎年度1回発行している（提出-規程集-204、備付-53, 54, 55）。編集は高知学園短期大学紀要編集委員会規程（提出-規程集-39）に基づいて同委員会が担当している。投稿から査読、編集においては、高知学園短期大学紀要投稿規程（提出-規程集-68）、高知学園短期大学紀要査読要領（提出-規程集-69）、高知学園短期大学紀要原稿執筆要領（提出-規程集-70）に基づいて実施している。

本学では、専任教員に個室の研究室を、専門性に応じては複数教員による研究室を用意している。助手は複数の助手による研究室で研究を行う体制となっている。専任教員の研究、

高知学園短期大学

研修を行う時間について、教員の研修日数に関する上限は特に定めていないが、授業等職務に支障のない範囲で研究・研修活動を認めている。令和7年度からは裁量労働制を適用し（提出・規程集-102）、適用者にはさらに時間を確保しやすい体制を構築している。また、専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程は通常の出張に関する手続きに加え、学校法人高知学園の旅費規程（提出・規程集-1024）第7条に基づいて理事長の承認を必要としている。さらに、海外教育視察助成要項も整備している。研究を通じた国際交流においては、高知学園短期大学学外交流倫理基準（提出・規程集-13）を軸に、安全保障輸出管理の適切な実施を目的とした高知学園短期大学安全保障輸出管理規程（提出・規程集-83）や新たなリスクに対応するために研究の健全性・公正性の適切な確保を目的とした高知学園短期大学研究インテグリティの確保に関する規程（提出・規程集-95）に基づいて実施する体制を構築している。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。]

＜区分 基準Ⅲ-A-3 の現状＞

高知学園短期大学組織規程（提出・規程集-1）では、事務局、学生部、教務部、情報企画部、研究推進部、図書館、キャリアセンター、IR推進室を設置することを定めている。高知学園短期大学の事務局体制は、庶務課、教務学生課、図書課の3課を、また高知学園短期大学IR推進室規程に基づくIR推進室の体制で事務執行をしている。責任体制は事務組織の総括として事務局長、各課課長、主監及び各係長、事務職員となる。本学の組織の最高責任者は学長であり、一部の決裁事項を除いては事務局長を経て副学長、学長の決裁となる。学則改正等は理事会の議を経て成立し、人事管理等重要な事項は理事長決裁となる。また、短期大学事務局の事務分掌は組織規程第3条の2に定め、その責任体制は明確である。

本学では、高知学園短期大学教育組織規程に基づいて教育活動や入学試験、募集活動、就職指導、学生生活指導等に関する委員会を設置している。事務職員も各委員会規程に基づいてそれぞれの構成員や事務担当員となっている。施設設備の管理や会計業務は庶務課、学生生活や就職指導、入学試験及び情報管理、学習活動に関しては教務学生課、図書館に関しては図書課、データ分析と提供をIR推進室でそれぞれの事務を担当し、専任事務職員は各部署に必要な専門的な職能を有している。このように、教員で構成する組織と、事務職員の組織がお互いに連携しながら事務執行し、有機的な組織運営が可能となっている。新規採用職員に対しては毎年4月に新規採用者オリエンテーションを行い、SD活動とあわせて資質向上に向けた取り組みを組織的に行っている。

事務に関する規程は、財務に関する会計規程、庶務に関する高知学園文書取扱規程、高知学園公印取扱規程、高知学園文書保存規程等も整備して適切に事務処理を行っている（提出・規程集-1006, 1007）。なお、本学規程等は高知県の条例規則に準じて制定しており、労働基準法等の基準を満たしている。また、本学の規定にない場合は高知県の条例等を準用している。

事務局各課では、パソコン、電話やファックス、コピー機、プリンタ、書庫や金庫、全般的な文房具等事務処理に必要な情報機器や備品等を整備している。なお、防災対策は高知学園短期大学災害対策委員会規程を定めて災害対策委員会を設置している（提出・規程集-19）。

高知学園短期大学

主な震災対策としては学生ヘルメット（デルキャップ）約 950 個、職員用ヘルメット約 130 個を常備し、各講義室、実験室には学生の避難誘導に必要な懐中電灯・笛・誘導灯等を入れた非常用持出袋を設置している。また、本学における防災に必要な事項を防災マニュアルとして定め、携帯版の防災マニュアルを全教職員と全学生に配付している。

情報セキュリティ対策については、高知学園短期大学情報セキュリティポリシー（提出・規程集-80）に基づき、高知学園短期大学情報セキュリティ対策基準（提出・規程集-81）を定めて遂行している。これらを審議するために高知学園短期大学情報セキュリティ委員会規程（提出・規程集-49）を定め、情報セキュリティ委員会を設置している。また、情報教育に関する審議を行うため、情報企画委員会規程（提出・規程集-36）に基づいて情報企画委員会を設置している。情報セキュリティに関する担当事務を教務学生課とし、学内ネットワークのセキュリティ強化に努めている。さらに、重要書類の保管に関するセキュリティ対策としても、事務局各課は耐火金庫に保存することを徹底している。

事務局では、各課の情報共有を図るために必要に応じて課長会を開催するなど、日常的に業務の見直しや事務処理や改善に努めている。特に、事務職員の事務能率の向上を図るため、短期大学設置基準第 22 条の 2 に基づいてスタッフ・ディベロップメント（SD）委員会規程（提出・規程集-40）を定め、スタッフ・ディベロップメント（SD）委員会（以下、「SD 委員会」と表記）を設置し、職務に関する国の関連団体、研究会の主催する会議等への参加、また SPOD の研修プログラムに参加して職務を充実させるなど、教育研究活動の支援を図っている。学外研修を受講した際には各部署で報告するとともに学外研修受講報告書を提出し、庶務課で閲覧することができるようにしている。

本学では、学科会議、専攻科専攻会議において、所属する専任教員に加えて事務職員が構成員となっている。また、学生指導支援においても、事務職員も教員と同様に各種委員会の構成員となっている。このように大学運営並びに学生指導支援の面では、教員と事務職員が協働する体制が確立しており、学習成果の向上に取り組んでいる。キャリアセンターでは、学生のキャリア支援並びに進路等に関する指導を行っている。

学生の成績記録については、学校法人高知学園の文書保存規程並びに学校教育法施行規則の定めに基づき保管している。

[区分 基準Ⅲ-A-4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。]

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

高知学園短期大学では、大学運営、学生支援、および教育研究の質の向上（学習成果の向上）を目指し、**教員と事務職員が一体となって協働する体制を確立している**。各種会議や委員会において、各学科の**代表教員だけでなく事務職員を構成員として組み込んでいる**。また、各学科会議にも職員が参画している。事務局内においては、事務局長を中心に必要に応じて課長会を開催し、各課のリアルタイムな情報共有を図ることで、組織的な連携体制を確保している。また、学校法人の組織規程に基づき、大学運営および学生の修学・生活支援を機能的かつ円滑に執行するため、**事務局、学生部、教務部、情報企画部、研究推進部、図書館、キャリアセンター、IR 推進室を設置**して事務組織を整備している。また、それぞれの組織は、**教育組織規程**によって学務分掌が規定されており、各組織の下の様々な委員会については委員会規程が対応している。事務組織については、総括責任者である「事務局長」の

高知学園短期大学

下、各課課長、各係長、主監、係長、主幹、事務職員を適正に配置し、責任ある事務執行体制を構築している。

また、法令の遵守や規程の厳格な運用、およびガバナンスの強化を目的として、意思決定のプロセスと責任の所在を明確にしている。大学組織の**最高責任者は学長**であり、一部の決裁事項を除き、実務的な意思決定は**事務局長を経て副学長、学長の決裁を仰ぐルート**が確立されている。学則改正など**重要事項の決定**については、**理事会の審議を経て成立し、人事管理**などの最重要事項については**理事長決裁**となる。これにより、教育研究活動・法人運営に関する責任の所在を明確に担保している。

〔区分 基準Ⅲ-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。〕

<区分 基準Ⅲ-A-5 の現状>

高知学園短期大学では、事務局および教職員の職務能力向上を図るため、全学的な規程に基づき、国の関連団体や地域ネットワークを活用した組織的研修を展開している。短期大学設置基準第22条の2に基づき「**スタッフ・ディベロップメント (SD) 委員会規程**」(提出・規程集-40)を定め、SD委員会を設置している。SD委員会の委員長は事務局長が担っており、国の関連団体や研究会が主催する会議、あるいは**SPOD (四国地区大学教職員能力開発ネットワーク) の研修プログラムに教員・職員を参画**させている。学外研修の受講後は各部署で報告を行うとともに「**学外研修受講報告書**」を提出し、庶務課での閲覧を可能にしている。令和7年度は17件の提出があった。また、**SPOD 加盟校内講師派遣プログラムによる研修会**が令和7年2月18日に実施され、小坂有資氏(香川大学)を講師に迎え、「**現代学生の理解と関わり方**」を開催した。本学から21名の教員が参加したほか、併設の高知学園短期大学から19名、同法人内の高知リハビリテーション専門職大学から20名の教員が合同で参加した。

教職員の**倫理向上のための研修**も定期的実施されており、令和7年度は本学の顧問弁護士である山岡真博氏が講師となり、近年多様化する**ハラスメント**について、7月及び1月の**2回研修**が実施されている。

また、学則第3条に基づき教員の教授能力および学生指導力の向上を目指し、法人内の他大学等とも連携した組織的研修会を定期的かつ全学をあげて実施している。「**ファカルティ・ディベロップメント (FD) 委員会規程**」(提出・規程集-32)を整備してFD委員会を設置し、毎年研修会を実施している。令和7年度は、FD委員会・SD委員会・情報企画委員会の合同企画として、「**Teams の活用に関する講習会**」が9月に実施された。内容は、以下の2件の講習となっている；

- ・ 「Teamsに関する実践講習」
講師：來栖 正博(高知学園短期大学歯科衛生学科)
- ・ 「Teamsを使ってみませんか?～授業での活用例～」
講師：和食 沙紀(高知学園短期大学歯科衛生学科)

また、毎年実施されている「**FD・SD活動研究発表会**」は、全教職員を対象としており、令和7年度はオンライン(Teams)で実施され、4件の発表、委員会報告、技術講習会「**生成AIを使った効率的なフォーム(テスト・アンケート)の作成**」(講師：岸康人)が行われ

た。これら令和7年度の活動によって、本学における出席管理や Teams や Forms 等の ICT 活用が大きく前進している（備付-25）。また、発表は、情報企画部や IR 推進室において、教員及び事務職員が協働して行われており、教職員一体となったアドミニストレーションを一步進める研修となった。

本学では、教員相互による授業の点検と事後検討会の開催により、シラバスや日々の教育活動に直接還元する厳格な授業改善システムを構築している。授業参観の運用は、FD 委員会が策定した方針（「目的」と「進め方」）に基づき実施している。授業終了後は当該学科の FD 委員が「事後検討会」を開催し、参加教員と担当教員間での意見交換を行う。FD 委員は内容を「事後検討会報告書」にまとめ、教務学生課へ提出・公開している。授業担当者はこれらを踏まえた「改善計画報告書」を教務学生課へ提出している。さらに、前年度の授業参観担当者が、改善を試みた授業を「授業改善に向けた公開授業の進め方」に則って、公開授業を実施する。この「公開授業事後検討会報告書」も教務学生課で閲覧可能である。

授業アンケートは、より質の高い教育を提供し、受講学生の意見を授業改善に反映させることを目的として、前期と後期それぞれの授業で実施されている。アンケートはポータルサイトを通じてスマートフォン等から回答する形式となっている。集計結果は各担当教員に開示され、教員は科目ごとに「授業アンケートに対する自己分析の報告」を提出することが義務付けられている。令和7年度からは、全学的な Wi-Fi 環境整備に伴い、ICT を活用した授業展開に関する質問項目も新たに追加された。授業アンケートについては、以前より学生の回答率の低さが問題となっており、令和7年度前期でも改善がみられなかったため、「授業アンケートに関する調査」を実施し、学生の授業アンケートに対する意識調査を実施した。この結果、Wi-Fi やシステムへのアクセス経路の問題はほとんどなく、学生が授業に対して指摘した意見が反映されているか否か、また、その状況についての説明（フィードバック）を求められていることがわかった。

以上のように、本学では多様な能力向上の活動を通して、教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。

[区分 基準Ⅲ-A-6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

<区分 基準Ⅲ-A-6 の現状>

専任教職員及び非常勤、臨時職員の人事管理に関する諸規程は、労働基準法第 89 条に基づき、高知学園就業規則（提出・規程集-1016）を制定し適用している。さらに、定年に関する規程、給与規程、旅費規程、退職手当に関する規程等を定めている（提出・規程集-1017, 1019, 1024, 1022）。教職員の健康についても、労働安全衛生法第 66 条 1 項や 10 項等に基づく教職員の健康診断の実施（備付-64）やストレスチェック制度実施規程（内規）に基づくストレスチェックを実施している。教職員の服務監督権者は学長であるが、教員については各学科の学科長、事務職員については事務局各課長等を職務命令にて委任し、各学科・専攻科及び事務局全体で高知学園就業規則の周知を徹底している。教員の採用、昇任は、高知学園短期大学の教員人事に関する規程（提出・規程集-91）、高知学園短期大学人事委員会規程（提出・規程集-79）、高知学園短期大学教員資格、高知学園短期大学教員資格に関する内規、高知学園短期大学教員選考基準、高知学園短期大学教員の採用・昇任に係る手続き、教

高知学園短期大学

員人事に係る選考委員会に関する規程等に基づき、人事委員会の議を経て、学長から理事長に内申し決裁を受けている。事務職員の採用は新採職員選考委員会内規等、事務職員対象の規程や内規及び要領により対応している。職員の時間外勤務も時間外勤務の管理に関する内規を定め、適正に管理・運営を行っている。また、長期研修を希望する職員がいる場合は高知学園職員の長期研修に関する規程に基づいて対応している。

令和7年10月より、研究や教育の業務が持つ特殊性に配慮し、時間にとらわれず個人の専門性や創造性を最大限に発揮できるようにする目的で、**教員の裁量労働制の適用に関する規程**（提出-規程集-102）を設け、裁量労働制を取り入れた。この制度は、専任の教授、准教授、講師、助教（特任等を除く）を対象として、本人の意思により、従来の時間制または裁量労働制を選択することが可能である。この制度の設置によって、労務管理のためタイムカードによって出退勤時刻を記録することが義務付けられた。また、裁量労働制の適用を受ける教員は、大学アカウントの Outlook で業務のスケジュールを入力・共有することで、適切に管理を行っている。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

本学では、短期大学設置基準や各資格養成施設基準に基づき、専門分野に適合した手厚い専任教員組織を編成している。また、学長トップのガバナンスと教職協働（学科会議等への事務職員の構成員参画）を確立し、財務・安全（タタメット 950 個の常備等）・労務管理にいたる規程・体制を適正に運用している。さらに、SPOD を活用した先進的な FD・SD 活動や、授業参観から公開授業に至る組織的な授業改善サイクル、令和7年10月からの「教員の裁量労働制」の導入とタイムカード・Outlook による適切な健康・労務管理など、教職員の資質向上と就業環境の整備は総じて高い水準で機能している。これらの人的資源の強みをさらに深化させ、本学全体の教育研究活動および内部質保証の質をより強固なものにするにあたり、以下の点が今後の課題となる。

本学では前後期の授業アンケート実施と教員の自己分析報告の提出を義務化しているが、学生の回答率の低迷に対し、令和7年度に「授業アンケートに関する調査（学生意識調査）」を自律的に実施した。その結果、Wi-Fi 等のシステムインフラ面ではなく、「自分の意見が授業にどう反映されたかの説明（フィードバック）を学生が求めている」という本質的な心理的要因を突き止めた。今後は、この調査結果を Action（改善）へ繋げるため、アンケート結果に基づく授業改善の状況や教員の意図を学生へ確実に還元する「フィードバック（リターン・ガイダンス）の全学的な共通ルールや仕組み」を組織化し、学生の参画意識を高めるとともに、FD 活動のさらなる実効性を担保することが課題である。

令和7年度は、**教員の裁量労働制**の導入や、合理的配慮を制度化した「障害学生支援規程」、多様化するリスクに対応する「ハラスメント等に関する規程」の刷新など、重要な人事・労務・支援規程の整備がなされた。今後は、これらの新しい制度が形式的な運用に留まらず、学内で健全に定着・機能するよう、各部署における**運用マニュアルの策定・改善やケーススタディの蓄積**を進める必要がある。とくに裁量労働制においては、タイムカードによる客観的な労働時間把握と Outlook でのスケジュール共有を引き続き徹底し、過重労働の防止や健康維持（ストレスチェックとの連動など）に対する**安全配慮義務を組織的に担保・**

高知学園短期大学

検証する体制を精緻化していくことが求められる。

また、専任教員の研究活動における課題としては、主に3点が挙げられる。まず、1点目は**科学研究費補助金等外部資金獲得**に向けた申請者や獲得者が特定の教員に限られてきた点がある。令和7年度には科学研究費補助金獲得に向けた研修会を4年ぶりに開催し、新たに申請した教員も見られた。挑戦した教員が継続して申請するためには、心が折れることのないようモチベーションを維持することができる環境形成が課題である。2点目は、**研究倫理教育修了率**が伸びていないことである。研究倫理教育は、不正行為の防止だけでなく「権力関係を利用した不利益付与の禁止」や「研究活動における差別・中傷の禁止」等、ハラスメントの抑止との関連も深い活動である。学内の健全な研究環境を維持するためにも、全教員が研究倫理教育を修了してその知見に基づいた活動を遂行するよう受講率向上に向けた働きかけを継続しなければならない。3点目には、専任教員の**教育研究活動の状況の公表における公表内容の偏りや更新の停滞**が挙げられる。本学の専任教員が教育上の能力と研究上の業績を有していることを、学内外で客観的かつ確実に認識できることが本学における教育への信頼を高めるうえで不可欠である。研究成果を定期的に収めていけば、主体的・積極的に公表してさまざまな研究者と交流するきっかけづくりに生かすことも期待できる。その先には研究活動の充実と発展が具体化されてくる。自信をもって教育に当たるためにも、自らの教育研究活動の情報を公表して教育上の能力の根拠となる研究業績を積み上げていくよう、組織的風土を構築することが課題である。それが本学の組織的価値を高めることにもつながるからである。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

提出資料

- 提出資料- 19 高知学園短期大学災害対策委員会規程
- 規程集 38 高知学園短期大学図書館運営委員会規程
- 41 高知学園短期大学危機管理規程
- 42 高知学園短期大学危機管理委員会規程
- 43 高知学園短期大学危機対策本部規程
- 66 高知学園短期大学図書館選書要領
- 67 高知学園短期大学図書館文献管理内規
- 80 高知学園短期大学情報セキュリティポリシー
- 81 高知学園短期大学情報セキュリティ対策基準
- 81-1 高知学園短期大学情報セキュリティガイドライン（学生用）
- 81-2 高知学園短期大学情報セキュリティガイドライン（教員用）
- 81-3 高知学園短期大学情報セキュリティガイドライン（事務職員用）

高知学園短期大学

81-4 高知学園短期大学無線 LAN 利用ガイドライン

1001 学校法人高知学園寄附行為

1028 会計規程

備付資料	65 Webサイト「キャンパス案内」
	66 校地、校舎（図面）
	67 Webサイト「高知学園大学 高知学園短期大学 図書館」
	68 図書館に関する資料
	69 危機管理マニュアル
	70 防災マニュアル
	71 防災訓練資料
	72 実験室安全のためのマニュアル

【区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。】

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

高知学園短期大学の学生定員は460名であり（専攻科を除く）、併設する高知学園大学の学生定員は520名である。本学の校地面積は高知学園大学との共用を含めて48,640平方メートルであることから、短期大学設置基準第30条の規定を十分に満たしており、学生間の交流が十分に行えるための広い校地を有している（備付-65, 66）。運動場用地についても、高知学園大学と共用して25,840平方メートルの適切な運動場を同一敷地内に設けており、短期大学設置基準第27条の2の規定を満たしている。本学では体育館を保有していないが、授業等で利用すべき時には同一敷地内にある学校法人高知学園高知中・高等学校が保有する体育館を利用することもできる。

短期大学設置基準第28条に基づいて講義室18室（うち併設する高知学園大学との共用13室）、演習室7室（うち併設大学との共用2室）、実験・実習室10室、情報処理学習室に当たるパソコン実習室2室（併設大学と共用）を有し、各学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うのに必要な種類と数を備えている。本学の校舎面積については、高知学園大学との共用を含めて15,402平方メートルであることから、短期大学設置基準第31条の規定も満たしている。施設・設備・その他の物的資源の面積については669平方メートルであり（備付-66）、学生が交流や休息等に利用するのに適当な空地を十分に有している。校地と校舎の障がい者対応については、1号館、3号館、5号館、6号館、7号館及び8号館の玄関口にスロープを整備し、その各1階には車椅子用トイレを設置している。8号館にはエレベーターを完備している。

本学では、専任教員には個室の研究室を用意しているが、専門性に応じて複数教員でひとつの研究室を使用する場合もある。助手の研究室についても、複数名で使用して研究を行いやすい体制をとっている。本学は学校教育法上の専門職学科及び通信による教育課程は設置していない。

各学科では教育課程編成・実施の方針に基づき施設・設備、機器・備品等を整備し、必要に応じて年度予算に計上して随時更新を図っている。これらの状況は備品台帳等を通じて把握している。

高知学園短期大学

本学では、短期大学設置基準第 28 条および第 29 条に基づき、全学共通の教育研究施設として図書館を設置している。図書館の面積は 974 平方メートルであり、閲覧、貸出、レファレンスサービス等が円滑に行えるよう、動線やサービス機能を考慮した施設配置としている（備付-68）。本学図書館では、教育研究に必要な学術情報の収集・蓄積・提供を基盤としつつ、学生が個人またはグループで資料を検索・閲覧し、議論を通じて主体的に学習できる場としての機能充実に努めている。

図書資料の選定は、「高知学園短期大学図書館選書要領」（提出-規程集-66）に基づき、図書館運営委員会の審議を経て年 2 回実施しており、教育研究に資する資料を系統的に整備している。また、利用価値が低下した資料については、「高知学園短期大学図書館文献管理内規」（提出-規程集-67）に基づき、同委員会の審議を経て随時除却しており、選定から廃棄まで一貫した資料管理体制を確立している。

図書館運営にあたっては、「図書館運営委員会規程」（提出-規程集-38）に基づき、各学科からの要望を反映させる体制を整えている。新型コロナウイルス感染症が令和 5 年に 5 類へ移行した後も、「医中誌 Web」における臨時 ID・パスワードの発行を継続するとともに、Medical Online や電子書籍の学外利用設定を維持するなど、学生および教職員の学習・研究環境を柔軟に支援してきた。

また、図書館報『らぶつく』（備付-68）を継続的に発行し、新着図書の紹介や学習支援機能の案内、教職員・学生による書評の掲載を通じて、資料利用の促進および読書活動の活性化に取り組んでいる。さらに、高知県立図書館との協定に基づき、県内の公共図書館・大学図書館から資料を無料で取り寄せる体制を整備しており、学外機関との連携による資料提供にも積極的に取り組んでいる。

図書館内には、学生の自主学習やグループ学習に対応した閲覧・学習スペースを整備し、教室外における学習活動を支援している。近年は学生が各自ノート PC を所持する学習環境が定着していることから、図書館内に多くの一般用 PC を常設する必要性が低下している。このため、老朽化した Windows 10 搭載の一般用 PC を撤去し、当該スペースを活用した学習環境の見直しを行った。令和 6 年 12 月には、老朽化により使用されていなかった螺旋階段を撤去・平坦化し、そのスペースを活用して畳敷きの読書コーナーを新設するとともに、コタツを設置した。これにより、学生がリラックスした雰囲気の中で読書や学修に取り組める環境を整備し、その取り組みは新聞による取材も受けた。令和 7 年度においても、これらの学習環境を維持・活用し、学生の滞在型利用の促進につなげている。

加えて、全国大学ビブリオバトル 2025 四国 C ブロック予選会および決勝の開催を支援し、決勝大会については学園祭の企画の一つとして位置づけ、学内外の参加者・聴衆を迎えて実施した。このような活動を通じて、図書館を学びと交流の拠点として活用する取り組みを進めている。さらに、令和 6 年度からは学生による本の POP コンテストを実施しており、令和 7 年度も学園祭期間中に展示・投票形式で開催した。全国大学ビブリオバトルへの支援とあわせて、学生が読書体験を言語化・視覚化する機会を提供することで、主体的な学びと図書館資料の利活用促進を図っている。

開館時間については、学生からの要望を踏まえ、令和 4 年度より後期に加えて前期にも開館時間の延長を実施している。通常の開館時間は、前期 19 時まで、後期 20 時までとし、前期定期試験期間中は 20 時まで延長している。また、国家試験対策期間（12 月から 2 月末）

高知学園短期大学

には土曜日・日曜日も開館し、学生の学習時間確保に配慮している。

令和7年度における蔵書数については表Ⅲ-B-1.1に、図書館利用状況については表Ⅲ-B-1.2に示すとおりである。

表Ⅲ-B-1.1 蔵書等の概要（令和8年3月31日現在）（高知学園大学と合算）

	種類	冊数等
蔵書数	図書	88,806 冊
	雑誌（製本）	8,592 冊
年間受入数 （令和7年度）	図書	1,266 冊
	雑誌	102 種
	視聴覚資料	19 種
学術雑誌種類数		632 種
視聴覚資料数	DVDほか	1380 種
AV設備 （短大と共有）	DVD プレイヤー	パソコンで代用（6台）
パソコン （短大と共有）	蔵書検索専用	1 台
	一般用	16 台
座席（短大と共有）		106 席

表Ⅲ-B-1.2 図書館利用状況（令和5年度～令和7年度）（高知学園大学と合算）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
開館日数（日）	258	253	257
入館者数（人）	50,740	49,249	42,430
貸出冊数（冊）	5,608	5,299	4,898

幼児保育学科では、保育表現の分野別に演習室（ML 教室、音楽室、造形演習室）を整備し、専門分野の研究活動や教育を行っている。この他、ピアノ個人練習室16室及びピアノの個人レッスン室を1室整備している。短期大学設置基準や指定保育士養成施設指定基準等に示された内容に関するもの、及び教育職員免許法施行規則、児童福祉法施行規則で定められた教育課程に必要な機器・備品についても整備している。また、高知学園短期大学附属高知幼稚園とも連携を取り、実践的な演習授業を行っている。

歯科衛生学科では、歯科衛生士学校養成所指定規則にある教育上必要な機械器具、模型等、図書館には医療人として必要な幅広い教養などの専門書を増冊し有効に活用できるよう整備している。教室以外の実習室では、**歯科臨床実習室、歯科基礎実習室、歯科実験室Ⅰ・Ⅱ**を整備しており、歯科臨床実習室には**18台の歯科診療台と各診療台備付のパソコン**を設置している。授業開始前には点検を行っている。また、在宅患者のための「高齢者・障害者介補技術」実習室も整備されている。

看護学科では、教育課程編成・実施の方針に基づき授業を行うための施設として**基礎看護実習室、小児・母性看護実習室、成人看護実習室、老年・在宅看護実習室、精神看護実習室、モデル人形収納室、標本室**を有している。各実習室には物品準備室を設け、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定められた機器・備品を整備している。また備品管理の責任者を配置し、適切に管理を行っている。令和6年度には、臨地での効率的な実習のために学内演習の充実が求められたことから、看護技術習得のための新しい備品を整えた。また、就職後

高知学園短期大学

も継続して学べる利点を考慮して導入したナーシングスキルについて継続的に学習し学生の効率的な活用を勧めた。

専攻科地域看護学専攻では、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に基づき、保健師教育に必要な機器及び物品を整備している。本専攻ではゼミ室を確保し、学生の授業時間外の学習活動や研究活動を支援するために環境を整えている。ゼミ室には災害時に必要な物品や、最適な環境で学習できるよう加湿器、セラミックファンヒーター、温湿度計等も整備し感染予防対策に努めており、直接的な学習支援の他にも学生にとって安全で快適な環境を整えている。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

施設設備の維持管理については、各学科からの申請を基にして担当事務部署に情報を集約し、短期大学内で解決可能なものは本学で処理している。高知学園全体で対処を要するものは理事会で検討し、学校法人高知学園寄附行為（以下、「寄附行為」と表記）第5章「資産及び会計」に基づいて維持管理している（提出-規程集-1001）。固定資産管理や消耗品及び貯蔵品管理等については、学校法人高知学園で会計規程を整備している（提出-規程集-1028）。さらに、会計規程施行細則、物品管理要領、物品購入審査規程（内規）、高知学園購買事務処理規程等に基づいて施設設備や物品等の維持管理をしている。

危機管理については高知学園短期大学危機管理規程（提出-規程-41）を定め、高知学園短期大学危機管理マニュアルを作成して対応している。災害時の対応についても、高知学園短期大学危機管理委員会規程（提出-規程-42）、高知学園短期大学危機対策本部規程（提出-規程-43）を定めて対応することとしている。

さらに、災害対策については高知学園短期大学災害対策委員会規程（提出-規程-19）に基づいて災害対策委員会を設置し、防災マニュアル（備付-70）を作成している。また、災害時の迅速な安否確認のため「セコム安否確認システム」を導入しており、学生及び教職員を対象として、スマートフォンへアプリをインストールした上で通知を受け取れる体制を取ることとなっている。

火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検については、消防設備等の点検を毎年2回実施している。毎年1回、教職員と学生が参加して、火災・地震を含めた総合的な災害対策に関する説明会と避難訓練を実施している（備付-71）。携帯版の防災マニュアルも全学生、全教職員に配付して常時携帯するよう周知し、オリエンテーションで避難場所やその経路について説明を行っている。これらのマニュアルの内容は定期的に見直して更新している。セコム安否確認システムについても、年に複数回の安否確認訓練を行っており、災害時に応答できることを日常的に確認している。

省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮については、照明をLEDに切り替えるなど、計画を立てて順次行っている。

高知学園短期大学では、情報資産を守り、情報システムを管理するための方針として、高知学園短期大学情報セキュリティポリシー（提出-規程集-80）を定めている。この方針に基づいて、高知学園短期大学情報セキュリティ対策基準（提出-規程集-81）を定めており、学

長が情報セキュリティ責任者、情報企画部長が情報セキュリティ実施責任者、事務局長が情報セキュリティ管理責任者となっている。日常的な監視やメンテナンスについては、情報企画部長が委員長を務める情報セキュリティ委員会が対応している。情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ対策基準の内容や一般的なセキュリティ面での注意について、利用者にわかりやすく伝えるために、情報セキュリティガイドライン及び無線 LAN 利用ガイドライン（提出-規程集-81-1, 81-2, 81-3, 81-4）を令和 6 年度に策定し、これらの文書については、学生及び教職員に周知している。令和 7 年度は、情報セキュリティ確認フォームを設置し、ガイドライン等の文書を読んだ上で、年に一度同意を提出することを義務付けている。また、この際に、自身が管理する機器についての最新のアップデートが適用されており、セキュリティ対策が施されているか、確認を促している。

学内資産となっている PC については、セキュリティソフト ESET のボリュームライセンスを毎年購入しており、利用者が常時アップデートを行っている。また、PC 演習室の授業用 PC については、全て Windows11 に更新されている。その他の学内エンドポイント機器に関しては、セキュリティソフト導入の上、利用者に OS 及びソフトを最新に保つ旨、情報企画部長より通達している。また、UTM やスイッチ等の学内ネットワークの通信機器については、管理を業者に依頼しており、定期的にアップデートされている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

本学では、併設する高知学園大学と校地・校舎の多くを共用し、一体的なキャンパス運営を行うことで、短期大学設置基準の各面積・設備要件を大幅に上回る豊かな教育研究環境を確保している。各学科・専攻科においても、教育課程の方針に基づき計画的に整備されている。また、全学共通の教育研究施設である図書館においては、BYOD の定着に合わせた PC スペースの最適化、老朽階段撤去に伴う畳敷き読書コーナーとコタツの新設、ビブリオバトルの誘致など、学生の滞在・利活用を促す極めて先駆的な環境整備を展開している。管理・ガバナンス面においても、寄附行為や各種物品・会計規程に則った適切な資産維持管理に加え、学長を最高責任者とする強固な情報セキュリティ責任体制や、セコム安否確認システム・全学避難訓練と連動した実効性の高い防災体制を構築している。これら優れた物的資源の価値を持続的に高め、変化する学生の学修スタイルや激甚化する自然災害のリスク、およびデジタル化に伴う情報インフラの変革に対して組織的な対応力をさらに強固にするためには、以下の点において向上・充実を図ることが課題である。

本学では、情報セキュリティポリシーに基づき、学内資産である PC への ESET ライセンス適用や UTM・スイッチ等の業者委託による定期アップデート、さらには令和 7 年度より「情報セキュリティ確認フォーム」を用いた年 1 回の同意提出と自己機器確認を義務化するなど、先進的な統治を行っている。しかし、学生が日常的に学内 Wi-Fi へ接続して使用する個人所有のスマートフォンやノート PC (BYOD 端末) の OS・ソフトウェアのアップデート状況、あるいは個人のセキュリティ意識の格差には依然として潜在的なリスクが存在する。今後は、確認フォームの提出を単なる形式的な手続きに留めず、情報企画委員会を中心に学生向けの情報セキュリティ・リテラシー向上講習や啓発活動を定期的実施し、全学的な情報資産の防衛力(多層防御体制)を教職・学生が一体となって高度化していくこと

が課題である。

図書館においては、電子書籍の学外利用設定の維持や各種学術データベース（医中誌 Web、CiNii Research、JDreamIII）のリモートアクセス環境が定着し、学生の主体的学習を強力に支えている。一方で、この BYOD 化の進展（オンラインアクセスの定着）に伴い、図書館へのフィジカルな入館者数や紙媒体の貸出冊数が近年減少傾向にあることも自己点検データ（ファクトブック）から明らかになっている。今後は、令和 6 年度末に導入して新聞取材等でも高く評価された「昼敷き読書コーナー・コタツ」等のアメニティ空間をさらに広報・活用するとともに、専門司書（3 名）による学術データベースの活用ガイダンスを初年次オリエンテーションやゼミ単位でさらに精緻化・強化することで、デジタルとフィジカルが有機的に融合した「滞在型・課題解決型の学修拠点」としての図書館機能の魅力をより一層高めていくことが課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

提出資料

提出資料- 36 高知学園短期大学情報企画委員会規程
規程集

備付資料 35 Web サイト「ポータルサイト」
73 学内 LAN の敷設状況
74 パソコン教室平面図

[区分 基準Ⅲ-C-1 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。]

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

高知学園短期大学では、国家試験受験資格や免許取得に関わる指定規則を充足し、現場での実践力に直結する専門機器の導入と、教員間での適正な運用を行っている。各学科・専攻科の教育課程編成・実施の方針に示された高次の学習成果を達成するため、分野ごとの実習室の維持、および機器・備品類の継続的な整備・更新・点検を予算等に基づいて個別に執行している。

また、学生の経済的負担の軽減および授業内外における主体的・効率的な学修を支援するため、本学及び併設の高知学園大学で統一されたアカウントとインフラを整備している。

「情報企画委員会規程」に基づき、情報企画委員会が全学共通のネットワーク環境や学生用コンピュータの整備・運営を担っている。教職員には、入職時に 1 台の PC が割り当てられる。また、全学生及び全教職員には、Microsoft 365 アカウント（Office 365 A3 ライセンス）を付与している。1 アカウントにつき 5 台の端末（PC、スマホ、タブレット等）まで、

Word 等の Office アプリ（インストール版）の導入が可能であり、学生の経済的支援としても機能している。このアカウントによって、授業でのレポート・プレゼン資料作成、データ処理、Teams によるグループコミュニケーション、オンライン授業、ファイル共有等、幅広く活用されている。

さらに、学生・教職員専用のポータルサイト（備付-35）を運用し、休講連絡など日常の教務アナウンスやシラバスへのアクセス及び成績表を提供している。また、図書館専用サイトを通じて学内から CiNii Articles、JDreamIII、医中誌 Web 等のオンラインデータベースや電子書籍・ジャーナルを利用できる環境を整えている。

本学では、多様な授業ニーズに対応するため、校舎間の高速通信化とネットワークインフラを整備している（備付-35）。1号館のメインルータと全校舎のスイッチ間は光ファイバーで接続されているが、令和6年度に幹線網を1Gbpsから10Gbpsへ高速化する更新を実施した。また、従来イーサネット接続であった8号館も光ファイバー化した。各研究室・教室・実習室には有線LANを敷設している。さらに、令和6年度に全学的なWi-Fiネットワークを整備し、実習室等を除く通常講義で使用される全ての教室にアクセスポイントを設置した。Wi-Fi アクセスポイント（AP）とコントローラには、Cisco社のMerakiを採用しており、学内42機のAPをクラウド上で一元管理・監視する体制を取っている。アカウントについては、大学で付与している365アカウントを対象として、全学生及び全教職員に割り当てを行っている。

ネットワークについては、令和7年度に利用者・端末が増大したため、インターネットとの接続回線が逼迫して、通信速度が極端に低下する現象が時折見られた。Wi-Fi導入時にこのような状況は想定されており、新たに1回線の接続契約（10Gbps）を追加する措置を取り、コアルータで旧来の接続先と分散制御を実施している。

パソコン実習室は2室整備（備付-74）しており、第1パソコン実習室に61台、第2パソコン実習室に43台（それぞれ教員機1台ずつを含む）のデスクトップPC計104台を備えている。また、実習室には、スキャナー、プリンタ、デジカメ等も設置している。PC本体は、令和3年度に導入したもので、令和7年度にOSのみWindows10から11に更新している。遠隔・動画配信等にも対応するため、全端末にビデオ会議用Webカメラとヘッドセットを導入し、ハイブリッド授業にも対応している。教室PCについては、学内のActiveDirectory（AD）サーバで認証する仕組みとなっていたが、365と異なるアカウントのためパスワード忘れの問題が頻発していた。大学全体でBYOD化に取り組み、教室のPC本体は次回更新せず、モニタを残して撤去する計画であることと、また、ADサーバの老朽化でリプレイス費用が負担となることから、令和7年度末にAD認証を廃止し、代わりに教室PCには365アカウントでサインインできるIntuneを導入した。これに伴って、教員機の映像を学生機に配信するシステムが利用できなくなるため、学生の視認性を確保する代替措置として、教員機・プロジェクタの投影映像を中継・表示する「中間モニタ」を第1パソコン実習室の学生用PC2台につき1台増設した。（第2については、スクリーンサイズが教室に比べて大きいため、導入はしていない。）

これらとは別に、711教室には固定・追尾用カメラを備えた「講義録画システム」を導入し、特段の事情で欠席せざるを得ない学生の教育の質保証を担保している。

本学では、情報機器を安全かつ効果的に活用できるよう、新入生および新入職の教職員を

高知学園短期大学

対象とした初期トレーニングとサポートを行っている。BYOD 化に伴い、新入生にはノート PC またはタブレット PC 購入をお願いしており、入学前に PC の斡旋も行っている。学生向けリテラシー教育としては、入学直後の授業開始前オリエンテーション期間に、「**新入生情報機器使用オリエンテーション**」を実施しており、学科ごとにパソコン演習室で受講することとなっている。このオリエンテーションでは、学内パソコンの使い方、アカウントの扱い、メール、Wi-Fi の利用、個人端末への Office ソフトや Teams の導入方法、各 Office ソフトの基本操作、などを広範に習得させている。

また、授業においても情報リテラシーや ICT 活用能力の向上を目指しており、幼児保育学科では「情報基礎」「情報応用」、歯科衛生学科では「情報科学」、看護学科では「アカデミック ICT リテラシー」「情報科学の基礎」が**必修科目**となっている。Wi-Fi が整備され、学生が通信費用をかけずにインターネットにアクセスできることから、令和 7 年度より **Teams 内**に全学生及び全教職員が参加する「**全学**」**チーム**を設置し、各部署から様々な情報提供が行われている。令和 7 年度に提供されたものでは、情報機器・電子教科書・ネットワーク関連の情報（情報企画委員会）、セコム安否確認の導入や訓練の集計結果（IR 推進室）、履歴書（キャリアセンター）、図書館関連の情報（図書委員会）、工事等の情報・学内ファミリーマートの情報（庶務課）、イベント情報（教務学生課）など多岐にわたって利用されている。セキュリティの注意喚起などもこのチームを利用して行っている。とくに投稿制限は設けておらず、学生も投稿可能である。なお、不適切な投稿やトラブルを未然に防ぐため、情報企画委員会がモデレーター（管理者）として日常的な運用監視を行っており、学内ガイドラインに則ったネチケットの周知とあわせて、安全なコミュニケーション環境を維持している。また、「**ハラスメント防止・相談**」チャンネルが設定されており、相談員やガイドラインを常時確認できる体制となっている。さらに、学生の情報機器の利用実態を調査する目的で、「**情報機器利用調査**」を行っており、令和 7 年度の調査をまとめたインフォグラフィックが、公式サイトの IR レポートで公開されている。

一方、教職員向けサポートとしては、**入職時**の説明会において、**情報企画委員会**から各種システムの導入・運用に関する**ガイダンス**を実施している。また、Teams 内に全教職員が参加する「**全教職員**」**チーム**を設置・運用しており、各種マニュアルの他、様々な情報が共有されている。このチームは、各委員会や研究倫理審査申請のためのチャンネルが設定されており、活発に利用されている。また、教授会がオンラインで実施される場合、このチーム内の「**教授会**」チャンネルで行われることになっている。

以上のように、本学では、教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

本学では、各学科・専攻科の指定規則やカリキュラム・ポリシーに完全準拠した高度な専門実験実習機器を配備し、実習教育の質向上に努めている。また、学生の経済的・学修的支援として Office 365 A3 ライセンスを全学に付与するとともに、令和 6～7 年度にかけて学内幹線網の 10Gbps 光ファイバー化、全学 Wi-Fi のクラウド一元管理、インターネット回線追加と分散制御など、機動的なインフラ整備を実行してきた。さらに、大学全体での BYOD

化の推進と AD サーバの老朽化リスクを睨み、令和 7 年度末に AD 認証を完全廃止して Microsoft Intune による 365 アカウント連携へと移行したほか、全学 Teams チームによる多角的な情報共有やハラスメント相談チャンネルの常設、情報機器利用調査のインフォグラフィックによる IR 公表など、高度な ICT 統治（IT ガバナンス）を確立している。これら先進的な技術的資源をさらに安定的かつ効果的に運用し、急速に進化するデジタル技術や AI の潮流、そして多様化する学習ニーズに対して組織的な対応力を強固にするためには、以下の点において向上・充実を図ることが課題である。

令和 7 年度より Teams 内に全学生・教職員が参加する共通の「全学」チームを設置し、各部署からの情報提供やハラスメント相談チャンネルの常設に留まらず、学生側からも自由に投稿できるオープンなコミュニケーション基盤を構築した。学生の主体的な参画を促す優れた取り組みである一方、不適切な投稿やハラスメント、SNS 上のトラブルと同様のリスクを未然に防ぐガバナンスの強化が求められる。今後は、情報企画委員会および教務学生課による日常的な運用監視（モデレーション機能）の体制を明確化するとともに、新入生オリエンテーションや必修の情報リテラシー科目（「情報機器とプレゼンテーション」「情報機器の活用と発信」）を通じて、学内ネットワーク内における適切なネチケットやセキュリティ・リテラシー教育を組織的に徹底していくことが課題である。

また、本学では、将来的な BYOD 完全シフトへのロードマップに基づき、令和 7 年度末に学内 AD サーバを廃止し、教室 PC へのサインインを Intune による 365 アカウント連携へとドラスティックに移行させた。これに伴い、従来の教員機から学生機への映像配信システムが利用不可となったため、第 1 パソコン実習室へのプロジェクタ中間モニタ設置などのハード的措置を講じた。今後は、この新しい環境下において授業運営に支障や混乱が生じないように、Intune による端末制御（ポリシー適用）の挙動を注意深く監視・微調整するとともに、システム変更に伴う教員向けの授業運営マニュアルを精緻化し、すべての教員が新しい ICT 環境をストレスなく教育活動にフル活用できるサポート体制を確立することが課題である。

さらに本学では、学生のノート PC やタブレット PC の利用実態を把握するため「情報機器利用調査」を定期的実施し、結果を IR レポート（インフォグラフィック）として公式サイトで広く可視化公表している。今後は、この蓄積されたデータ（アウトカム）を単なる現状把握に留めず、学生個人が所有する BYOD 端末の OS やセキュリティソフトのアップデート状況の格差、あるいは端末のスペックに起因する学習上の不利益（デジタル格差）の解消へダイレクトに還元させる必要がある。入学前の PC 斡旋内容の定期的な見直しに加え、日々変化する学生の利用トラブルに対して教務学生課や情報企画部が能動的に対応する「学内 BYOD ヘルプデスク機能」の高度化を図り、すべての学生が安定した技術的資源の恩恵を等しく享受できる環境を維持することが課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

- 提出資料 16 計算書類等の概要 [過去 5 年間]
17 Web サイト「情報公開」 <https://www.kochi-gakuen.org/disclosure/>
27 令和 8 年度予算書

提出資料-

規程集

- 備付資料 75 財務情報 [令和 5 (2023) 年度]
76 財務情報 [令和 6 (2024) 年度]
77 財務情報 [令和 7 (2025) 年度]
78 経営改善計画

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

高知学園短期大学における資金収支及び事業活動収支は、令和元年度から支出超過に転じた。その大きな理由は高知学園大学設置に係る支出と学生の収容定員未充足によるものと分析している。貸借対照表においては、金融資産の積み増しを行いつつ、長期借入金を計画的に返済し、健全に推移している。また、学校法人傘下の所属長と法人本部で構成する幹部会を学園幹部会規程（内規）に基づいて開催し、各学校及び学校法人全体の財政状況の関係を把握している。

法人全体では、5ヵ年計画として財務計画を策定し、この計画の実施により確実に収支改善を目指している。学習資源への資金配分もできていることから、大学のみならず、法人全体の存続が可能な財政を維持している。退職給与引当金等は退職手当に関する規程に基づき、目的通りに引き当てている。また、法人全体で必要な負債に関わる引当金は、目的に応じ特定預金等として積み立てており、資産運用も会計規程及び資産管理運用規程に基づき、安全を第一に適切に運用している。

教育研究経費比率について、令和 7 年度は、財務計画の下で大学は決算ベース 36.1 パーセントであり、学生の教育に必要な経費の支出に努めている。教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）への資金配分についても、財務計画で適切に配分されている（備付-75, 76, 77）。本学園では公認会計士 5 名による体制で、学校法人会計基準や私立学校法及び私立学校振興助成法に準拠した会計処理の監査が年 2 回行われている。監査では、監事、内部監査室長、担当職員が立ち会っており、公認会計士の監査意見へ適切に対応している。なお、本学では寄付金の募集や学校債の発行は行っていない。

本学の入学定員充足率について、令和 4 年度は 74.6 パーセント（収容定員充足率 75.8 パーセント）、令和 5 年度は 72.3 パーセント（収容定員充足率 71.5 パーセント）令和 6 年度は 59.2 パーセント（収容定員充足率 65.9 パーセント）令和 7 年度は 59.2 パーセント（収容定員充足率 62.5 パーセント）、令和 8 年度は 59.2 パーセント（収容定員充足率 58.1 パーセント）で推移している。令和 4 年度、令和 5 年度、令和 6 年度、令和 7 年度における事業活動収支差額比率は、それぞれ -24.2 パーセント、-13.5 パーセント、-16.5 パーセント、-22.8 パーセントで、事業活動支出超過の状態である。このように、入学定員充足率に課題を残しつつも、それに相応した財務体質を維持できるよう管理していくこととし

ている。

学校法人高知学園及び高知学園大学は、中・長期計画として財務計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意見を集約した上で、理事長が判断し、理事会の議を経て決定する（提出-17）。決定した事業計画と予算を速やかに関係部門へ適正に執行するよう指示し、業務を円滑に実施している。その実施内容については経理責任者である本部長を経て理事長に報告し、実態の把握に努めている。財産目録、計算書類等は、学校法人の経営状況及び財産状態を適正に表示している（提出-16, 17；備付-75, 76, 77）。

【区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。】

〔注意〕

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成27年度～」のB1～D3に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

高知学園短期大学の将来像は、今後も「平和と友愛」に貢献できる専門的職業人を育成することである。現在、高知県の地理的・経済的事業や県内志向、本学が果たしてきた人材輩出や地域貢献の伝統等から、本学の存在価値があると判断し、教育内容の充実、就職指導の充実等振興策を講じることにより短期大学として存在感を高めることとしている。ただし、養成課程の規則改正や地域が求める人材像の高度化等へ迅速に対応できる準備は必要である。国や社会の動向と本学の建学の精神を踏まえながら、短期大学を含めた高等教育機関の将来像を明確にするため、特に高知学園大学と連携して検討を進めている。

本学は、四年制大学と同じ資格を取得できる学科を構成し、その専門性が地域で果たす役割の意義も大きい。特に高知県が抱える地理的・経済的課題によって、高知県外の四年制大学に進学する場合に比べると経済的負担が少ない中、専門的職業人を育成し、将来にわたって高知県の食・教育・医療の発展に貢献できる体制を整備している点が本学の強みといえる。さらに、本学の専攻科は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から特例適用専攻科の認可を受け、短期大学に在学しながら学士の学位を取得できるメリットも有している。

一方、本学の伝統へ過度に固執すると、社会のニーズから逸脱する恐れもある。あらゆる変化に対応する上で専門性の根拠となる教員の教育研究業績の状況、その中でも科学研究費補助金の採択件数が近年は停滞している点に弱みを感じている。

本学における過去3年間の経常収支差額比率は、令和5年度が-4.6パーセント、令和6年度が-9.8パーセント、令和6年度が-9.0パーセントで推移し（提出-16）、日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標を参考にして経営実態や財務状況を把握している。その状況に基づいて財務計画を策定している。学生募集対策ではオープンキャンパスのほか、随時見学希望者を受け入れ、説明会や施設見学会を行っている。また、高等学校への出張講義や説明会、高等学校

高知学園短期大学

からの本学訪問、大学説明会への参加も行っている。毎年度、高知県内 3 地域で高等学校教員対象に本学の説明会を開催し、本学の特色を説明して意見交換を行っている。これらの取り組みを中心に、本学の方針に適した学生の確保に努めている。

学納金計画に直結する対策としては、中途退学の防止も挙げられる。本学では、各学科と事務局、及び各種委員会が連携して①学生に学習意欲を高めるためのキャリア教育の推進、②教員の指導力の向上、③中途退学に至るまでの各クラス担任や学生支援担当職員を中心とした学生への相談体制の充実、④学科・専攻内の全教員の共通理解に基づく指導、⑤経済的困難学生に対する相談体制の充実等に努めている。

人事計画は、年齢構成のバランスを考慮しながら進めている。施設設備の将来計画についても、各学科長からのヒアリングを経て学内における優先順位を設定するなど、将来計画は明瞭である。遊休資産の処分等も含め、これらの計画は、本学及び各学科・各専攻の事業報告や事業計画とも照らし合わせながら立案している。

本学では、総合的には学生数に見合う経費のバランスがとれている。財務情報は学校法人 高知学園のウェブサイトで公開している。また、学内に対する経営情報を、毎年度初めに学校法人高知学園全教職員対象の全学職員会において決算及び予算の概要や経営方針等が報告され、危機意識の共有ができています。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

本学の財務・経営管理体制は、学校法人会計基準に準拠した正確な会計処理、外部監査人を含む重層的な監査体制、および月次報告を通じた迅速な実態把握など、極めて適正に運用されている。また、資産運用においても安全性を最優先し、将来の負債に対する引当金を計画的に積み立てるなど、保守的かつ堅実な管理が徹底されている。経営面においても、全学職員会等を通じて財政状況を可視化し、教職員間で「経営危機意識」も共有できているが、最大の課題は、大学設置に伴う初期投資と入学定員充足率の低迷に起因する、事業活動収支の継続的な支出超過である。過去 3 年間の収支差額比率は急速に悪化しており、経営判断指標が示す警戒域に達している。現状では金融資産の活用や借入金の計画的返済により資金繰りの安全性は保たれているものの、中長期的な収支均衡に向けた道筋を確固たるものにするには、現在の経費管理に留まらない抜本的な経営改善計画を策定することが必要である。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特記事項なし。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回受審時には、研究業績の少ない教員や科学研究費補助金申請・採択の少なさに対する指導・管理体制が問われた。一時的に中断されていた研究倫理や科学研究費に関する研修会については、令和 7 年度に研究推進部が発足し、研究倫理研修の開催や研究情報の共有では大きく改善している。また、研究倫理の eL CoRE または eAPRIN の定期的な受講が定められ、

確認フォームによるシステムが確立されたが、研究倫理教育履修の修了者数についてはまだ100%には至っていない。外部補助金の申請数を上げ、研究活動をさらに活発化するためには、組織的支援のさらなる充実を図らなければならない。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

本学では、短期大学設置基準や各専門職養成の指定規則を大幅に上回る専任教員組織の編成、および教職協働にのっとり迅速なガバナンス体制を構築している。また、SPOD（四国地区大学教職員能力開発ネットワーク）を活用したFD・SD活動、教員の「裁量労働制」導入に伴う客観的な労務・健康管理、障害学生に配慮した校舎のバリアフリー化を適正に運用している。さらに、図書館における「昼敷き読書コーナー（コタツ）」の新設や国家試験前の土日開館、学内幹線網の10Gbps超高速化、Active Directory（AD）サーバ廃止に伴うIntune（クラウド認証）への完全移行、Teams「全学チーム」を核とした学内コミュニケーションの活性化など、人的・物的・技術的資源の相乗効果による教育環境の質保証は総じて高い水準にある。これら多層的な教育資源の強みを融合させ、次周期に向けた持続可能な内部質保証のサイクルをさらに強固なものにするにあたり、次のような改善計画に取り組む必要がある。

1. 新設された制度の定着と安全配慮義務の精緻化

令和7年度に整備された教員の「裁量労働制」、合理的配慮を制度化した「障害学生支援規程」、刷新された「ハラスメント等に関する規程」を実質的に機能・定着させることが必要である。ケーススタディの蓄積を進め、必要に応じて運用マニュアル等を改善する検討を行う。とくに教員の裁量労働制においては、タイムカードによる客観的な労働時間把握とOutlookでのスケジュール共有を引き続き徹底し、過重労働の防止やメンタルヘルスケア（ストレスチェックとの連動など）に対する安全配慮義務を組織的に担保・検証する体制を精緻化する。

2. 研究倫理教育（eAPRIN等）の組織的履修管理の徹底と修了率100%の達成

科学研究費補助金等の公的研究費の適正管理および研究インテグリティの確保に向け、5年に一度の受講が義務付けられているeL CoREまたはeAPRINの受講修了率を対象専任教職員100%にする。IR推進室による修了書の管理体制を強化し、各教員への個別のリマインド動線を確立する。また、年度当初の学科学務分掌（学科ワーキング部会等）において受講時期の管理表を組み込み、未提出者に対する組織的なフォローアップ体制を強固にする。

3. 電子リソース定着に伴う図書館の「滞在型利用」および課題解決型学修の活性化

BYOD化および各種学術データベースのリモートアクセス環境の定着に伴い、紙媒体の貸出やフィジカルな入館者が減少傾向にある現状に対し、図書館の「知の拠点・交流の場」としての価値を再構築する。令和6年度末に導入した「昼敷き（コタツ）読書コーナー」等のアメニティ空間の広報と活用を推進するとともに、専門司書によるデータベース活用ガイダンスを初年次オリエンテーションや各学科のゼミ単位でさらに精緻化・強化し、学生の滞在型利用およびビブリオバトル等の主体的学修イベントへの参画を促進する。

4. Microsoft Intune移行に伴う教室パソコン環境の安定化と授業運営のサポート

BYOD完全シフトを見据え、令和7年度末に学内ADサーバを廃止してMicrosoft Intuneによる365アカウント連携へと移行した新しい教室PC環境を安定稼働させる。映像配信シ

システム等の変更(中間モニタ設置等)に伴う授業運営上の支障や混乱が生じないように、Intuneによる端末制御(ポリシー適用)の挙動を注意深く監視・微調整する。あわせて、システム変更に伴う教員向けの授業運営マニュアルを精緻化し、すべての教員が新しい ICT 環境をストレスなく教育活動にフル活用できるサポート体制を確立する。また、BYOD 移行のため、PC 実習室及び旧学生食堂スペースに Wi-Fi アクセスポイントを増設する。

5. BYOD 端末(学生所有機器)のセキュリティリスクに対する組織的啓発の高度化

令和 7 年度より開始した「情報セキュリティ確認フォーム」による年 1 回の同意提出と自己機器確認の義務化をベースに、学生が日常的に学内 Wi-Fi へ接続して使用する個人所有端末の潜在的リスクを抑制する。確認フォームの提出を単なる形式的な手続きに留めず、情報企画委員会を中心に学生向けの「情報セキュリティ・リテラシー向上講習」や学内啓発活動を定期的実施する。また、「情報機器利用調査」の IR 分析結果(インフォグラフィック)を基に、学生の利用トラブルに対して能動的に対応する「学内 BYOD ヘルプデスク機能」を教務学生課や情報企画部が協働して高度化し、全学的な多層防御体制を強化する。

6. 併設大学を含めた財政の健全化

財務・経営面では、学校法人会計基準に準拠した適正な管理と、月次報告による迅速な実態把握を徹底している。現在、大学設置コストや定員未充足の影響で事業活動収支の支出超過が続いているが、計画に基づき借入金の圧縮と収支改善を推し進めている。全教職員への経営情報の公開を通じて高い危機意識を共有し、組織一丸となって引き続き経営基盤の強化に取り組む。また、強みである地域密着の教育力を活かした学生確保の施策を推し進め、SNS によるイベント情報の提供や本学 Web サイトを活用した研究活動の発信を通して、定員充足・持続可能な経営体制の確立を目指す。

【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営]

<根拠資料>

- 提出資料 18 理事会議事録 [令和 5 (2023) 年度]
19 理事会議事録 [令和 6 (2024) 年度]
20 理事会議事録 [令和 7 (2025) 年度]
- 提出資料- 1001 学校法人高知学園寄附行為
規程集
- 備付資料 79 理事長の履歴書
80 学校法人実態調査表 (写し) [令和 4 (2022) 年度]
81 学校法人実態調査表 (写し) [令和 5 (2023) 年度]
82 学校法人実態調査表 (写し) [令和 6 (2024) 年度]
83 中期計画に関する書類
84 Web サイト「学校法人高知学園役員名簿 (理事・監事・評議員)」

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。]

<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

学校法人高知学園理事長は高知学園出身者であるとともに、長期間にわたって民間企業と学校法人高知学園監事の立場から高知学園を客観的に評価してきた。それゆえ、建学の精神に基づいた教育目的を常に理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。寄附行為第 14 条に基づいて、理事長は法令等に規定される職務を行い、法人を総括するとともに、法人を代表して業務に当たっている。それゆえ、理事長は学校法人高知学園の建学の精神及び教育方針を理解し、高知学園全体の発展に寄与している (提出-79)。

また、寄附行為第 18 条第 1 項に基づき、理事長は理事会を招集する立場にあり、学校法人高知学園の代表としてその業務を総理している。さらに会計規程第 56 条及び寄附行為第 29 条及び第 56 条に基づいて、理事長は会計年度終了後 3 月以内に会計監査人及び監事の監査を受け、理事会の議決を経た決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めている。事業報告と財務情報 (貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書、財産目録、監査報告書、財産比率比較等) は、私立学校法第 137 条に基づき、Web サイトで公開している (提出-17)。

このように、理事長は学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮している。また、理事会は学校法人高知学園の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。理事会では、寄附行為第 18 条第 1 項及び第 19 条第 1 項に基づいて、理事長が招集し、議長を務めている。機関別認証評価は事業計画として理事会に諮られており、理事会は認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。本学が行う自己点検・評価活動においても、理事長の見解を反映しながら進められ、最終的には理事長の承認を得て自己点検・評価報告書を決定している。理事長は、高知学園短期大学が受審した令和元年度認証評価の訪問調査においては監事として適切に対応した。理事会には本学園の各学校から必要な事項が議案として発議され、伝達は円滑に行われている。

高知学園短期大学

関係法令の改正等、学外からの情報についても報告されており、理事会は情報を収集している。寄附行為第 3 条では、本学園が教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うと定めていることから、理事会は本学の運営に関して法的な責任があることを認識している。理事会は、寄附行為や理事会運営規則、高知学園短期大学学則、組織規程、就業規則等、学校法人運営や大学運営に必要な規定を整備している。さらに、理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合するための体制等（内部統制体制）を文部科学省令に基づき適切に整備・運用しており、監事や内部監査室と連携した組織的なコンプライアンス体制を構築している。このように、理事長は寄附行為に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

理事については、私立学校法第 30 条（役員を選任）に基づき、寄附行為第 7 条（理事選任機関）を定めて選任している。選任にあたっては、寄附行為に則り、あらかじめ評議員会の意見を聴いた上で理事選任機関において決定しており、客観性と透明性を担保した手続きが徹底されている。また、本学の建学の精神を理解し、学校法人高知学園の健全な経営について有意義な見識を有している者を選任している。また、学校教育法第 9 条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、寄附行為第 11 条（理事の解任及び退任）に準用されている。このように、理事は法令に基づき適切に構成されている。

[区分 基準IV-A-2 理事会は法令等に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。]

＜区分 基準IV-A-2 の現状＞

学校法人高知学園の理事会は、寄附行為第 18 条および第 19 条に基づき、理事長によって適切に招集され、議長である理事長のもとで法人の業務に関する重要事項を決定している。理事会は、本学園の各学校から発議される議案の審議を通じて業務執行の決定を行うとともに、理事の職務執行を監督する機関として機能している。特に、機関別認証評価については事業計画の一部として理事会に諮り、予算措置や自己点検・評価報告書の最終承認を行うなど、短期大学の教育の質保証に対して組織的な役割を果たし、その責任を負っている。

理事会は、短期大学の持続的な発展のために必要な情報の収集に努めている。学内からは各学科・事務局からの報告ルートを通じて教育現場の課題を把握し、学外からは関係法令の改正や文部科学省等の動向、地域社会のニーズに関する情報を収集し、経営判断に反映させている。寄附行為第 3 条において教育基本法および学校教育法への準拠を定めていることから、理事会は学校法人の運営に関して法的な責任があることを深く認識し、コンプライアンスを重視した運営を徹底している（提出-18, 19, 20）。

本学園のガバナンスを支える基盤として、理事会は学校法人運営および短期大学運営に不可欠な諸規程を体系的に整備している。具体的には、寄附行為をはじめ、理事会運営規則、各大学の学則、組織規程、就業規則、会計規程などが網羅されており、社会情勢や法令の変更に応じて適宜見直しを行っている。これにより、適正な手続きに基づいた大学運営が担保されている。

さらに、理事の職務執行が法令および寄附行為に適合することを確保するための体制（内部統制体制）についても、文部科学省令に基づき整備を進めている。監事による監査や内部監査室による点検体制を構築し、理事会において監査報告を受けることで、業務の適正性を

高知学園短期大学

組織的に監視している。また、リスク管理やコンプライアンスの強化を図り、法人運営の透明性と自浄作用を維持するための体制構築に継続的に取り組んでいる。

[区分 基準Ⅳ-A-3 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。]

＜区分 基準Ⅳ-A-3 の現状＞

理事会は、法人の最高意思決定機関として、寄附行為第 14 条に「理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」とされている。理事長は、法人を代表し、その業務を総理するとされ、理事会の議長にあっている。寄附行為第 6 条の定めにより、理事 8 名、監事 2 名の定数構成となっている。寄附行為により、理事はその選任について、第 8 条第 1 項において、学長（校長）及び学園本部長のうちから理事会において選任した者 3 名、そのほか理事会において選任した者 5 名と定められている。本法人の理事選任機関は、寄附行為第 7 条において理事会としており、理事会において選任される。

理事会は原則として、年 4 回定例的に開催し、必要に応じて随時開催している。法人全体の予算・決算、財産の管理・運営、事業計画、寄附行為の変更、各学校の諸規程の改廃など、重要事項の審議・決定を行い、理事会会議規程に則り、適切に運営している。

＜テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営の課題＞

本学園のガバナンス体制は、寄附行為および関係法令に基づき、理事長・理事会が法人の最高意思決定機関および監督機関としての役割を適切に果たしている。また、理事の選任においても、内部理事と外部理事のバランスに配慮し、評議員会からの意見聴取を行うなど、透明性を確保するための手続きが踏まれている。令和 6 年度の私立学校法改正（改正私学法）の施行に伴い、理事会の監督機能と評議員会の牽制機能をより実効性の高いものへと昇華させることが喫緊の課題である。具体的には、理事の職務執行が法令および寄附行為に適合することを確保するための「内部統制体制」の整備について、単なる規程の完備に留まらず、リスク管理やコンプライアンスの遵守状況を組織的にモニタリングし、継続的に改善するプロセスの明文化と定着が必要である。

また、理事の選任プロセスに関しても、法改正の趣旨を踏まえ、評議員会による意見聴取が形式的な手続きに終わらないよう、法人の将来構想や経営課題に合致した人材を特定するための選抜基準の策定が求められる。これにより、外部理事の専門性をより直接的に経営判断へ反映させるとともに、選任プロセスの透明性を一層高める必要がある。

さらに、激変する高等教育環境や定員充足率の低下といった経営課題に対し、理事会が収集した学内外の情報をより戦略的に活用し、学長との緊密な連携のもとで、中長期的なビジョンの提示とそれに基づく大胆なリソース配分を行う戦略的ガバナンスを深化させていくことが、今後の持続可能な大学運営における重要な課題である。

＜テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営の特記事項＞

特記事項なし。

高知学園短期大学

[テーマ 基準IV-B 教学運営]

<根拠資料>

- 提出資料 1 学生生活と履修の手引き
- 21 教授会議事録 [令和 5 (2023) 年度]
- 22 教授会議事録 [令和 6 (2024) 年度]
- 23 教授会議事録 [令和 7 (2025) 年度]
- 提出資料- 0 学則
- 規程集 3 高知学園短期大学教授会規程
- 4 高知学園短期大学評議会規程
- 7 高知学園短期大学個人情報保護委員会規程
- 8 高知学園短期大学学科改革検討会議規程
- 9 高知学園短期大学医療事故等対策会議規程
- 10 高知学園短期大学地域貢献推進会議規程
- 79 高知学園短期大学人事委員会規程
- 64 高知学園短期大学懲戒規程
- 202 高知学園大学と高知学園短期大学との合同の教授会に関する規程
- 1036 高知学園短期大学学長選考規程
- 備付資料 85 学長の教員個人調書 [様式 22]
- 86 学長の教育研究業績書 [様式 23]
- 87 各種委員会の開催実績 [令和 7 (2025) 年度]
- 8 各委員会議事録 [令和 7 (2025) 年度]
- 88 評議会議事録 [令和 5 (2023) 年度]
- 89 評議会議事録 [令和 6 (2024) 年度]
- 90 評議会議事録 [令和 7 (2025) 年度]
- 91 各学科会議議事録 [令和 7 (2025) 年度]

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。]

<区分 基準IV-B-1 の現状>

高知学園短期大学学長は、長年にわたる教育活動と教育行政の経験や研究蓄積によって培われた学識と高潔な人格を有している。令和 5 年度までは副学長として学長をサポートし、その間の経験で得られた大学運営に関する見識に基づいて (備付-85)、新時代に対応できる改革へ積極的に取り組み、私学経営の可能性を追求している。それゆえ、短期大学設置基準第 22 条の 3 を満たしている。

教育研究面については、学長は本学の建学の精神に基づく教育基本方針を柱として、教育の質的保証と時代の変化に対応できる短期大学のあり方を追求し、教育環境の整備、教育体制の強化・充実及び研究環境の向上に努めている。本学では、学則第 57 条に基づいて高知学園短期大学懲戒規程 (提出-規程集-64) を定め、学長が学生の懲戒に関する手続きを行うこととなっている。所属職員の服務に対しても、本学におけるコンプライアンスの最高管理

高知学園短期大学

責任者である学長が、高知学園就業規則及び学務分掌に基づいて統督している。

学長は、高知学園短期大学学長選考規程に基づいて任命される（提出-規程集-1036）。その過程は、学長選考会議を構成し、理事会、短期大学評議会のそれぞれが推薦する候補者について審議して学長候補者を決定し、その選考に基づき理事長が学長の任命を行っている。それゆえ、理事長によって任命される学長は、大学及び短期大学運営に全力を傾注できる環境にあり、支障なく職務遂行に努めることができる。

大学運営に当たり、学長は学則及び高知学園短期大学教授会規程（提出-規程集-3）に基づき、教授会を大学教育の重要な事項について学長へ意見を述べる機関と位置付け、この事項を学則第41条に定めるとともに教授会に周知している。毎月1回の定例会議を開催し、学則に定められる審議議題を提案して構成員の意見を聴取している。学習成果や三つの方針については評議会で検討し、その内容に基づいて教授会で審議することとしている。したがって、教授会はその認識を有している。このように、学長は教授会の意見を聴いてリーダーシップを発揮し、最終的な判断を行うなど適切に運営しており、学校教育法第93条及び学校教育法施行規則第143条を満たしている。

なお、教授会は高知学園大学と高知学園短期大学との合同の教授会に関する規程（提出-規程集-202）に基づき、高知学園大学と合同で開催することがある。教授会におけるすべての審議内容は事務局職員が記録し議事録にまとめ、次回教授会に提案し承認を求めている。また、学長は高知学園短期大学評議会規程（提出-規程集-4）に基づいて評議会を開催し、教授会に上程する議題の確認と精査を図っている（備付-88, 89, 90）。

評議会は個人情報保護委員会、学科改革検討会議、医療事故等対策会議、地域貢献推進会議、高知学園短期大学人事委員会をも兼ねており、各会の規程（提出-規程集-7, 8, 9, 10, 79）に基づいて学長が主導し、緊急時にも対応可能な体制をとっている。さらに、評議会構成員はそれぞれの運営組織、教育組織、事務組織の長であることから、学長が逐次各組織の現状を聴取し、把握することができている。

本学は、教育研究の遂行に必要な委員会を学則または各委員会規程に基づいて設置し、適切に運営している。委員会での検討結果が学則第41条（教授会の審議事項）に該当する場合等は教授会に上程され、教授会の議を経て全体に周知されることで、大学教学運営の一翼を担っている。また、学科会議規程に基づき、各学科に所属する専任教員と事務職員が構成員となり、学科の運営を行っている（備付-91）。

<テーマ 基準IV-B 教学運営の課題>

本学では、高知学園短期大学学長選考規程に基づく適正なプロセスを経て学長が選任されており、学校教育法第93条および同施行規則の精神に完全準拠した教学ガバナンスを展開している。教授会を「学長への意見具申機関」として厳格に位置づけ、毎月1回の定例開催や事務局職員による議事録作成・承認プロセスを徹底している。また、短期大学評議会が個人情報保護や学科改革等の重要会議を兼ねて機動的な指揮系統を確立しているほか、高知学園大学との合同教授会規程に基づく連携を行うなど、小規模短期大学の特性を活かした合理的かつ適正な教学運営体制が構築されている。これらの強固な教学マネジメント基盤を基盤として、本学が直面する定員未充足等の深刻な経営・教学課題を乗り越え、持続可能な教育の質保証を確固たるものにするにあたり、以下の点が今後の課題として挙げられ

る。

学長は教授会の意見を参酌した上で最終決定を行う強力なリーダーシップを有し、服務監督や学生懲戒等の方針を厳格に執行している。一方、18歳人口の急減に伴う入学者数の減少は、本学の教育課程の持続可能性に直結する課題である。この激変する環境下において、学長が収集した学内外の高度な情報（文科省動向や地域社会のニーズ）を単年度の教学運営に留めず、経営サイド（理事会）の中・長期財務計画と密接にシンクロさせた「中長期教学グランドデザイン（学科再編や全学的なDX推進等を含む）」として戦略的に昇華・具現化し、それに基づく大胆な教育資源（人的・物的）の配分へと繋げていく戦略的ガバナンスの深化が必要である。

<テーマ 基準IV-B 教学運営の特記事項>

高知学園短期大学学長は令和6年4月1日に着任し、併設する高知学園大学学長を兼任している。また、令和8年2月の理事会で再任が決定している（任期3年）

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 提出資料 | 24 評議員会議事録 [令和5(2023)年度] |
| | 25 評議員会議事録 [令和6(2024)年度] |
| | 26 評議員会議事録 [令和7(2025)年度] |
| 提出資料- | 1001 学校法人高知学園寄附行為 |
| 規程集 | |
| 備付資料 | 75 財務情報 [令和5(2023)年度] 監査報告書 p.2 |
| | 76 財務情報 [令和6(2024)年度] 監査報告書 p.2 |
| | 77 財務情報 [令和7(2025)年度] 監査報告書 p.2 |
| | 92 Web サイト「情報の公表」 |

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

<区分 基準IV-C-1 の現状>

監事は、学校法人高知学園寄附行為第6条の定数に基づき2名が選任されている（提出規程集-1001）。その選任にあたっては、改正私立学校法および寄附行為第23条に基づき、評議員会の決議によって適切に選任されており、理事や本学園職員との兼職禁止等の独立性を厳格に担保した上で職務を遂行している。

監事は、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況（業務監査）について、監査計画に基づき適宜厳正な監査を実施している。監査の執行にあたっては、理事会及び評議員会に毎回出席して積極的に意見を述べているほか、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他文部科学省令で定めるものについて、事前に適正な調査を行っている。毎会計年度、これらの監査結果を取りまとめた「監査報告書」を作成し、会計規程第56条及び寄附行為第29条に基づき、当該会計年度終了後3か月以内に理事会及び評議員会

に提出することとなっている（備付-75, 76, 77）。

このように、監事は学校法人の運営及び監査に関して、多大な目的意識と法的な責任があることを深く認識し、寄附行為および関係法令に基づいて適切にその機能を果たしている。また、組織規程第2条に基づき設置されている内部監査室や、外部の会計監査人による監査とも緊密な情報共有・連携を図ることで、三者監査体制による監査の実効性と客観性を高めている。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。]

＜区分 基準IV-C-2 の現状＞

評議員会は9名の評議員をもって組織することを寄附行為第6条第2項で定めている。また、寄附行為第6条第1項では理事の定数を8名と定め、評議員会は理事の定数を超える数の評議員をもって組織し、寄附行為に基づいて開催している。さらに、私立学校法第66条に基づいて諮問事項を寄附行為第38条に定め、理事会の諮問機関として運営している（提出-24, 25, 26）。

[区分 基準IV-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

＜区分 基準IV-C-3 の現状＞

会計監査人については、寄附行為第50条に基づき、令和7(2025)年6月18日に開催した評議員会において選任された。

会計監査人監査は、私立学校法第86条に基づき、計算書類及びその附属明細書、並びに財産目録を実施している。また、会計監査人は、独立した立場で会計監査を実施し、計算書類に全体として不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて監査意見を表明している。

会計監査人による会計監査は、年次決算の財務書類に対する根拠資料との整合性や会計処理のプロセスについての決算監査、期中監査を実施している。会計監査を担当する会計監査人と監事は、お互いの監査状況について報告することで情報共有や意見交換がなされている。また、監事または内部監査室と連携し、効果的な監査の実施に努めている。

＜テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題＞

本学園および本学における監査・牽制ガバナンスは、改正私立学校法の趣旨を厳格に反映し、極めて高い規律のもとで運用されている。監事および会計監査人の選任権を評議員会決議へと適正に移行しているほか、公認会計士による手厚い外部監査体制、さらには法定（4か月以内）を上回る「6月末日まで（3か月以内）」の監査報告書提出など、財務・業務監査のスピードと正確性は総じて優秀な水準にある。また、法人直轄の内部監査室による適宜の点検や、監事・会計監査人を交えた「三者監査」の枠組みが構築されているなど、組織的な相互牽制機能が十分に発揮されている。これらの高度な法的ガバナンス基盤を単なる形式的遵守に留めず、本学が直面する定員未充足等の構造的経営課題の克服に向けてより実質的に機能させるにあたり、以下の点が今後の課題として挙げられる。

現在は年次の決算監査や期中監査、各委員会等への出席を通じて、監事、内部監査室、会計監査人の間で良好な情報共有や立ち会い、意見交換（三者監査連携）が行われている。しかし、これらの連携は監査期などの特定のタイミングにおける会議体や個別の報告に依存

高知学園短期大学

している側面がある。激変する私学経営環境において、学内の業務リスクやコンプライアンス事象をより早期に検知・予防するためには、三者が日常的に監査知見やリスク情報を共有し合える「恒常的な三者監査連携プラットフォーム（定期協議のルール化等）」を明文化し、組織的に定着させる必要がある。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準IV-D 情報公表]

<根拠資料>

提出資料

提出資料-

規程集

備付資料 92 Web サイト「情報の公表」

[区分 基準IV-D-1 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

<区分 基準IV-D-1 の現状>

高知学園短期大学の教育研究活動等の情報は、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づき、Web サイトで公表している。また、財務情報は、私立学校法第 47 条に基づき、学校法人の Web サイトで公開している（備付-92）。

ガバナンス・コードについては、「日本私立短期大学協会 私立大学・短期大学版 ガバナンス・コード（第 2 版）」を学校法人全体で採用するものとして、手続きを進めている。

<テーマ 基準IV-D 情報公表の課題>

情報の公開に関しては、法令で義務付けられた教育研究情報や財務情報の公表に留まらず、ステークホルダーが本学の教育の質や経営の健全性をより直感的に理解できるよう、IR データを活用した可視化や視覚的な資料提供といった「戦略的な情報発信」が課題である。社会に対する説明責任を、単なる「情報の掲載」から「信頼の構築」へと昇華させ、本学の社会的価値をエビデンスに基づいて発信し続けるガバナンス体制を構築することが、今後の重要な課題である。

<テーマ 基準IV-D 情報公表の特記事項>

特記事項なし。

<基準IV 短期大学運営とガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実

施状況

前回受審時で、理事長は建学の精神に基づいた教育目的を理解し、学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮しているとの評価であった。その後を継いだ現理事長は、建学の精神への理解を深化させ、初代学園長である川島源司氏の言葉に基づいた「至誠をもって事にあたり、人や社会に信頼される人物の育成」を掲げて、学校法人の運営にリーダーシップを発揮して取り組んでいる。

また、高知学園短期大学学長は、教育の質保証と学生支援に対応できる短期大学のあり方をさらに追求し、教育体制の強化・充実、学生支援の充実及び研究体制を確立する。監事の監査業務においても、法人本部による支援体制がさらに整っている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

学校法人高知学園および高知学園短期大学は、改正私立学校法の法意を厳格に遵守したガバナンス体制（評議員会による役員・会計監査人の選任、監事・内部監査・外部監査の三者監査連携、内部統制体制の整備など）を確立するとともに、学校教育法第93条に準拠した学長の強力な教学リーダーシップのもと、スリムで高機動な教学運営体制を維持している。今後は、長年整備してきた強固な統治基盤や法的インフラを最大限に活用し、激変する高等教育環境や財務リスク（定員充足率の課題）に柔軟かつ自律的に適応していくため、次期中長期事業計画と連動させ、以下の重点施策を中心とした全学的な改善計画を推進する。

1. 教学 IR データのフィードバック

学長および評議会が主導し、学生の修得単位数、国家試験模擬試験データ、学習成果（LO）の達成度などの教学 IR データを、各学科・専攻科の教育課程編成や指導体制の改善（FD 活動）へと直接的・自律的にフィードバックさせる全学的 PDCA サイクルを強固に構築する。また、最高監督・決算機関となった評議員会に対し、従来の財務諸表だけでなく、IR 推進室が発行するファクトブックや3つの方針（ポリシー）に基づく学習成果アセスメントなどの客観的エビデンスを定期的に関示・共有し、教学アウトカムを基盤とした高所からの戦略的な経営監督機能を実質化させる。ファクトブックをはじめとする IR 推進室が取りまとめているデータは、学内及び併設の短期大学では共有されてきたが、今後は IR 推進室と法人本部との連携をさらに深め、客観的データに基づく経営体制を推進する。

2. ガバナンス・コードの継続点検と公表の定着

採用しているガバナンス・コードの遵守状況（コンプライ・オア・エクスプレイン）の全学自己点検を毎年定期的実施し、点検結果をステークホルダーへ向けて法人 Web サイト上で公表し、説明責任を果たす。

3. 募集広報の強化と規模の適正化に向けた財務シミュレーションの実施

学生募集プロジェクトチームを中心として、IR 推進室、財務担当部署が共同し、事業活動収支の早期均衡に向けた定員確保施策を展開する。従来の高校訪問を中心とした広報に加え、Web・SNS を駆使したターゲット型のデジタル募集広報戦略を強化し、志願者の確実な確保を目指す。また同時に、入学者の安定的な確保のため、高等学校や自治体との提携関係を拡大し、高大連携の協定を増加させる。中長期的な18歳人口の推移を見据え、学内リソースの集約化や収容定員規模の適正化（学科再編や定員見直し等）を含めた財務シミュレーションを段階的に実施し、持続可能な財務体質の構築に向けた基本方針を取りまとめる。